

上山路村誌

昭和八年一月

郷土調査

和歌山縣日高郡上山路村

東尋常高等小學校

上山路村歌

作歌 山本 兼吉
作曲 大谷 栄次郎

一、日高の川のその上に
月かげくすし秋の川

紫にほふ春の山
こゝぞ我等の墳墓の地

二、建武の昔日の御子が
昔をかたる鶴ヶ城

御足とゞめし歴史あり
しのぶ心のなつかしさ

三、こだまにひゞく鶏鳴も
自然の樂とたのしみて

峰の松風その聲も
業にいそしむ村の人

四、老と若きはへだゝれど
富める貧しき異なれど

むつみに色こき松緑
心は清き丹生の神

五、弥まし栄え行く御代に
村の誉れをまさんのみ

やがて我等の力もて
こゝぞ我等の上山路

郷土調査目次

第一編 自然関係

第一章	位置	1
第二章	面積	1
第三章	地勢	1
第四章	地質	7
第五章	気候	7
第六章	変災	11
第七章	植物	17

第二編 人文関係

第一章	沿革	23
第二章	戸口	24
第三章	交通	26
第四章	村治	31
第五章	神社・宗教	43
第六章	教育	46
第七章	産業	63
第八章	金融	67
第九章	民俗	68
第十章	衛生	83
第十一章	各種団体	84
第十二章	旧跡及伝説	90
第十三章	旧家及人物	94

第一編 自然關係

第一章 位置

我上山路村は日高郡の東北端に位し、北は龍神村に接し、東は奈良県吉野郡十津川村、南は本郡中山路村の虎ヶ峰を隔てて、西牟婁郡栗栖川村及び二川村に接し、西は本郡寒川村に隣る。南北に日高川・東北に支流丹生の川の貫流するも、四面皆山を以て囲まれ就中東南にある笠塔山最も高し。
尚数里的に之を表せば、東經一三五度三〇分・北緯三三度五二分の地点に位し、海拔平均三四〇米なり。

第二章 面積

本村の広袤は東西三里（十二軒）・南北二里（八軒）にして大凡六方里（九十六平方軒）の面積を有す。内山村は九割四分強に当たる。

内 訳

山林面積	四〇七八・五三町
国有林	二〇〇〇町
民有林	二〇七八・五三町
耕地面積	一四四・三八町
田	九八・八〇町
畑	四五・五八町
宅地面積	一〇二・四三町

第三章 地勢

第一節 総説

本村は全面積殆ど山を以て成る。概して時代未詳の中世層に属する砂岩及泥板岩より成る

観あり。

北はセンゴ越にて龍神村に、東は果無山脈により奈良県吉野郡十津川村に境し、南は同山脈により西牟婁郡二川村と境し、東南に笠塔山・西に寒川村越ありて寒川村に隣る。其の間高低の山脈東西南北に走り、北龍神村より発する日高川は南に向かつて村の西部を貫流し、中山路村に入り東西に支流丹生之川ありて、村の西南端にて日高川本流に合す。別に西部寒川越と山脈との間に立花川ありて、下山路村甲斐ノ川に於て日高川に合す。日高川本流に沿ふて南部・龍神間の縣道全通し、乗合自動車及貨物自動車往復す。川を狹んで側に耕地・人家点在す。

第二節 山脈

一、護摩ノ檀山脈

有田郡・日高郡・奈良県との境界をなせる山脈にして、北は有田・大和の境より東は小森峯に於て城ヶ森山脈に交はり、南方虎ヶ峯山脈に達す。其の間龍神・上山路両村に亘りて、凡そ六里（二十四軒）程峻嶺嶮峯巍峨として高距一千三百米を越ゆるものありて、之を構成するもの主に中世層に属する砂岩及泥板岩なり。此山脈中本村と関係深きもの大峠山附近なり。

△大峠山付近

護摩ノ檀の主峯は牛廻山より本郡領を離れて南と東に向ひ、引牛越を経て虎ヶ峰山脈に直交し、我丹生ノ川の水源と吉野郡出谷川との水源を分つ。牛廻しより西折する所支脉大峠山（一一八八米）を起し、更に南と西に折れて本郡と大和との境上走り、牛廻及大峠は紀和の境上に峙立し、龍神と十津川とを連絡する要衝に当るも、其嶮実に至る。南西に走る一支脉は八〇〇米内外の高距を保ちて、日高川谷と丹生ノ川谷との分水嶺をなし、丹生ノ川の大久保山に至つて七九一米を示す。脉中溪谷の大なるものなくただ大久保の東三ツ又谷稍深く人家十数軒あり。南側本村殿原・丹生川傾斜急なり。

二、虎ヶ峯山脈

護摩檀山脈に直交して、紀和の国境並日高・西牟婁の郡界を東北東より西南西の方向に蓮旦すること約十三・四里に及び、東は十津川の横谷によつて断絶し、西は紀州灘に没するもの。紀和の国境に於ては果無山脈の称あり。概して時代不詳の中世層の砂岩及び泥板岩より成り、東部に於ては一〇〇〇米内外の峻嶺相連なり、大小幾多の支

脉重畳するも、西するに従ひて漸次高距を減じ終に第三紀新層に入りて、南部附近の丘陵地となる。脉中高峯として著しいもの十津川の果無山（一二六二米）・安堵ヶ崎（峰の誤字）（一一八四）・本郡の和田の森（一〇二〇）・笠塔山（一〇九四）・虎ヶ峯（七九〇）等なり。

△和田の森附近

日高郡上山路村丹生ノ森・西牟婁郡二川村兵生及十津川河俣三方の境上に聳え、丹生川より山の尾伝ひに上ること一里半（頂上を鈴ヶ畝）牟婁の連山を眼下に見る。北西側は傾斜極めて急にして、有名なる亀田の潰あり。之より西南西に向ふものは、丹生川と富田川の水源を分ち笠塔山・持平山（八八〇）を得て虎ヶ峯となる。

○笠塔山より南西に向へる支脉は西郡二川村に蟠蜒して、其の末高星山・焼尾山となり富田川本・支流を分つ。総じて南側谷深く峯・峙つ北側急斜直に丹生ノ川に迫り、亀田の潰以下数ヶ所崩潰あり。

○持平山は上山路東より西郡二川村小松原に通ずる要路に当り、峠の南直下に大崩壊あり。亀田の潰にも劣らず。峯頂北にのびて諸島の天狗岩（五八〇）となり本脉との間口折川谷を抱く。

第三節 河川 日高川

龍神村護摩壇中より源を発し、婉延曲折して御坊に出で紀州灘に注ぐ。支流の主なるものに小又川・丹生川・初湯川・江川・西川等あり、流域面積三十八方里（六〇八平方粁）流程の直径僅かに十一里（四四粁）なるも延長実に四十里二十町（一六二粁）に及ぶ。支流を合算すれば百九里十五町（四三七・七粁）に及ぶ。其の流域の面積の割合に幹線の長きこと、屈曲著しくして流勢の急激なること、県下熊野川を除きては日高川の右に出ずるものなし。合同電気株式会社経営にかかる発電所の各所に設けられたるもこの急流の利用なるべし。

日高川本流の村内流程は本村大字宮代小竹畑にて、龍神村広井原より流入し大字宮代並びに大字西を経て対峯（岸）なる大字東巨勢の原にて、丹生川支流と合し字潰谷にて中山路村安井に流出す。此の間幸にして舟楫を便じ得るも、上りは太古のその如く小舟に綱を掛け、人の肩により溯るものなれば不便多し。されど現在は貨物自動車・牛車・サイドカーなどによりて、貨物を運搬するを以て河舟は遂に殆ど其の跡を絶つに至れり。

本流中之に注ぐ主なる谷左の如し

1 口合谷

大字宮代字口合にあり。此の谷に直下三丈（八米余）の瀑布あり。此処に不動明王を祀る。旱天の候雨乞に詣ず。

2 小竹畑谷

大字宮代字柿原^{カン}向にあり。県道を貫きて日高川に注ぐ。此の谷口より上ること約二〇〇米冷碓泉あり。疵を治するに効多し。されども湧出量僅少なれば浴用としては不便なり。

3 串本谷

右同大字柿原にあり。

4 宮代谷

坂足谷・五口谷・滝頭谷・山道地谷と順次日高川の西岸にあり県道を貫きて川に注ぐ。滝頭谷口及山道谷口より、山を越へ立花川を経て本郡寒川村に通じる村道あり。

丹生川

奈良県吉野郡十津川村引牛越の北方北又谷及南方八重佐谷に発し、河俣を貫流し村内大字丹生川字菅野に入り、先づ西南大久保山麓にて三ツ又川を入れ、次で西流し殿原を経て東に入る。栃谷にて西南に折れ巨勢の原川口にて日高川本流と落ち合ふ。流程六里余（二十四軒）の内本村領四里二十町三十五間（十八軒）。明治二十二年の大洪水にて西岸荒廃して著しく河幅膨大し、丹生川奥菅野にて五十米・殿原口にて約百米・東丹生平にて二百米に達す。此の附近は山間狭地ながら稍平地を見、土地久保・寺の原・丹生平等人家多し。古から

山家成れども東は都 七つ下れば三味の音
と歌はれし所なり。

立花川

大字宮代藤の実山・恩棒谷山に源を発し、南西に流れ本郡下山路村領に入り、弓木国有林を貫流し、甲斐川に至り日高川に合す。流程二里余（八軒）、人家僅かに十五・六戸各所に点在し、耕地至つて少し。前記丹生川に注ぐ谷の主なるもの左の如し。

1 宮の谷

2 檜の谷

3 中南谷

4 岩井谷



共に大字殿原にあり、就中南谷流域は郡内における有数なる民有林にして老杉・古檜林にして一大偉観を呈す。

大字殿原諸島天狗岩直下の谷之なり。対山沖嵐の大潰あり。折川・持平山より連続せる東

うねに源を発し流程約二料

5 丹生ノ栃谷 大字東栃谷にあり。奥に直下二丈（約九米）の滝あり。
6 折川谷 大字東持平山に源を発し、北西に流れ大字土地久保・栗の木・大田の間を貫き、丹生川に

注ぐ。流程約二里（八料）内東又口下手約一料瀬戸滝あり。三段に分れ兩岸絶壁の間を落下す。第一・第二の滝壺は全く硬岩にして、ルツボの如く土砂の停滞を許さず。第三の滝は高さ六米・落ち口の幅員四米・壺の長さ八米・幅九米・深さ五米あり。明治二十二年水害までは、此巖状筆舌に盡し難かりき。現在に於ても其の附近に至れば瀑音耳を襲し（ろうし）て夏尚寒く、冬季氷中（柱）断崖に懸りて簾の如く、其の美観言わん方なし。

第四節 溝梁及溜池

東三ツ石溝及堰

本村大字殿原亀畑直下丹生之川の本流の水を隧道に入れ□□山□□□□□□□□□□□□桑垣内・風呂・寺の原を通過し丹生平より西□小瀬に至る。村内一大溝梁にして、現在丹生平にある避病舎附近は、この水溝の出来るまでは一大原野にして、竹藪多く狐・狸の巢窟たり。元禄年中沿溝の住民一致共同出願したりしも、当時の官署は山間部などの地理を知らず、為に工事の許可を見ず住民憾を吞む。其の後百有余年を経て嘉永年間に至る。其の間再び此の方面に力を注ぐ者なし。各部落は殆ど荒廢の地に化し去らんとする惨状に陥りたるを、寺の原の住民松本半九郎奮然蹶起し此の大工事に努力をなすべく、有志を語らい当局に屢々上願したるも依然として埒不明かず、斯するうち老年の域に入り遂に志を達し得ずして世を去る。翁の養子に松本清右衛門なる人あり、亡父の遺志を継ぎ、苦心惨憺数ヶ年此の計画に腐心す。此の時丹生平の住民武田秀真なる人あり清右衛門之に語る。武田氏欣然として此の舉に賛し、直に住民を集めてこれを議す。衆みな此の熱誠に動かされ之が成功誓う所あり。当時白山神社の境内に大檜八十本あり、之を伐採して工事資金となさんことを、該神社氏子連中に協議し、一同の承諾を求め茲に於て之が工事に就て官許を仰ぐに至る。実に明治三年十二月なり。以後も再三出頭懇願すること篤し、官許の速かなるを以て衆民歡喜す。即ち明治四年正月十五日をトシ一同衆議を遂げ、同十八日初めて工事に着手す。此の土工は当村住民田野岡喜左衛門・西郡芳養村東山住人利平・同郡須佐見住人爲助・喜三郎等十七名を以て創業す。同年二月上旬に至り四方より苦情を鳴らし妨害をなす者数十人起り、如何とも成すを得

ず清右衛門・秀眞苦慮一週昼夜に及ぶ。加ふるに資金缺乏し来り、寒川大平大いに努力し厚く補助したりと雖も、資金全く尽き工夫を養うことすら出来ざるに至る。発起者等の苦心以て知るべきなり。此の時にあたり五味善之右衛門は自ら有する蜷の瀬山の杉・檜立木を売却し、一百参拾円を工費に投じ、弟五味甚吉は金拾七円を投出し赤心を表す。既にして妨害者も又消滅し、兩人の特別投資により此の大業も全く成るを得、同年四月十五日竣功す。同年五月十五日をトして通水を試み、丹生平字巨勢に通じたり。

弥右衛門堰

上山路村東字川口の田地灌漑水は、往昔折川の内舟原と云ふ小谷より引用せしが、水量乏しき故数町川奥の滝尻迄の間に、新溝掘穿し堰堤を築きたるものと云伝ふ。以来数百年の今日迄灌漑完全なり。此の工事の基因詳ならざれども、該堰堤を弥右衛門堰と云い伝へ、果して同氏の起業ならんかと里人の認むる所にして、敬慕しあるも事蹟詳ならず。煙滅版したるは遺憾なり。杉谷靜一郎重信氏曰く「人は死して名を止め、虎は死して皮を留むと、古人の格言宣なるかな。弥右衛門大人の偉業は折川の流れと共に千古に伝ふべし。泉下の英霊以て瞑すべし」と

土地久保溝

本村大字東字土地久保は旱害地なり。今を去る百三十余年の昔、寛政六甲寅年夏より秋に至る間降雨なく、大干魃にて多大の惨禍を受けたり。此の時に当たり杉谷爲左衛門自費を以て、同村折川小山手谷より約八町の間新溝開墾し、以て下流溝の補水を成し、以来年々大なる旱害なかりしが、明治二十二年八月古今未曾有の大洪水に、山岳崩壊と共に新溝破壊し廢溝となりしが、大正三年杉谷靜一郎重信祖先の偉業繼承して杉谷健之助に謀り、大正三年起工し同四年七月に至り復旧工事完成せり。之によりて土地久保の耕地は甦生するを得たり。

溜池

上山路村大字東風呂六八八番地四畝廿九歩・同六六八番地七畝五歩・同六七〇番地九畝十二歩、灌漑反別九段一畝十四歩なり。築造年月不詳なれ共、其の伝言によれば寛政年間のもの云ふ。

上山路村大字西字林八十九番貳反四畝三歩（外堤塘敷七畝九歩）・字後垣内一七〇番貳

反六畝貳拾九歩（外堤塘敷七畝十七歩あり。此の灌漑反別六町一反貳畝拾五歩あり、築造時代不詳なり）。右溜池は大正拾壹年三月貳拾貳日無償を以て上山路村所有となれり。

第四章 地質

第一節 総説

本村の地体を構成せる岩石は水成岩に属し、變成岩及噴出岩は殆どなく、本郡の大部分及有田郡の南半・東、西牟婁郡の北部に・東方大和・伊勢に及ぶ、一百里以上の地域に及ぶ中生層の一部なり。

郡内地質

時代不詳の中生層……………郡の殆ど全部

白亜紀層……………由良村附近

第三紀層の古層……………岩代村附近

新層……………南部附近

第四紀層の洪積層……………三尾・野口・矢田・丹生・早蘇・切目附近

同右 沖積層……………御坊・印南・南部・切目・由良・衣奈方面

時代未詳の本層は由良湾と鹿ヶ瀬とを連絡する線、又岩代村・南部・木津呂に亘り、紀伊半島の中生層七〇%を占む。寒川・龍神・中山路・下山路各村もこの層に属す。

第二節 鑛泉

本村大字宮代小竹畑谷に炭酸・アルカリを含める冷鑛泉あるのみにて特筆すべきものなし。右冷泉一昼夜湧出量六〇立に過ぎず。切疵・皮膚病に卓効あり。

第五章 氣候

第一節 総説

四面山を以て囲まれたるを以て、海岸部に比して気温低し。而し黒潮の影響も間接に受け雨量多く、樹木の繁殖に適す。而して気も稍大陸的の傾向あり。

第二節 気温

前年よりの統計によれば、本郡御坊町最高一七・七度を示し、次は本村の一六・二度なり。
我が村は温帯中の高温気温帯に属す。

上山路村測候所過去五ヶ年間統計

年度 月	昭和	三	四	五	六	平均
1	二・九	四・五	二・七	三・八	四・八	三・七四
2	二・八	三・三	二・九	五・七	四・八	三・九〇
3	七・一	七・六	六・六	八・九	七・九	八・六二
4	一一・五	一一・三	一一・八	一一・五	一一・三	一一・八八
5	一五・九	一七・九	一六・七	一七・八	一六・一	一六・八八
6	一九・四	二〇・三	二一・〇	二一・〇	二〇・四	二〇・四二
7	二八・三	二四・四	二六・〇	二六・六	二三・九	二五・八四

最低気温のレコードは昭和四年二月十一日の零下七・七度なり。
最高気温のレコードは昭和三年七月十二日の三十六・五度なり。

第三節 風 向

本邦の気圧は夏期に低く冬季に高し。西亜細大陸は夏期気圧の差本邦より甚だしく、東方太平洋上は本邦より気圧の増減緩慢なり。之によりて夏期三ヶ月間は南風若しくは南東の風多く、其の他は北風若しくは北西風多し。四月と十月とは両風交替期なり。又本州中部北東に至る時は南風は六・七・八の三ヶ月に止らず、九月に於ても此の風多し。冬期の一月は全国を通じて北風若しくは北西風多く、四月は風向転換期にして、風向は西より東・東より南に向わんとする傾向あり。七月に至り南風若しくは南東風を主とす。而して風向変換期たる十月となるや、再び冬期の風向に近付かんとする傾向あり。本村としては夏

年度 月	昭和	二	三	四	五	六	平均
8	二四・一	二四・七	二六・三	二五・七	二五・九	二五・三四	二五・三四
9	二〇・九	二三・四	二一・七	二一・二	二一・一	二二・〇三	二二・〇三
10	一五・八	一六・九	一六・五	一六・二	一六・二	一六・三二	一六・三二
11	一一・三	一一・六	一〇・四	九・〇	一一・九	一〇・八四	一〇・八四
12	五・九	五・五	九・五	六・一	六・七	六・七四	六・七四
平均	一三・九	一四・五	一四・四	一四・七	一四・五	一四・四	一四・四

期南西風多し。

第四節 雨・雪・霜

一、雨

本村（邦）に於ける多雨地は台湾の東部及北東部より奄美大島に至る地方・九州の東南部・四国の南部・北陸東南の高地・東海の沿岸にして年平均雨量八丈島にて三八六三耗、基隆にて三四二二耗を示す。本郡に於ては西部地方は少なく東するに随つて増す。本村に於ては二二・三二耗示す。内六月を最大とし九月之に次ぐ。最も少なきは十二月なり。一日中の降雨量最大は明治二十九年九月七日の四一七・二耗なり。

上山路測候所過去五年間の毎月雨量

年度	月	1	2	3	4	5	6	7
昭和	二	一〇二・五	九三・五	二四五・〇	二〇九・四	二〇七・一	二五一・五	一三九・六
	三	二二〇・〇	一三八・八	一六七・七	一四五・八	一四五・八	九七五・〇	二八五・六
	四	一九四・〇	一四七・三	五三・一	二一〇・九	二二九・〇	二四〇・三	三七五・六
	五	七五・二	一一七・四	三九三・八	二三五・四	一六〇・九	一四九・六	二四三・二
	六	一三八・三	一三八・三	一三七・一	三六三・六	一二九・八	一四五・三	五八五・八

年度	月	8	9	10	11	12	平均
昭和	二	一三六・六	一三六・五	一二三・二	七三・一	一三六・八	一五八・六五
	三	四〇一・六	一五七・〇	一八二・四	一九八・四	一九三・八	二六七・六四
	四	五三・二	五九一・七	三一四・九	一六五・八	一七六・三	二六七・五四
	五	一三一・〇	六九・〇	二〇四・〇	二三六・〇	六七・七	一七三・六
	六	一九三・七	二九八・一	二七〇・八	一〇六・一	二〇七・四	二二六・一九

○降雨日数

昭和六年度中全国を通じて降雨日数最も多きは、八丈島の二百四十一日・新潟の二百二十七日・舞鶴の二百二十二日。本郡に於ては日の御碕の一三七日・御坊の一三九日・船津の一六三日・本村の一四六日なり。

上山路測候所の降水日数

二、

年度 月	昭和 二	三	四	五	六
1	五	二	五	八	一三
2	九	八	五	八	一二
3	一	二	八	一三	九
4	八	八	一	一七	一四
5	二	一	一三	一〇	六
6	〇	一六	七	一四	一〇
7	一五	二	一	九	二四
8	一五	一五	一〇	一	一二
9	一六	一三	一七	一三	一七
10	一三	八	一四	一	一一
11	九	〇	一	一	一二
12	九	一五	一六	一	六
合計	一三二	一四〇	一二八	一五一	一四六

雪

本村に於ける降雪を見るに大抵十二月初旬を初雪とし三月上・中旬を晩雪とす。初雪のレコードは昭和四年十一月十二日にして晩雪は同年三月十日なり。

降雪日数

年度 月	昭和 二	三	四	五	六
一月	六	三			
二月	七	一			
三月	一				
四月					
五月					
六月					
七月					
八月					
九月					
十月					
十一月			一	一	
十二月	四	二	一		
合計	一八	一二	一〇	九	四

三、

霜

本村に於ける降霜は平均十月下旬に初まり翌年五月上旬に終る。当地方で「八十八夜霜止め」・「暑さ寒さも彼岸まで」という諺が古くから云い伝へられているが、いずれもよく的中せり。

年度 月	昭和 二	三	四	五	六
一月	一				
二月	二	二			
三月	一	一	四		
四月					
五月					
六月					
七月					
八月					
九月					
十月	一	一			
十一月	四	三	二		一二
十二月	四	二			一四
合計	一三	八	一〇	六	二六

初霜

昭和二年十月十八日

晩霜

昭和七年四月九日

第五節 氣候資料

雲量十分の二に満たざる日を快晴と云ひ、年平均三十日内外なり。雲量十分の八以上の日を曇と云ひ、一ヶ年通じて一四〇日内外なり。太陽が殆ど終日見ざること平均三七・八日なり。

第六節 民間天氣豫測

民間に於ける天氣豫測は其の一地方に限られたるものにして、古来より云ひ伝えられたる本村のもの左の如し・

△ 夕焼は天氣 朝焼は雨
△ 夕虹は天氣 朝虹は雨
△ 蛇が木に上るとあめ
△ せせらぎの音高く耳につくと雨
△ 向山が近く見えるとあめ
△ 蜜蜂が朝早くから働くと雨
△ 鶏が日暮まで餌をあさるとあめ
△ 女の賢いのと東の明るいのはあて
△ 月日の暈はあめ
△ 星が動けばあめ 又深ければあめ
△ 朝雷に河渡りに行くと大雨が降る
△ 夕雷にみの笠はいらぬ晴
△ 朝鳶高ければ晴 低ければあめ
△ 大霜の明後は雨
△ 蜂が巢をかげにする年は大風あり
△ 稲の葉が巻くと大風

△ 地震により天候を知る歌に

九は病ひ 五七は雨に 四つひでり

六つ八つなればいつも大風

1 五水種を失う

2 三木枝を鳴らす

3 四火石を破る

註 1 月の朔日にみずのえみずのとの日が

一年を通じて五回ある年は降雨多く

種にするまで腐敗するといふ。

2 月の一日にきのえきのとの日が一年

を通じて三回ある年は暴風あり。

3 月の一日にひのえ又はひのとの日が一年

を通じて四回ある時は旱天打続き石でも

割れ位の暑さである。

第六章 変災

第一節 地震

一、天武天皇の御宇十三年十月十四日近畿地方一帯大地震あり
二、元弘の地震 元弘元年七月三日紀伊國全体大地震あり（南部千里浜隆起陸地となる）

三、貞永の地震
四、正平の地震

貞永二年二月五日紀伊國全体大地震

1 正平十五年十月四日より起り大津浪あり

2 正平十六年二月近畿一帯にあり

大日本史に「正平十六年八月二十四日紀伊國烈震。諸国堂舎多倒」。太平記に「正平十六年六月十八日巳之刻より十月に至るまで大地夥しく動いて日日夜々止む時なし。山は崩れて谷を埋み、海は傾いて陸地になり。しかば神社佛閣倒れ牛馬人民の死傷すること幾千万なるを知らず。すべて山川江河林野村落此の災にあはずという事なし。又八月二十四日の大地震には雨暴く風烈しく吹いて虚空姑くはかきくれて見えたり」本村も災害を被ること甚大。家屋倒潰破損多し。

五、明応の地震
六、天正の地震

明応七年八月二十五日襲来被害甚大

天正十三年十一月二十九日夜大激震あり。有田郡にては戸数七〇〇戸を失へりと云ふ。

七、慶長の地震

慶長九年二月二十六日激震あり

八、寛文の地震

寛文四年六月十二日本縣に大地震あり。新宮地方に大損害ありしが本村に於てはなし。

九、宝永の地震

四年十月四日全国に亘り大激震あり。震源地は紀伊半島及四国南方約二十里乃至三十里の太平洋底なりしなり。本郡一円同日午の下刻に俄然大地震あり。一時後第一・第二・第三と連続して恐れり。それに伴ひ津浪襲来沿岸地一帯は多大の損害を受けたり。山路郷の災害も大なるものあり。之によりて世上一般不景氣に陥り、其の上幕府要人等善政を行わず、小民は見るに忍びざる疲弊を招けり。此の月銀札廃止十二月九日限り交換を命じたるも之をなさず。飢餓に瀕する者続出せり。農民は木の芽・草の根を採りて食糧となし、藁を煎じて其の汁を吸ふなど言語に絶したる惨状を呈したり。

十、享保の地震

六年十二月六日・同十二年正月二十三日本村地方に強震ありしが被害状況不明

十一、嘉永の地震

七年十一月四日震源地東海道線海底にして上総より紀伊に及ぶ。同

(安政)

十三、明治の地震

線一帯・信濃・下野・山城・大和・河内・和泉・攝津・近江・出雲・備前・安置・越前・播磨・若狭・阿波等に波及し、海に沿える各地方殆んど大津浪に襲われたり。次いで五日の地震は南海道方面が震源地たり。此の被害中国・四国・九州に亘る。同年十一月四日より安政二年十月三十日に亘る地震の回数百三十拾余回、其の間風雨及雷を交へ起りたり。安政三年正月朔日より中頃へかけて連続的にあり。二月二十日又々激震あり、其の後毎月一・二回となれり。漸時止みたり。十一月四・五日のものには大津浪あり、本村等猛烈にして村民は戸外に竿をしき戸板を並べて、その上に起臥せり。

1 二十四年十月二十八日濃尾の大地震あり。山路郷・川上方面強震を感じたり。

2 三十二年三月七日奈良県地方より本県に亘りて激震あり。局部的突発的なるため被害多かりしが本村には著しき被害なし。

本村には何等の被害なし。

十三、関東大震災
第二節 暴風雨

本県は太平洋上に突出せるため日本海流の影響を受け、雨量に莫大なる関係を有せり。毎年六月より九月特に多し。又東亜細亜の大暴風雨帯の通路にあたり、毎年台風の襲来を受ける。古来我地方に襲来せるもの左記の通り。

一、宝亀の大風雨 光仁天皇三年八月六日本県一帯にあり

二、天慶の風雨 陽成帝の二年九月廿六日本県一帯

三、宝治の暴風雨 三年四月十八日郡内一般

四、慶長の大風 十年八月に大風あり

五、元和の洪水 六年七月十日日高川沿岸一帯

六、万治の洪水 元治元年

七、正徳の暴風雨

1 八月九日及廿三日両度あり、五十年來のものなりといふ。正しき記録を認めず。

2 四年八月四日大風雨あり被害多し。米價騰貴して村民一般疲弊を

極る。

八、享保の大水大風雨 六年六月十二日大洪水あり耕地多く流失す

十四年七月十九日大風雨襲来被害甚大

九、元文の大風雨

三年六月二十六日大風雨あり

1 四年七月十一日大出水あり。日高川堤防崩壊して御坊村に浸水す

2 本村内日高川沿岸地多く荒地となり、藩主より御救米下賜る

3 同六年六月霖雨三十有余日に及び被害多し。日高川に沿いたる耕地全部浸水し稲作に被害多し。

十二、明和の大風雨

元年六月晦日大風雨襲来被害多し。

十三、安永の大風雨

元年三月廿九日古今未曾有の大雨・雷光を見る。

十四、天明の大洪水

八年七月十七日高川・丹生川沿岸耕地一帯流乏被害多し。

十五、寛政の大洪水

1 元年六月沿岸地多く浸水、植付直後にて被害多し。

十六、享和の出水

2 三年御坊堤防崩壊、同七・八・十・十三夏大出水沿岸田地浸水。

十七、文化の出水

近村龍神温泉龍王神社・湯屋等流失。

十八、弘化の大風雨

1 元年正月八日より十六日迄大水打つづく。

十九、嘉永の風水

2 二年正月廿八日・二月四日・十八日・廿四日・廿七日あり

二十、明治年間大風水

3 四年八月六日・十月十八日大風雨。

4 五年三月廿三日洪水・七月一日洪水。上宮代村薬師堂に落雷あり

5 十一年正月十五日本村一円

6 四年八月九日風雨烈し

7 五年八月十六日

明治十四年五月四日・九月十二日

十五年八月十五日・十月八日及十二日

十六年九月十三日・十月八日及十二日

十七年八月廿五日

十八年八月十八日・十九日

就中廿二年のものは特筆すべき天変地変なり。其の地域広く惨たる

大暴風雨

状未だ曾てなし。四十年後の今日未だ癒えざるものあり。本村損害の
大要

東

1 村社丹生神社 本殿半流 拝殿皆流 末社西之宮流失

2 流失家屋 七戸

3 崩壊家屋 五戸

4 田地流失 総反別の五分五厘

5 山林崩壊 上谿字沖嵐山・川口になのせ山・折川石滝山

殿原

1 死者 九名

2 崩壊家屋 五戸

3 流失田畑総反別の六分以上

丹生川

1 死者 三名

2 龜田山大崩壊

上宮代

1 流失家屋 八戸

2 半壊及全壊 九戸

明治廿六年八月十六日 道路・橋梁に損害

廿九年八月三十日・九月八日及十一日

四十三三年五月十一日・四十四年九月廿一日・廿二日

出水

三、大正年間暴風雨

大正元年九月廿二日・廿三日、大正六年八月二日暴風雨あり

第三節 旱魃・飢饉

古来旱天打続くや農民は天に乞い、神に祀りて雨乞ひに忙殺されたり。而し天変は救ふべくもあらず。稲苗枯死し、田面亀裂を生じ忍びざる惨状を呈せり。左に年代を追ひて之を記し昔を忍ぶ資料に止まず。平素の勤儉力行の糧とせん。

一、慶雲二年の飢饉 文武天皇の御宇

二、靈龜元年の飢饉 元正天皇の御宇

三、天正四年・十九年右同 聖武天皇の御宇・紀伊の国最も甚しかりき

四、天平・神護元年 〃 〃 紀伊国最も甚し

五、延暦八年 平城天皇の御宇

〃 九年 〃 〃 紀伊国最も甚し

六、貞観八年 陽成天皇の御宇

七、治安元年 後一条天皇の御宇

八、保延二年 崇徳天皇の御宇

九、	仁平三年	近衛天皇の御宇
一〇、	寛喜三年	後堀河天皇の御宇
一一、	正嘉三年旱害	後深草天皇の御宇
一二、	元亨二年飢饉	後醍醐天皇の御宇
一三、	弘治三年の飢饉	正親町天皇の御宇
一四、	天正十三年飢饉	正親町天皇御宇
一五、	寛永十九年飢饉	後水尾天皇の御宇
一六、	享保七年飢饉	中御門天皇の御宇、山路郷民殊に窮し南部に移る。此処に於て千人近くの民餓死す。南部に千人塚ありとのこと。
一七、	天明四年飢饉	光格天皇の御宇、全国死者数十万を出せしも藩主治貞公善政をしき餓死者なし。
一八、	天保三年旱害	仁孝天皇の御宇八十余日も旱天打続く。
一九、	嘉永五年旱害	孝明天皇の御宇八十六日旱天続く。
二〇、	文久元年	明治天皇の御宇
二一、	明治十年	明治天皇の御宇
二二、	享和二年三月五日	上宮代村大字小竹畑谷山奥
二三、	文化四年二月十日	東村殿原 山見平家二棟
二四、	文化四年十二月廿二日	下宮代村 阪巻清次郎方全焼
二五、	文政二年五月一日	上宮代村 中西熊藏方全焼
二六、	文政三年六月廿八日	上宮代村 平七方全焼
二七、	文政廿一年十一月七日	上宮代村 五味佐次右衛門方全焼
二八、	明治廿一年三月三日	下宮代村細原寒川辨右衛門外三戸全焼

第四節 火事

第七章 植物

九、	〃	〃	年六月六日	上宮代村字西ノ岡金刀比羅炎上
十、	〃	〃	年七月	東 寒川新六方全焼
十一、	〃	〃	年十一月	上宮代村小原寒川光太郎方全焼
十二、	〃	〃	三十二年	東 田岡藤七方全焼
十三、	〃	〃	三十五年十一月	東 古久保松右衛門・仲枝の両家全焼
十四、	〃	〃	四十三年一月	西 古久保辰之助方全焼
十五、	〃	〃	大正四年十二月十四日	宮代小孝校外数戸全焼、近来になき大火なり

土地あり・水あり・空氣の温みのある処には必ず植物が生在する・或る人はいふ「陸地・地球はすべて緑に彩られてゐる、人はその緑の割目に群居するものだ」。しかし一様に見える緑にも近よつて見るならば、自らそこに植物の如何に多きかが窺はれる。毎日毎日兒童はこの植物と共に生活して、いろいろの特徴を捕えては獨りほほえんでゐるのである。彼等の日常は大自然中の植物にどれだけの恩恵を蒙つてゐるかわからぬ。一木・一草・雜草としてむやみにふみつけてはならぬ。自然科の教材撰択上この植物分布の調査こそは、先ず第一に着せなければならぬと思ふ。教材の大部分を一覧してもわかることと思う。故に先ず我校中心として、その附近の植物分布を調査することにする。しかしこの調査について今少し範圍を広め「我が山地郷植物誌」なる別冊ができてゐる。故に大体の調査に止めたい。植物分布は幸者によつて色々わけられているが、私は次の三つの方法で調査を進めることにした。

1 地理的分布

2 高山植物分布

3 生態的分布……（群落分布）

しかしここに一言しておきたいのは、右の様三方面に調査を進めたのであるが、実はそれだけの植物を断然と区別することは、私にとつて可成至難でありまた時間の都合上ここに完成した。しかも確定的な調査をようせなかつたことは残念に思つてゐるので、で大体

の調査であつて、徹底した調査ではないのですが、植物分布の調査については可成の月日を費やし、可成りの努力も払つてゐるのです。少々無茶な点もあると思ふのです。御批判を願へば幸甚に存します。

イ 植物の地理的分布

東校附近はほぼ中帯に位し、

常緑樹としてマツ・スギ・ヒノキ・カシ・ツバキ・サカキ・クスノキ・ネズミモチ・ナツメノキ・ナンテン・シキミ・アオキ・ニッケ・シイ・コノテガシワ・モッコク

落葉樹としてサクラ・クリ・ナラ・カヘデ・クヌギ・ケヤキ・エノキ・モミヂ・ウツギ・クワ・アオ

ギリ・キリ・ハゼノキ・ハウノキ・アケビ・アキグミ

竹類 モウソダケ・ニガタケ・クロチク・マダケ・サンチク

等が比較的多く繁茂し、草木・花の類は甚だ多く四季の花のたえまがない位である。

ロ 高山植物分布

我が校附近としては高山はない。植物もしたがつて変化がない。採取人及び教授の参考として山地と平野に区分すれば、山地には松・杉・檜・樺等の木本類が繁生して平野にはタンポポ・スミレ・チガヤその他雑草が多い。

ハ 生態的分布

植物は水・熱・日光・地型・土壤等外圍の状態に応じて、性質の相似たものが集まり生育する。我が校附近は殆んど全部中生物植群落（畑・林地）に入るべきもので、其の他に少数の水生植物群落がある。自生せる重なる植物は大体次の通りである。山地・原野・水中・田畑・路傍・乾燥地といふ様に分類すべきであるが省略する。

1 菊科

キク・フランスギク・ヒヤクニチソウ・テンジクボタン・コシロギク・ヒナギク・ヒマワリ
キクイモ・キンセンクワ・ムギワラギク・エゾギク・フキザギク・ベニガナ・ハルシャギク
マツバハルシャギク・マルギク・チョウセンアザミ・シュンギク・ゴボウ・フキ・タンポポ・
ヨメナ・ヒメシオン・ヤマジロギク・カンギク・アキノキリンソウ・ニガナ・アキノゲシ・ノ
ゲシ・フジバカマ・ガンクビソウ・ハハコグサ・ヨモギ・カワラヨモギ・カハラハハコ・ヤマ
チノギク

2 桔梗科

キキョウ・ホタルブクロ・ツリガネニンジン

28	桃金娘科	ザクロ
27	柳葉菜科	マツヨイグサ・ツキミソウ・チヨウジタデ
26	五加科	ヤツデ・ハリギリ・タラノキ・トチバナニンジン
25	繖形科	ニンジン・ミツバ・セリ・チドメグサ・ヤブジラミ
24	石南科	キリシマ・サツキ・モチツツジ・シャクナゲ・ヤマツツジ・シャシャンボ・ハリガネカズラ
23	紫金牛科	ヤブコウジ・マンリヨウ
22	櫻草科	セイヨウサクラソウ・クリンザクラ・オカトラノオ・ブタノマンジュウ・ルリハコベ ヌマトラノオ
21	柿樹科	カキ
20	木犀科	モクセイ・キンモクセイ・ヒヒラギ・ネズミモチ・イボタノキ
19	馬錢科	フジウツギ・ユウチウツギ・ヒメナヘ
18	竜胆科	リンドウ・センブリ・ハルリンドウ・ミヤマリンドウ
17	蘿麻科	フナバラソウ・スズサイユ
16	旋花科	アサガオ・サツマイモ・ヒルガオ・ネナシカズラ
15	花荵科	クサキヨウチクトウ
14	紫草科	ワスレナグサ・イヌムラサキ・ハリソウ・ハナイバナ・ヤマルリソウ
13	馬鞭草科	ビジョザクラ・クサギ
12	脣形科	シソ・ハツカ・ホトケノザ・トウバナ・ウツボグサ・ヒキオコシ・モランソウ
11	茄科	ホオズキ・ナスビ・ジャガタイモ・トウガラシ・シシトウガラシ
10	紫葳科	ノウゼンカズラ・キカサゲ
9	玄參科	キンギョソウ・キリ・デキタリス・ウリクサ
8	胡麻科	ゴマ
7	車前科	オオバコ
6	茜草科	クチナシ・クワエンソウ・アカネ・ヤヘムグラ・ヨツバムグラ・ヘクソカズラ・アリドオシ
5	忍冬科	ミスイカズラ
4	敗醬科	ヤブデマリ・ニハトコ・ハコネウツギ・ニシキウツギ・タニウツギ・ツクバネウツギ・ガマズ
3	葫蘆科	キウリ・マクハウリ・ユウガホ・スイクワ・カボチャ・ヒヨウタン・ツルレイシ・ヘチマ カラスウリ ヲトコヘシ・ヲミナヘシ

55	薔薇科	サルスベリ・ミズスギナ ナワシログミ・アキグミ・ナツグミ ミツマタ・ガンビ・コガンビ サボテン・ヒモサボテン・カニサボテン・カブト シュウカイドウ シミレ・タチスミレ・ニオイスミレ・タチツボスミレ・コスミレ・ツボスミレ・エゾスミレ エイザンスミレ オトギリソウ・ヒメオトギリソウ・コケオトギリソウ・ミヤマオトギリソウ ツバキ・チャ・サザンカ・サカキ・モッコク・ナツツバキ・ヒメシヤラ アオギリ タチアオイ・モクサ・フヨウ ヤブカラシ・ブドウ・エビヅル・ノブドウ・ツタ・ヤマブドウ ナツメ・ケンポナシ ホウセンカ ミヤマハハソウ トチノキ カエデ ニシキギ・マサキ・ツルウメモドキ モチノキ・イヌツゲ・セイヨウヒヒラギ・ヤマウルシ ウルシノキ・ヌルデ・ハゼノキ・ヤマハデ アカメガシワ・エノキグサ・コミカンソウ・シラキ・ヤマアキ ヒメハギ ミカン・ユズ・ナツミカン・サンショウ・イヌザンショウ カタバミ・ムラサキカタバミ ノウゼンハレン・キンレンカ テンヂクアオイ・ゲンノシヨウコ オジギソウ・キバナウチワマメ・ネムノキ・フジ・ダイズ・ソラマメ・ササゲ・ナタマメ・フ ジマメ・エンドウ・インゲンマメ・アズキ・スズメノエンドウ・カラスエンドウ・クズウマコ ヤシ・ゲンゲ・カワラケツメイ・ヌスビトハギ・ハギ・イヌハギ コケバラ・ヤハザクラ・ヒガンザクラ・ウメ・ブンゴウメ・ヤマザクラ・アンズ・モモ・ユス
29	千屈菜科	
30	胡桃科	
31	瑞香科	
32	仙人掌科	
33	秋海棠科	
34	堇々菜科	
35	金糸桃科	
36	山茶科	
37	梧桐科	
38	綿葵科	
39	葡萄科	
40	鼠季科	
41	風化花科	
42	清風藤科	
43	七葉樹科	
44	槭樹科	
45	衛牙科	
46	冬青科	
47	漆樹科	
48	大戟科	
49	遠志科	
50	藝香科	
51	酢醬草科	
52	金連花科	
53	琥牛児科	
54	豆科	

56 金縷科
 57 虎耳草科
 58 十字花科
 59 嬰粟科
 60 樟科
 61 木蘭科
 62 防已科
 63 木通科
 64 毛茛科
 65 石竹科
 66 馬齒^{ヒユ}科
 67 陸^{ヒユ}科
 68 大和草科
 69 口^{ヒユ}科
 70 蓼科
 71 藜科
 72 蠨寄生科
 73 蕁麻科
 74 桑科
 75 榆科
 76 殼斗科
 77 樺木科
 78 楊柳科
 79 白草科

ラウメ・スモモ・ナシ・ビワ・カイゾウ・リンゴ・コデマリ・ユキヤナギ・キイチゴ・カヂイ
 チゴ・オランダイチゴ・ヤマブキ・ボケ・ナワシロイチゴ・クサイチゴ・ヘビイチゴ・ライビ
 イチゴ・キリミズヒキ・フユイチゴ・シロバナシロイチゴ・ミヤマキンバイ

ユキノシタ
 アジサイ・アマチャ・ウツギ・ウメバチソウ・ヒメウツギ・ヤシビシヤク

アブラナ・タマナ・カブラ・ダイコン・ワサビ

ケシ・オニゲシ・ヒナゲシ

クスノキ・ニツケイ・ゲツケイジュ

モクレン・ホオノキ・タイサンボク・シキミ

ナンテン
 アケビ・ミツバアケビ

アネモネコロナリヤ・キツネノボタン・フクジュソウ・シヤクヤク・トリカブト・ボタン・キ

ツネノボタン・コキツネボタン
 セキチク・アメリカナデシコ・ハコベ・ノミノフスマ・

スベリヒユ

ヤマゴボウ

オシロイバナ

ケイトウ・ハゲイトウ・センニチソウ・ヒユ・イヌビエ・ハリビユ・イノコヅチ・ヤナギイノ

コヅチ

オオケタデ・ソバ・アイ・イヌタデ・ヌカバナタデ・ボントクタデ・ミゾソバ・オオミゾソバ

イタドリ・ミズヒキグサ

ハハキギ・ホウレンソウ

ヤドリギ

マオ

イチジク・コウゾ・クワ・クワクサ

ムクノキ・エノキ・ケヤキ

カシワ・クリ・クヌギ・ブナノキ・コナラ

ヤハズバンノキ

シダレヤナギ・ネコヤナギ・タチヤナギ
 ドクダミ

103	担子菌類	ツチガキ・シイタケ・マツタケ・シメジ・ヒラタケ・タマゴゴケ・ツチカブリ・エノキシダケ
102	蘇類	シロゴケ・セイタカスイゴケ・ツルゴケ・スジナガシロゴケ
101	苔類	ゼニゴケ・ジャコケ・オホシツボゴケ
100	水竜骨科	ノキシノブ・シノブ・ヒメノキシノブ・ワラビ・ヰノモトソウ・ヘビノネゴザ・ハリガネワラ
99	裏白科	ビ・コウヤワラビ・サジラン・オシヤグシデンタ・マメヅタ・ハコネソウ・タチシノブ・シシ
98	木賊科	ガラ・トラノオシダ・ヘラシダ・ホラシノブ・ヰノデ・ハシゴシダ・クサソテツ・ヒトツバ
97	瓶子小草科	コノハナワラビ・ナツノバナワラビ・ゼンマイ・ツルシノブ
96	石松科	トクサ・カワラトクサ・スギナ
95	卷柏科	イワヒバ・ワラヌゴケ
94	松杉科	コエマツ・スギ・アカマツ・ネズ・モミ・ヒノキ・アスナロ・クロマツ・トガ・カヤ・マキ・
93	麻黄科	イチョウ・ソテツ
92	禾本科	クマザサ・マダケ・モウソウチク・クロチク・コムギ・大ムギ・アワ・ヒエ・ハトムギ・モロ
91	莎草科	コシ・トウモロコシ・サトウキビ・ナギナ・タガヤ・チカラグサ・カラスムギ・ジュズダマ・
90	棕櫚科	スズメノヒエ・チガヤ・ススキ・チカラシバ
89	天南星科	マオウ
88	浮萍科	コエマツ・スギ・アカマツ・ネズ・モミ・ヒノキ・アスナロ・クロマツ・トガ・カヤ・マキ・
87	鴨頭科	イチョウ・ソテツ
86	百合科	クマザサ・マダケ・モウソウチク・クロチク・コムギ・大ムギ・アワ・ヒエ・ハトムギ・モロ
85	石蒜科	コシ・トウモロコシ・サトウキビ・ナギナ・タガヤ・チカラグサ・カラスムギ・ジュズダマ・
84	薯蓣科	スズメノヒエ・チガヤ・ススキ・チカラシバ
83	鳶尾科	マオウ
82	芭蕉科	コエマツ・スギ・アカマツ・ネズ・モミ・ヒノキ・アスナロ・クロマツ・トガ・カヤ・マキ・
81	囊荷科	イチョウ・ソテツ
80	蘭科	クマザサ・マダケ・モウソウチク・クロチク・コムギ・大ムギ・アワ・ヒエ・ハトムギ・モロ
		コシ・トウモロコシ・サトウキビ・ナギナ・タガヤ・チカラグサ・カラスムギ・ジュズダマ・
		スズメノヒエ・チガヤ・ススキ・チカラシバ
		マオウ
		コエマツ・スギ・アカマツ・ネズ・モミ・ヒノキ・アスナロ・クロマツ・トガ・カヤ・マキ・
		イチョウ・ソテツ
		イワヒバ・ワラヌゴケ
		ヒカゲノカズラ・ヒメスギラン
		コノハナワラビ・ナツノバナワラビ・ゼンマイ・ツルシノブ
		トクサ・カワラトクサ・スギナ
		ウラジロ・コシダ
		ノキシノブ・シノブ・ヒメノキシノブ・ワラビ・ヰノモトソウ・ヘビノネゴザ・ハリガネワラ
		ビ・コウヤワラビ・サジラン・オシヤグシデンタ・マメヅタ・ハコネソウ・タチシノブ・シシ
		ガラ・トラノオシダ・ヘラシダ・ホラシノブ・ヰノデ・ハシゴシダ・クサソテツ・ヒトツバ
		ゼニゴケ・ジャコケ・オホシツボゴケ
		シロゴケ・セイタカスイゴケ・ツルゴケ・スジナガシロゴケ
		ツチガキ・シイタケ・マツタケ・シメジ・ヒラタケ・タマゴゴケ・ツチカブリ・エノキシダケ
		シラソ・エビネ・ネジバナ
		ミヨウガ・シヨウガ
		バシヨウ
		アヤメ・カキツバタ・シヤガ・ハナシヨウブ・フリージャ
		ヤマノイモ・ツクネイモ・トロロ・ヒメトロロ・モミヂドコロ
		ナツズイセン・スイセン・リュウゼツラン・マンジュサゲ
		オニユリ・テッポウユリ・カノコユリ・オモト・バラン・キボウシ・スジキボウシ・ヒヤシン
		ス・ネギ・タマネギ・ラッキョウ・ニラ・ニンニク・ミヤマナルコユリ・シヨウジョウバカマ
		ツユクサ・イボクサ
		ウキクサ・ヒンジモ
		サトイモ・コンニャク
		シュロ・シュロチク
		カヤツリグサ・マスグサ・クロハリキ
		クマザサ・マダケ・モウソウチク・クロチク・コムギ・大ムギ・アワ・ヒエ・ハトムギ・モロ
		コシ・トウモロコシ・サトウキビ・ナギナ・タガヤ・チカラグサ・カラスムギ・ジュズダマ・
		スズメノヒエ・チガヤ・ススキ・チカラシバ
		マオウ
		コエマツ・スギ・アカマツ・ネズ・モミ・ヒノキ・アスナロ・クロマツ・トガ・カヤ・マキ・
		イチョウ・ソテツ
		イワヒバ・ワラヌゴケ
		ヒカゲノカズラ・ヒメスギラン
		コノハナワラビ・ナツノバナワラビ・ゼンマイ・ツルシノブ
		トクサ・カワラトクサ・スギナ
		ウラジロ・コシダ
		ノキシノブ・シノブ・ヒメノキシノブ・ワラビ・ヰノモトソウ・ヘビノネゴザ・ハリガネワラ
		ビ・コウヤワラビ・サジラン・オシヤグシデンタ・マメヅタ・ハコネソウ・タチシノブ・シシ
		ガラ・トラノオシダ・ヘラシダ・ホラシノブ・ヰノデ・ハシゴシダ・クサソテツ・ヒトツバ
		ゼニゴケ・ジャコケ・オホシツボゴケ
		シロゴケ・セイタカスイゴケ・ツルゴケ・スジナガシロゴケ
		ツチガキ・シイタケ・マツタケ・シメジ・ヒラタケ・タマゴゴケ・ツチカブリ・エノキシダケ

第二編 人文関係

第一章 沿革

近世以前の本村の沿革については、未だ詳細調査の資料見当らず。只奈良末期頃よりの山地郷の状況の一端を記す。

一、莊園の興起

奈良期末の頃より權門勢家・寺社・土豪等が、莊園の自営に始まり、未だ久しからずして諸國に拡がり、後には院家・宮家等まで莊園を領有せらるゝに及びて、郷制乱れ官地を侵蝕するも、遂に郷名自然に廃滅して古文書にも見えずなり。莊園の名これに代るに至れり。莊園の増加と共に郡司の範圍は漸時狭められ、鎌倉幕府の新政により守護地頭の勢力拡張するに至りては、遂に有名無実の冗官となり果て、元郡郷の支配せる土地は武家の左する所となるも、共に領主を代えて変遷したければ、郡郷の区画なるもの又全く名ありて実なきものとなり。地方の行政区画は國と莊の二つになり、又後世に至りて郷名の私称も起りて莊と並び用ひられ、往々一つの土地に郷・莊の二称あり。其の名義も何等行政の意義をなさざるに至れり。今の日高には凡そ二十莊あり、後世莊の下に村名おこり、この二十莊の下に二〇七村あり、内山地郷・莊を見るに山地莊十四ヶ村千二百・三百石。

二、徳川時代
下柳瀬村・上柳瀬村・安井村・西村・東村・丹生川村・下宮代村・上宮代村
下廣井原村・三ツ又村・湯之又村・小又川村・龍神村

組制度となり毎組大莊屋を置く。

三、明治の初期

明治五年四月組制度廃止となり区・戸長制度となる。一小区に戸長一人・一村又は数村

に副戸長一人を置く。明治四年九月和歌山管内一三三小区に分ち、毎小区毎に郷長を置き、五年四月更に区画法を定めて、全県を五一区とし郡名を称せず単に第何区と称す。此の兩度の改正に於て、本郡が如何に改正されたるか詳ならず。次で明治五年五月十三日大小区劃を定め、和歌山縣第何区第何小区と称す。我が村は第六区第六小区たり。

△市町村制施行

明治廿一年四月布告、翌年四月実施に当たり、本県に於ては廿二年二月廿二日町村の分合改廃を行い、戸長及び戸長役場を廃して市町村長・市町村役場を設け、本村は上山路村と称し、区分して東・西・宮代・殿原・丹生川と称す。

第二章 戸口

一、現在本村人口

男 一二六〇 女 一二一四 計 二四七四

二、中古山地組人口

三、第一回国勢調査結果（大正九年十月一日）

大字別	世帯数	性別人員		計
		男	女	
大字 東	一五五	二九八	三二七	六二五
大字 西	四八	八三	一一八	二〇一
大字 下宮代	八二	一八七	二〇〇	三八二
大字 上宮代	八〇	一六四	一七九	三四三
大字 殿原	一三八	三一	二七二	五八三

村名	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
東村	九六	四二五	一四五	六三三	九五	七〇七
西村	三五	一二八	三九	一六九	三二	二二二
上宮代村	四七	二一五	四五	二三七	一〇七	七四三
下宮代村	四三	二一〇	四〇	二一八	一〇七	七四三
計	二二一	九七八	二六九	一二五七	二三四	一六七二

四、第二回国勢調査結果（大正十四年十月一日）

大字別	世帯数	性別人員		計
		男	女	
計	五六五	一一七一	一二四二	二四一三
丹生川	六二	一三三	一四六	二七九

五、第三回国勢調査結果（昭和五年十月一日）

大字別	世帯数	性別人員		合計
		男	女	
大字 東	一四七	三一四	三一八	六三二
大字 西	四九	九四	一一四	二〇八
下宮代	九五	二一三	一八三	三九六
上宮代	八二	一七二	一八四	三五六
殿原	一二二	二四三	二五六	四九九
丹生川	六二	一三一	一五三	二八四
計	五五七	一一六七	一二〇八	二三七五

六、過去十年間戸数及び人口

大字別	世帯数	性別人員		合計
		男	女	
大字 東	一三七	二九六	二九四	五九〇
大字 西	四九	一〇七	一一六	二二三
下宮代	八四	二一〇	一九一	四〇一
上宮代	七九	一七三	二〇六	三七九
殿原	一二〇	二七七	二六一	五三八
丹生川	七一	一九七	一四六	三四三
計	五四〇	一三六〇	一一一四	二四七四

年 度	戸 数	人 口	年 度	戸 数	人 口
大正十一年度	四二八	二二九六	昭和二年度	四七〇	二三五一
十二年度	四一八	二三五〇	三年度	四七五	二三七五
十三年度	四一二	二三五五	四年度	四七〇	二二二一
十四年度	四三五	二四三一	五年度	四七五	二四七〇
昭和元年度	四八一	二六四五	六年度	四七五	二四二〇

七、最近十年間本村出生・死亡調

種別	年度										
		大正	大正	大正	大正	大正	大正	昭和	昭和	昭和	昭和
生	一〇二	十一	十二	十三	十四	十五	二	三	四	五	六
死	四三	三八	四五	六五	六〇	五四	五二	五〇	五六	五〇	

八、婚姻及離婚

種別	年度										
		大正	大正	大正	大正	大正	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
婚姻	三	八	三	六	四〇	三八	四	四	四	四	四
離婚	二	一	七	五	〇	四	〇	六	二	二	二
離婚率%	五・三	二・七	一七・五	一四・二	二・八	一四・六	四・二	四・四	四・四		

九、人口密度

面	積	人	口	同（一方里ニ対スル人口）	同（一方軒ニ対スル人口）
〇・二七八	平方里（四・三方軒）	二四七四	八九〇〇	五二九	

一〇、戸数と一戸当人口

戸数	人口	一戸当り人口	
		最大	最小
五四〇	二四七四	一一	一
		四・五八	

二、職業別戸数

農業	商業	工業	官公吏	労働其の他
二一〇	三〇	四	八	二四〇

第三章 交通

一、県道南部・龍神線

村の西部を日高川に沿うて走る。本村区間は中山路村との境界鼻立より龍神村との境界小竹畑谷間なり。本線改修工費の負担は、各関係町村の互助法によることとし、南部町外七ヶ村道路組合を設けたり。

各年度本村負担金

年 度	金 額	備 考	年 度	金 額	備 考
大正三年度	二六三円		大正三年度	五八三円	上山路村工費総額一二五〇
" 四年度	二六〇		" 十三年度	四〇七	
" 五年度	二六〇		" 十四年度	一四四	
" 六年度	二六〇		" 十五年度	二五三	
" 七年度	一二六〇	上山路村工費総額三五〇〇	昭和二年度	二八	
" 八年度	二〇二二		三年度	六五九	
" 九年度	一六一九		四年度	六二八、四八	内特別負担金一〇七、三円
" 十年度	一六一九		五年度	五三八、四六	" 一〇七、三
" 十一年度	一二五四		六年度	三六八、二〇	" 一〇七、三

二、村道（東・十津川）

東より丹生川を溯りて、奈良県吉野郡十津川村に至る丹生川線は、大正十一年十月十五日起工し、県費の補助を得て年々続継事業として行ない、現在に於ては大字西橋より大字殿原富登野に至る五三〇六軒の完成を見たり。之に要したる工費左の如し。

年 度	距 離	村 費	補 助 費
大正十一年度	一二二〇軒	二三五〇円	六〇〇円
" 十四年度	九一六	二二〇五	〇
昭和元年度	九一六	二二九四	七九四
" 二年度	四一九	一九九六	六九八
" 三年度	二六四	一九九八	六九六
" 四年度	五八八	一九九八	六九九
" 五年度	四九九	一九九八	六九九
" 六年度	四八七	一七九八	五三九
計	五三〇六	一六六三五	四七二五

三、県営林道

土木救済事業として本年度より、本村殿原字谷口より龍神村三ツ又境まで着工、確定本線は西郡二川村より本村を経て龍神村に至り、高野山に至る裏紀州の重要路線と聞く。完成の暁は沿村の受ける恩恵大ならん。

四、橋 梁

本村に於ては橋梁と名づけて特筆すべきものはなく、日高川及び丹生川沿岸の部落点在

せる爲、殆んど針金橋を以て用をなせり爲に、交通價値をそがれること夥し。而も本年度より大字西より東に渡る小瀬橋を、車馬自由に通行出来るよう架橋さるゝときく。村内に於ける最大重要性を有する橋が殆ど完成に近きものと聞き敬賀に堪えない。これ即ち村長杉谷盛一氏の深甚なる御尽力の賜と感謝の意を表するものです。

村内の主なる針金橋

日高川

1 小瀬橋

大字西より字小瀬にかかるもの

2 加毛橋

大字宮代大垣内より滝頭にかかるもの

3 小原橋

大字宮代小原より上子藪にかかるもの

丹生川

1 鳥居の瀬橋

東字垣内より丹生平にかかるもの

2 高橋

東字寺之原より土地久保にかかるもの

3 あさうで橋

東上の砦より栃谷にかかるもの

4 高橋

大字殿原天方より殿原にかかるもの

五、交通機関

1 自動車

地勢上文明の恩沢を受くること少ない我地方は、スピード時代にふさわしい汽車・電車等は見られないが、南部町より小川政治郎氏経営に掛る一日三回の乗合及び貨物自動車あり、昭和二年九月より益々発展しつつあり。

2 自転車

明治三十六年頃県會議員総選舉に際し、候補者夏見康太郎氏が初めて乗り入れたり。世人これを二輪車と呼べり。前後して村内に於て乗り初めしは下宮代久保万助氏なり。以来日毎に増加し現在に於ては七十一台を数ふ。

3 リヤカー

田辺町紀南索道会社上柳瀬駅開通後、遠からずしてリヤカー駅より一日数回来往貨物運搬迅速を期せり。尚又最近村道進捗に付丹生川線に於ても二台貨物運轉しつつあり。

4 牛車

以前は相当多かりしも、前記トラック及リヤカーの出現により県道筋三々四台、丹生川筋二々三台あるにすぎず。

六、通信

明治四年七月三日東京及横浜に開局、各地往復時刻及賃金表を頒布して同月十五日実施せられて以来、明治六年十二月龍神村に局を設けられ、同七年本村大字西に開局せられたり。

明治拾年十二月一日西郵便局を山路郵便局と改称。

明治廿五年四月一日山路郵便局を上山路郵便局と改称。

明治廿六年四月一日柳瀬郵便局を上山路郵便局に合併、同日舎を大字東字丹生平三八三番地に移す。

明治四十年五月一日大字東寺ノ原四四五番地に移転。

大正二年二月六日同八八八番地に移転され現在に及ぶ。

從來当局を中心として寒川村・栗栖川村・龍神村・清川村・十津川村に逕送便ありしも、経済上及び交通機関進歩の結果廃止され、現在に於ては龍神自動車商會が同郡南部・龍神間の各局の郵便物運送に従事せり。

時勢の進歩に伴い村長杉谷盛一氏及当局者の尽力により電信・電話の架設及事務開始せられし爲斯る小間僻地なれども受ける便まことに甚大なり。

電信架設 昭和五年三月廿六日

電話事務開始 昭和五年十月十六日

事務状況

簡易保險口数	同上料金	保險金額
五一四	二五九五円	五四五一四円五〇銭

電報発着信

年 度	発 信	着 信
昭和五年度	一〇六五	一五二六
昭和六年度	一〇二六	一四五三

小包郵便

年 度	普 通	受 数	普 通	小包配達数
昭和五年度	一三三六	四七九	二三二六	一五八三
昭和六年度	一三七六	四四四	二一七八	一六一七

郵便貯金

年度	種類	
	口	受入
昭和五年度	五三〇〇	八〇一六六円
昭和六年度	五〇〇八	九八八七七
年度	口	払戻
昭和五年度	一四一二	八六五四五円
昭和六年度	一六三三	八五八六二

内国為替

年度	種類	
	口	受入
昭和五年度	一六一五	三七二九六円
昭和六年度	一八二五	三八三一八
年度	口	払戻
昭和五年度	一一九九	五四六二七円
昭和六年度	一一一四	六〇六九二

外国為替

年度	口	数	金	高
昭和五年度	三	一五〇円		
昭和六年度	五	一〇〇		

振替口座貯金

年度	種類	
	口	受入
昭和五年度	一〇九五	四八五八七円
昭和六年度	一一七二	五三二二七
年度	口	払出
昭和五年度	一三八	一二五五六円
昭和六年度	一四九	一一〇九七

上山路局通話区域及料金

区域	料金	区域	料金	区域	料金	区域	料金
龍神	一〇銭	三栖	一五	湯崎	二〇	串本	二五
清川	一〇	栗栖川	一五	印南	二〇	新宮	二五
下山路	一〇	新庄	一五	名田	二〇	和歌山	二五
高城	一〇	朝来	一五	稲原	二〇	大阪	二五
南部	一五	富田	二〇	切目	二〇		
下芳養	一五	御坊	二〇	日置	二〇		
上秋津	一五	周参見	二〇	崎ノ原	一五	田辺	一五

歴代局長氏名

氏名	就任年月日	退任年月日	就任期間
大嶋 周硯	明治八年二月一日	明治廿年六月十日	十三年四ヶ月

第四章 村 治

第一節 村 政

現局長崎山可道氏は昭和四年十一月十二日勲八等瑞宝章を給ふ。昭和六年從七位に叙せらる。

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	就任期間
寒川六郎兵衛	明治廿二年六月十日	明治廿二年十一月十日	二年六ヶ月
杉谷 靜一郎	明治廿四年十一月十日	明治廿四年六月十日	二年七ヶ月
松本 定一郎	明治廿四年六月十日	明治廿六年四月一日	二年九ヶ月
川口 幹之助	明治廿六年四月一日	明治四十四年四月十七日	十九年
崎山 可道	明治四十四年四月十七日	現 在	

一、大字区劃 本村は村政上左の五字に分る。

東（比賀志）……………川口・丹生平・寺の原・土地久保・上ヶ碓・栃谷

西（爾志）……………小瀬・中垣内

宮代（美也志呂）……………大垣内・滝頭・澤・細原・小藺・小原・上宮代

殿原（登野波羅）……………諸島・亀畑・上平・富士ヶ瀬・恩行寺・平・殿原・谷口・長

沢・小森

丹生川（丹布乃加波）・森峰・加財・小森・友・加庄口・菅野・河俣

二、上山路村役場

明治廿二年四月一日市町村制施行されて以来、本村東字土地久保一二八番地ノ一、杉谷健之助所有の家屋を借り受け此処に村政を執る。其の後庁舎の狹隘を告ぐ。而し村經濟上其の機を得ず。遂に大正十三年 月 日現在の位置に移転せり。現庁舎は今上天皇陛下が未だ東京にましませし頃、御來県の光榮に浴したることあり。此の光榮を永久に記念せんが為の事業の一なり。現在の位置は本村大字東字寺の原四三九番地にして、元上山路警察分署のあたりたる地なり。大正十二年十月十五日起工、同年十二月十三日上棟式を行ない、大正十三年十月十七日落成の運びに至れり。

総工費 六八一九円

工事関係者

村長 西面 欽一郎氏
助役 杉谷 盛一氏
収入役 林 正夫氏
書記 林 太助氏
村会議員 崎山 可道氏
的場 健四郎氏
田ノ岡 栄助氏
田久保 佐吉氏
建築委員 古久保 伍助氏
大工 安達 盛一氏
木挽 玉置 盛一氏
佐官 古久保 文助氏
田中 佐吉氏
古久保 音五郎氏
小川 巖 氏
田岡 平吉氏
五味 純 氏
久保 長造氏
寒川 定市氏
五味 純 氏
松本 岩松氏
寒川 清七氏
深瀬 栄一郎氏
古久保 多丸氏
古久保 多丸氏
古久保 政次氏
松本 政次氏
古久保 英一氏
小椋 元吉氏
古久保 繁吉氏
浦源 四郎氏
古久保 龜壽郎氏
古久保 佐吉氏

三、市町村制施行後の村吏

1 歴代の村長

氏名	就任年月日	退任年月日	勤続期間
杉谷 健之助	明治廿二年五月七日	明治三十四年三月十四日	十一年十ヶ月
五味 小平次	明治廿四年五月廿二日	三十九年三月六日	四年十ヶ月
林 正夫	明治四十一年四月十日	四十一年四月廿五日	一年一ヶ月
五味 小平次	明治四十一年三月八日	四十三年九月七日	二年九ヶ月
小川 周善	明治四十四年二月十日	大正五年十一月十一日	五年七ヶ月
西面 欽一郎	大正六年一月廿三日	八年九月六日	二年七ヶ月
古久保 多丸	八年九月廿五日	八年十月廿九日	五年
西面 欽一郎	八年十月三十日	十三年十月十八日	五年
杉谷 盛一	十四年一月三十一日	現在	

2 歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日	勤続期間
古久保 邦助	明治廿二年五月十七日	明治廿四年七月廿二日	二年二ヶ月
原 周助	明治廿四年十月十五日	大正十年七月十五日	二十九年九ヶ月
杉谷 盛一	大正十年八月十九日	十四年一月廿一日	三年六ヶ月
浦源 四郎			

3 歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日	勤続期間
原 周助	明治廿二年五月十七日	大正十年八月十九日	二十九年十ヶ月
林 正夫	大正十年八月十九日	現 在	
代杉谷 盛一	明治四十五年三月廿五日	大正九年一月十日	七年十ヶ月
林 太助	大正十年五月廿一日	〃 十年八月廿二日	三ヶ月

四、本村行政関係者

村行政は左の人員を以て勤務に当たる

村長 一名・助役 一名・収入役 一名・書記 二名・雇員 一名

村会議員 十二名・区長 六名

五、上山路村会会議規則

第一章 通 則

第一条 議員ノ議席ハ総選挙後初会ノ会議ニ於テ抽センヲ以テ之ヲ定ム

第二条 前項ノ抽セン後就職シタル議員ノ席次ハ議長ニ於テ之ヲ定ム

第三条 会議中出席若シクハ退席セントスル議員ハ議長ニ其ノ旨申告スベシ

会議録署名議員ハ二名トシ毎年初回ノ会議ニ於テ議長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム。其ノ欠員ヲ生

第二章 議 事

第四条 会議ヲ開クトキハ議長ハ其ノ旨ヲ宣告シ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム。但シ時宜ニヨリ朗読

第五条 議事ハ三読会ヲ經テ確定ス。但シ議長ハ自己ノ意見ヲ依リ又ハ会議ニ諮ヒ読会ヲ省略スルコ

トヲ得

第六条 第一読会ニ於テハ議案ノ大体ヲ討議シ、第二回読会ヲ開クヤ否ヤヲ決スベシ。第二読会ヲ開

ク可カラズト決シタルトキハ、其ノ議案ハ廃棄セラレタルモノトス。

第七条 第二読会ニ於テハ議案ヲ逐條審議シテ之ヲ決スベシ。

第八条 第三読会ニ於テハ第二読会ノ議決ヲ以テ議案トシ之ヲ決スベシ。

第九条 議案ニ對シ説明ヲ求メントスルトキハ第一読会又ハ第二読会ニ於テ之ヲ爲スベシ。

第十条 議長ハ議事ノ便宜ト認メタルトキハ議案ヲ分割シ、又ハ審議ノ順序ヲ變更シ若シクハ數条ヲ

連ネテ付議スルコトヲ得。但シ異義アルトキハ賛成者アルヲ待ツテ討論ヲ用ヒズシテ之ヲ決

スベシ。

第十一条 発言セントスル者ハ自己ノ番号ヲ呼び、議長ノ応呼ヲ以テ発言スベシ。

第十二条 修正ノ動議ハ第一読会ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得ズ。

第十三条 総テノ動議ハ賛成者アルヲ待チテ議題トス。但シ第三読会ニ於テ二名以上タルコトヲ要ス。

第十四条

村会自ラ発案スベキ事件ニ関シ発案セントスル者、其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スベシ。其ノ否決シタルモノハ会議期間中再ビ提出スルコトヲ得ズ。

第十五条

討論ハ議題以外ニ渉ルコトヲ得ズ。

第十六条

議長ハ論旨既ニ尽キタリト認ムルトキハ討論終決ヲ宣言ス。

第十七条

議長裁決ヲ宣告シタル後ハ議員ハ其ノ議題ニ付発言スルコトヲ得ズ。

第十八条

表決ノ方法ハ起立ヲ以テ例トス。但シ時宣ニ依リ他ノ方法ヲ用フルコトヲ得。

第十九条

議場ニアル議員ハ町村制第五十条但書ニ依ル出席者ノ外表決ヲ数ニ加ハラザルコトヲ得ズ。

第二十条

議題ニ対シ発言者ナキトキハ、議長ハ採決ノ手續ヲ履マズシテ全会一致原案ヲ可決シタルモノト認メ、其ノ旨ヲ宣告スルコトヲ得。但シ其ノ宣告ニ対シ異義アルトキハ更ニ採決スルモノトス。

第二十一条

修正ノ動機ハ採決ニ先チヲ採決スベシ。同一ノ議題ニ付数固ノ修正動議アルトキハ、原案ニ最モ遠キモノヨリ先キニシ、之ニ依リ難キ場合ニ於テハ動議提出ノ順序ニ従フ。

第二十二条

前項ノ場合ニ於テハ議長其ノ順序ヲ會議ニ宣告スベシ。

第二十三条

修正案總ベテヲ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ採決スベシ。

第三章 會議

第二十三条

會議録ハ會議ノ日毎ニ之ヲ調製スベシ。

第二十四条

會議録ニハ左ノ諸項ヲ記載スベシ

- 一、開會・閉會ノ年月日時
- 二、會議ノ開閉及中止ノ月日時
- 三、出席議長・議員及議事ニ參與シタル者ノ職・氏名
- 四、缺席シタル議員ノ氏名
- 五、會議ニ提出シタル議案及報告等ノ題名
- 六、議決・決定及選舉ノ顛末
- 七、町村制第四十五条・第五十条・第五十五条及第二百二十二条第五項ニ係ル事故
- 八、會議録ヲ調製シタル書記ノ氏名
- 九、右ノ外必要ト認メタル事項

第四章 罰則

第二十五条

議員ニシテ町村制又ハ本則ノ規程ニ違反シ、議長ニ於テ注意又ハ制止シ・若シクハ発言ノ取消ヲ命ズルモ猶之ニ從ハザル者アルトキハ、會議ノ議決ニ依リ五日以内出席ヲ停止ス

附則

本規則ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本規則ハ議員ノ三分ノ二以上ノ同意アラサレバ之ヲ改正スルコトヲ得ズ

4 歴代村會議員

自明治廿二年四月八日、至明治廿八年四月十七日

選出区	氏名	選出区	氏名
殿原	古久保 廣輔	宮代	小川 多助
東	杉谷 健之助	丹生川	古久保 邦助
東	杉谷 靜一郎	西	寒川 太郎兵衛
西	崎山 玄敬	宮代	寒川 辨藏
宮代	五味 小平次	丹生川	千葉 武雄
丹生川	松本 定一郎	東	原 周助

自明治廿五年四月十八日、至明治三十一年四月十一日

選出区	氏名	選出区	氏名
東	杉谷 靜一郎	東	林 正夫
西	寒川 佐助	殿原	古久保 万太郎
宮代	五味 小平次	丹生川	西面 豊
東	杉谷 健之助	西	寒川 太郎兵衛
殿原	古久保 廣輔	宮代	小川 多助
丹生川	松本 定一郎	宮代	久保 太助

自明治三十一年四月十八日、至明治廿七年四月十七日

選出区	氏名	選出区	氏名
東	杉谷 靜一郎	西	古久保 壽雄
西	寒川 為助	東	松本 定一
宮代	五味 小平次	丹生川	久保 義晴
東	杉谷 健之助	殿原	古久保 万太郎
殿原	古久保 文弥	東	田中 勝之助
丹生川	松本 定一郎	宮代	久保 太助

自明治廿七年四月十八日、至明治四十三年四月十七日

選出区	氏名	選出区	氏名
東	杉谷 靜一郎	宮代	久保 太助
西	大島 量輔	宮代	小川 多助
宮代	五味 小平次	東	田岡 佐市
殿原	古久保 龜之丈	殿原	深瀬 近之助
東	杉谷 健之助	丹生川	西面 將為
丹生川	松本 定一郎	西	古久保 壽雄

自明治四十年四月四月十八日、至大正二年四月十七日

選出区	氏名	選出区	氏名
宮代	浦源四郎	宮代	久保太助
東	杉谷靜一郎	〃	小川秀雄
西	寒川茂市	東	西岡栄助
東	杉谷健之助	殿原	古久保治助
西	古久保壽雄	丹生川	久保義晴
宮代	寒川澄水	殿原	古久保文弥

自大正二年四月十八日、至大正六年四月十七日

選出区	氏名	選出区	氏名
西	寒川茂市	東	田岡栄助
宮代	浦源四郎	〃	古久保梅吉
〃	小川周善	宮代	寒川澄水
丹生川	松本判助	殿原	古久保文弥
東	五味純	〃	古久保治助
西	古久保壽雄	丹生川	久保義晴

自大正六年五月廿日、至大正十年五月十九日

選出区	氏名	選出区	氏名
東	五味純	宮代	寒川長藏
宮代	浦源四郎	殿原	古久保亀壽郎
西	寒川茂市	東	田岡栄助
〃	古久保壽雄	〃	林正夫
丹生川	的場健四郎	宮代	古久保佐吉
殿原	古久保文弥	丹生川	久保長造

自大正十年五月廿日、至大正十四年五月十九日

選出区	氏名	選出区	氏名
宮代	古久保佐吉	宮代	浦源四郎
東	五味純	西	古久保多丸
西	寒川定市	丹生川	的場健四郎
丹生川	古久保長造	殿原	深瀬栄一郎
東	崎山可道	宮代	寒川清七
殿原	古久保亀壽郎	東	田岡栄助

自大正十四年五月廿日，至昭和四年五月十九日

選出区	氏名	西面 欽一郎	浦源 四郎	寒川 清七	五味 純	古久保 多丸	安達 岩太郎	殿原
選出区	氏名	殿原	東	丹生川	宮代	東	〃	〃
氏名	古久保 諦吾	田岡 多助	的場 主馬之助	古久保 佐吉	松本 定市	田岡 栄助		

自昭和四年五月二十日、至昭和八年五月十九日

選出区	東	〃	〃	西	宮代	〃
氏名	五味純	松本定市	土井真三郎	古久保多丸	古久保佐吉	寒川清七
選出区	宮代	〃	殿原	〃	丹生川	〃
氏名	浦源四郎	小川浩一	安達岩太郎	古久保清五郎	の場主馬之助	西面賢輔

5
区
長

各字に区長を設け自治の根源たる村務に携れり、最も面倒なる公務なるに、報酬の僅少なるは遺憾なり。初めは大字総代と呼び又大字委員と名付けしが、大正初年頃より区長と呼べり。各字には更に小区長及総代を置く。

歷代大字區長

[illegible]

六、各種議員選舉に対する村民の態度

川 生 丹								原 殿						代 宮				大字名		
今井熊市	松本亀之助	久保長造	今井熊市	古田類助	松本亀之助	西面欽一郎	的場健四郎	同人	古久保清五郎	深瀬為輔	古久保亀壽郎	深瀬近之助	安達竹之丈	安達兵次	小川自治	五味小弥太	寒川澄水	浦源四郎	松場定次郎	氏名
昭和四年七月廿二日	昭和二年五月廿七日	大正十四年六月十日	昭和八年二月廿七日	昭和七年四月十八日	昭和六年三月十日	昭和四年三月十四日	自大正二年二月廿八日	昭和四年五月十八日	昭和十五年五月廿四日	昭和十二年六月二日	昭和八年二月廿七日	自大正五年二月廿五日	昭和三年二月廿八日	昭和二年三月十五日	昭和四年三月五日	昭和十四年二月廿八日	昭和十二年二月廿八日	昭和七年二月廿七日	昭和五年七月廿五日	勤続
昭和四年五月卅一日	昭和十五年四月十五日	昭和十二年四月四日	昭和八年二月廿二日	昭和七年四月二日	昭和六年三月十三日	自大正三年三月十四日	現任	昭和四年五月十八日	昭和十四年五月廿七日	昭和九年二月二日	自大正八年二月廿日	自大正五年二月廿五日	昭和五年二月十四日	自大正三年二月十四日	昭和四年三月四日	昭和十四年一月廿六日	昭和十二年二月十八日	昭和七年三月廿六日	昭和七年三月廿六日	年代
二年	四年十一月	四年二月	四年二月	一年十一月	二年十一月	一年十一月	三年	三年	二年	一年	三年	二年	二年	二年	三年	一年十一月	五年十一月	一年七月	一年七月	同上期間

立憲の制布かれ代議士選舉に際しても、有産階級にあらざれば選舉資格なく、一般村民中には選舉の何物なるかを理解せざる者多く、折角資格を有しながら文字を解せざる者ありて、權行を行使せざる者少なからざりき。然も記名投票時代ありて色々情実因縁に束縛せらるる者多かりき。中頃に至りて文盲者に代書制を定め、書記代りて投票を代書し、選舉長は其の投票を投函する直前開封して、投票人に被選舉氏名を読み聞かせ、代書者の誤失及び不正なきを防止したることさえありき。明治末期頃までは一般に公民権尊重觀念乏しく、村會議員などは辞退を以て誇りとし、色々相談し無理に頼みて議員となつてもらひしといふ。現代から見れば不可思議とも云うべきなり。然るに文明の潮流は一般村民に公民権の大切なることを徹底せしめ、自治の任務は個人の双肩にありとるの自覺により昔日の影なく、村會議員選舉等には進んで立候補し、文章戦を以て遂塵界に奮闘するを以て衷心の快事となすに至れり。加ふるに文盲者漸く減少し、投票も比較的良好なる現狀なり。中央議會・地方議會の選舉運動等も政黨をバックとして、村民各自欲するままに權利を行使し、或は候補者の爲に運動するなど、

誠に喜ぶべき進歩を呈せり。

八、各種議員選挙有権者及び棄権者数

年度	種別	村会議員		県会議員		国会議員	
		有権者	棄権者	有権者	棄権者	有権者	棄権者
大正十四年度		四〇九	四八	五九〇	一九二		
昭和二年度						五七三	一二六
三年度							
四年度		五八三	九九				
五年度						五六二	八〇
六年度				五五五	九四		
七年度				五五四	二二〇	五五八	一二二

第二節 財政

一、最近拾ヶ年本村歳入・歳出決算表

年度	種別	才入総額	才出総額	内役場費	東孝区費	宮代孝区費
大正十一年度		二九二七一円	二三八八五	一五一九四	六三五六	二三三四
十二年度		二八〇七三	二二〇一五	一二一七六	七一五二	二六八七
十三年度		二六八〇〇	一九九三五	一〇三七三	七三九五	二三一七
十四年度		二六三一六	一九六七二	一〇一六三	七〇九三	二四一五
昭和元年度		三五四六三	二七〇六九	一六三六一	八一〇六	二六〇二
二年度		三一九五四	二二七九二	一〇九三一	八四六四	三八六七
三年度		三二三五〇	二二七九二	一四四九五	八一八三	三一四
四年度		三七九三八	二七三八六	一四五四〇	八九〇一	三九四三
五年度		三〇八一五	二二三〇二	一〇六三四	八七八六	二八八一
六年度		二六三二六	一七五一二	八二八八	六五三八	二六八四

二、村有財産

1 現金之部（基本財産）

上山路村 七戸六百参拾貳圓拾貳錢五厘
東小孝校 貳戸四百拾四圓六拾七錢
宮代小孝校 壹戸 百拾七圓七拾八錢

2 土地之部

山林 五拾四町二反二畝四歩

宅 地

八拾参坪 百貳拾坪（役場敷地）
三反六畝六歩 東小幸校敷地

3 建物之部

四 棟 五拾壹坪九勺 役場庁舎附属
拾 棟 貳百七拾五坪七合五勺 東小幸校々舎
四 棟 百廿五坪五合 宮代小幸校々舎

4 各種積立金

参阡百廿九圓六拾貳錢 東公共事業費積立金
百貳拾圓五拾五錢 表彰費
参百八拾七圓五拾壹錢 丹生神社改築費
壹阡七百八拾六圓七拾七錢 東小幸校本校営繕費
百七拾六圓七拾六錢 丹生川文教場営繕費積立金
五百八拾壹円七拾貳錢 宮代小幸校
五百圓 小瀬橋改造費
参拾圓 村道改修費
参拾貳圓 丹生川字積立金

第三節 警察

明治十四年十一月六日始めて警察部長を置き、警察事務の一切を可る。以前明治十年二月本県に於ては警察の署四・分署三十五あり。本村は湯浅署管轄に属し、大字東現在役場の地に分署あり、十三年十月三十日改正され御坊署管轄に属し、其の後明治三十七年七月一日県下に於て川永・安楽川・箕島・上山路・四分署廃止されたり。後南部署管轄となる。其の後巡查部長派出所を、明治三十七年七月十日日本村東に置かれ、大正三年四月二十日中山路村へ移転されたり。

歴代巡查部長

氏 名	勤	続	年	代	同上期間
奥田 種雄	自明治廿七年	七月十日	至明治四十四年	二月廿四日	六年七ヶ月
和田 寅太郎	" " 四十四年	三月四日	" " 四十四年	六月七日	三ヶ月
岡崎 静	" " "	六月十九日	" 大正 元年十月	月廿九日	一年四ヶ月
有本 盛太郎	" 大正 元年十二月	五日	" " 三年 一月廿七日		一年二ヶ月
山下 太次郎	" " 三年 二月四日		" " 三年 八月七日		六ヶ月

巡查部長派出所を中山路村に移転後、東に巡查駐在所を設けたり。久しく東・五味純氏の

持家を借用せしが後、東字寺之原に現在の舎を設けたり。

歴代駐在巡査

氏名	着任年月日	転任年月日	勤続期間
西端 常三郎	明治廿七年 六月廿二日		二年 一ヶ月
来栖 市郎	" 廿九年 八月廿七日		六ヶ月
藤本 菊松	" 四拾年 三月 三日		十一ヶ月
児玉 善児	" 四十一年 二月 廿一日		四ヶ月
高井 安吉	" 四十一年 十二月 九日		四ヶ月
地阪 善之助	" 四十二年 四月 廿二日		四ヶ月
中西 重治	" " 十月 廿八日		六ヶ月
林 久市	" " 十二月 九日		四年 三ヶ月
長 松治	大正 三年 二月 一日		一年 二ヶ月
谷阪 仙三郎	" 四年 四月 廿一日		一年 五ヶ月
山口 善之助	" 五年 二月 一日		七ヶ月
小山 良太郎	" 六年 十二月 五日		十一ヶ月
上田 三之助	" 七年 八月 廿五日		三月
森沢 一郎	" 八年 一月 六日		一年 七ヶ月
玉置 楠松	" 九年 八月 廿九日		三月
森脇 假之	" 十年 二月 十八日		一年 六月
浜中 計彦	" 十一年 八月 廿七日		八月
榎 芳之助	" 十二年 五月 十日		一年 三ヶ月
金附 倉助	" 十三年 七月 廿一日		八月
阪口 藤太郎	" 十四年 五月 十二日		七月
原田 光造	" 十五年 八月 八日		二月
林 義改	" 十五年 十月 五日		
柏 義男	昭和 二年 八月 廿二日		四月
酒井 由蔵	" 三年 一月 廿二日		三月
湯川 増太郎	" 四年 五月 十六日		十一月
山田 勝一	" 四年 四月 廿六日		一年 十一ヶ月
久保 徳太	" 六年 四月 十日		七月
井田 辰男	" 六年 十一月 六日		現

第四節 田辺区裁判所上山路出張所

明治十九年八月登記法制定し、戸長公記の制を廃して物權につき登記をなさしむ事となり、事務を擧げて登記官吏の仕事となし、翌二十年より之を実施し司法省令を以て、登記所の

位置並びに管轄区域を定めたるが、廿一年十月十九日各登記所を廃して治安裁判出張所を置き、其の事務を管掌せしむる事となれり。斯く日高郡の内四ヶ村は田辺治安裁判所の直轄となり、二十一カ村は御坊出張所・五カ村は東出張所の管轄に属す（上・中・下山路・龍神・寒川）。

明治廿三年二月御坊村に区裁判所を設けられ、十一月十一日より開廷。此の時郡内五カ村田辺区裁判所に属し、他三十三村は御坊に属す。明治三十五年三月十日上山路出張所と改称、明治廿一年十一月十九日開庁。当時本村大応寺の一部を借用せり、後東小幸校の隣に移転せしも不設備なるを以て現在の位置に新築せり。

名称の異動

明治廿一年十一月十九日 田辺治安裁判所東出張所ト称ス
 明治廿三年 八月廿一日 御坊区裁判所東出張所ト称ス
 明治廿九年 四月一日 田辺区裁判所東出張所ト称ス
 大正 八年 七月一日 田辺区裁判所上山路出張所ト称ス

事務開始 明治廿一年十月十九日

敷地及庁舎

明治二十一年十一月一日 大字東五一三番地……寺院
 明治二十二年十二月廿日 " " 六五番地に移転
 大正五年五月十四日 " " 五八〇地に新築移転

歴代登記官

氏名	着任年月日	氏名	着任年月日
平岡 通利	明治廿一年十一月一日	大野 貞之助	昭和 七年 一月廿三日
貴志 雄之助	" 廿二年 一月一日	境 清太郎	明治四五年 六月二日
林 正夫	" 廿二年 四月一日	花光 屯	大正 三年 一月廿三日
藤村 虎一	" 廿九年 五月廿四日	鳥居 宣治	" 四年 九月三十日
野村 誠三	" 廿九年十月廿六日	弓場 又太郎	" 七年 三月四日
田村 為乃助	" 四一年 五月六日	藤本 徳助	" 八年 十月六日
久保 秀楠	" 四一年 六月二日	丸山 増男	" 十年 九月十五日
小山 嘉伊藏	" 四四年 二月七日	佐々木熊男	昭和 元年十二月廿五日

登記申請の便を圖る為代書人あり

田ノ岡武三郎・林 正夫・林 太助・田ノ岡壽稻・雜賀弥太郎

陪審制度

裁判の公平を圖る為、大正十二年四月一日陪審制度を制定し、昭和三年実施さる。本村候補者左の如し。

昭和三年度	浦源四郎	五味重一郎	久保虎楠
全四年度	玉置友由	浦源四郎	伊藤時郎
全五年度	古久保壽雄	寒川為助	
全六年度	青山乙一	松本文示	
全七年度	寒川芳巳	久保万助	

第五節 営林署

本村に於ける国有林は、大阪大林区署田辺営林署の管轄に属し、上山路村保護官舎を大字東に置き之を監督す。即ち日高郡内の内上山路・中山路・東西四里、南北二里林野面積七

歴代保護

氏名	着任年月日	氏名	着任年月日
藤岡正雄	大正三年二月廿日	菅沼憲治	大正四年七月廿八日
八杉博	"五年五月十四日	堀内作藏	"八年九月廿四日
吉岡經盛	"十年五月廿六日	堀藤吉	"十年六月三十日
堀藤吉	"十四年十一月九日	浜田信男	"十五年十月五日
浜田信男	昭和二年十二月廿五日	中村	

第五章 神社宗教

第一節 神社

- 一、社号 丹生神社
- 二、社格 村社
- 三、祭神 丹生津姫命・丹生津彦命
高野御子神・弥部波能売神・砲受姫神・和久彦巢日神
正勝吾勝之速日・天忍穗耳神・天菩早能神・大津日子根神
- 第四社 伊佐那岐神・伊佐那美神
- 四、所在 上山路村大字東

五、例祭 毎年十一月十五日
六、沿革

続風土記に「境内周二町二十間・本社四社（權現社・八王子社・丹生明神社・四扉十
二社・權現社四扉）小名丹生平にあり。上福井・柳瀬・安井・東・西二村・上下宮代
・上下広井原・湯之又・三ツ又十二カ村の産土神なり。大永五年九月吉日河上庄山地
於東光寺書写之云々とある祝文あり。万治元年の社記に天正十四年擾乱の時、社殿回
祿に罹りて六十九年の間假殿に祀り、承応二年再建すると云ふ。社地を巨勢之原と云
う」（大永の祝文に見ゆ）とあり、鶴ヶ城主玉置氏累代崇敬厚かりし由にて、或は勸
請せしものかとも思はるれど、天正以前のことは殆んど不明なり。山地家旧記（天正
頃のものゝと推定す）の内「丹生大明神（御本地薬師如来・御脇立・阿弥陀毘沙門）御
本社地より右の方熊野十二社權現・次官八埒神八王子・西の宮まかききやうてん、御
本社より左方東は若宮しやうでん宮」など見えたと、當社との關係については記
する所なし。明治貳拾二年八月十九日大洪水の爲社殿流亡し同廿五年再建せしが、明
治四十二年一月廿六日本殿焼失同年二月十五日假殿を建立して神靈を遷化す。大正四
年亦放火者ありて本殿焼失する。大正四年十一月三日境内にて平安末期の経塚を発掘、
和鏡及短刀を得て東京帝室博物館に採納さる。当時村民代表杉谷靜一郎重信は

雲井まで高く光を放つらむ丹生の宮居に出でし鏡は

と詠み奉ると共に、日高郡誌編纂主任を介して同神社衰微を訴え、該採納品の一部を
神体として改めて下賜せられん事を惓願する所あり。及ち特別の詮議を得て翌年古鐘
一面並に古刀一口を下附せらる。古来例祭には山地組大庄屋郡奉行代理として参向奉
弊の例あり。神職は鶴ヶ城陥落後玉置家の重臣たりし、宮代の久保氏累代奉仕寛文二
年壬寅清浄殿建立の頃神宮主久保四郎右衛門とあり、其の裔相承けしも罷めし年代不
詳なり。明治維新前後より山地惣太夫・吉本任・崎山玄敬・武田秀眞・古久保仁助氏
等就職せり。明治四十一年上山路・中山路・下山路（大字福井の一部）の小祀を当社
へ合祀せり。主なるもの

河内神社 中山路村大字安井にありき『続風土記』に「境内森周拾四間、本村下
ノ町にあり。文明十三年当莊の地頭造立の棟札あり。其の背面に玉置

柳 神社

左衛門太夫造立とあり」

『続風土記』下柳瀬の条に「柳明神社境内境内森周百二十間日浦にありて祀神明ならず長床あり」

境内に昭和元年五月二日忠魂碑を建て本村出身戦病死者を祀る

発掘物

鏡 六個（内径 三寸六分・二個）、（三寸四分・一個）、（二寸九分・二個）、（三寸六分破片一個）

刀剣 十一本、凡長 九寸位、槍 一本（一尺位）

第二節 宗教

一、本村宗教

禅宗（臨濟宗派） 大部分

眞宗 一部

神道 極一部

二、青龍山大応寺

禅宗臨濟派

本山 京都妙心寺

檀家 七〇〇戸

在所 上山路村大字東字寺之原

沿革

開基不詳 慶長年間兵燹の為一山焼土となる。正保二年酉七月古久保九郎右衛門・松本彦太郎等幹旋して小宇を再興す。寛文年間筑前国志摩姓宗普藏主入寺し、松本小左衛門は其の両親の菩提を弔はんとして本尊大日像を寄進す。当時公辺より本末改嚴なるを以て檀徒協議の末由良興國寺に請いて其末寺となる。天和年間西牟婁秋津川萬福寺より元亭を招請し本堂を再建す。享保年間智泉本尊大日像再興、発起者は小川与市兵衛（東村庄屋）・玉置佐助なり。此の時本山より中興宗普藏主に和尚号を追贈し、開山門嚴和尚と称す。境内子安地藏堂はもと寺之原（旧警察分署）の位置にありたり。享和元年九月廿四日夜賊の為に本尊を奪はる。及ち同三年七月四日再興佛事を執行する。明治十二年警察分署設置に当たり、同年五月廿四日大応寺境内に移す。

歴代和尚

開山	門嚴和尚	延宝七年十二月二十三日寂
二	傳空和尚	天和元年九月十五日
三	喝道和尚	元禄五年七月八日
四	玉峰和尚	宝永二年一月廿二日
五	石峰和尚	不詳
六	古巖和尚	延享九年十二月十日寂
七	雷峰和尚	安永九年九月四日
八	梵外和尚	寛政元年八月廿六日
九	靈堂和尚	文政五年七月廿四日
十	嵩山和尚	天保元年三月十一日
十一	大葆和尚	慶應元年十月廿五日
十二	關宗和尚	明治四拾年十月九日
十三	惠秀和尚	下秋津宝満寺住職兼務
十四	岱宗和尚	大正九年三月廿五日寂
十五	宗演和尚	現在

庫裏改築

腐朽甚しきを以て昭和四年寺総代・区長会を開き建築を決定する事に議決せり。

総算 豫算 寺基本財産流用 四阡貳百参拾貳圓六拾七錢七厘

寄附 寺基本財産流用 五百圓 六拾貳圓也

差引 参阡六百七拾圓六拾七錢七厘

本村関係者

村長 杉谷 盛一
 区长 岡田 多助 (東) 寒川 清七 (下宮代) 古久保清五郎 (殿原)
 五味 小弥太 (上宮代) 久保 長造 (丹生川)

信 徒 修 養 機 関 と し て 観 音 講 あり、毎月陰曆十七日詠歌を誦し住職の法話をきく

第六章 教育

第一節 普通教育

一、家塾時代

- 1 徳川末期以前の状態は茫漠として察知することができない。
- 2 徳川末期に於ては本郡に家塾五・寺子屋百数十あり。本村関係次の通り。

村名	人員	師匠者
東村	一五〇	杉谷 為左衛門
西村	一二〇	寒川 惣太郎
宮代村	五〇	寒川 太郎兵衛
小川	五〇	泰輔
玉置	二〇	刑部
寒川	四〇	清太郎

教室 大抵自宅 授業時間 早朝〜午後貳時

休日 毎月一日・十五日・廿五日・五節句・十二月廿四、五日より一月十一、二日頃まで
 月謝 格別の定めはなく、大抵盆正月・五節句に贈物、朔日物として米一升贈る者あり。大抵中流以上の家庭にして、八・九才頃寺入をなし読書等が主なる孝科なり。

二、小孝校設立後の経過

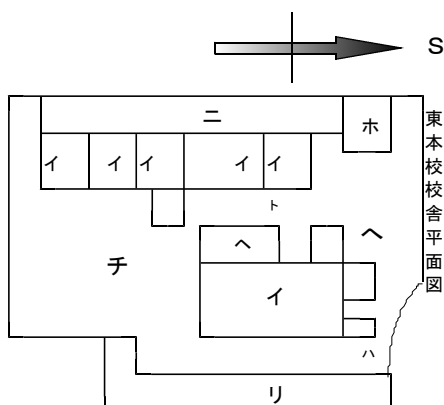
明治五年八月孝制の頒布あるや明治十年東小孝校前身青龍小孝校・明治十一年宮代小孝校生る。

△東小孝校

沿革 明治十年十二月十日東村西村の聯合を以て東村字寺之原の一室を假用して青龍小孝校を創立す。同十三年十一月東村字丹生平に校舎を新築し、^{あけほの}朗小孝校と命名同十八年

七月東・西・殿原・丹生川の四ヶ村を一孝区として東に本校を置き、殿原・丹生川に分校を置く。二十年四月殿原・丹生川分離して東・西二ヶ村のみにて尋常小孝校を置く。明治廿二年八月水災にかかり翌年三月廿一日閉鎖す。廿五年東・西・殿原・丹生川一孝区として、東尋常小孝校を東に置き廿年四月殿原に世一年七月丹生川に分校を置く。廿四年七月高等科併置廿五年現校舎新築。昭和二年三月十三日増築、昭和五年十一月廿九日殿原分教場増築。

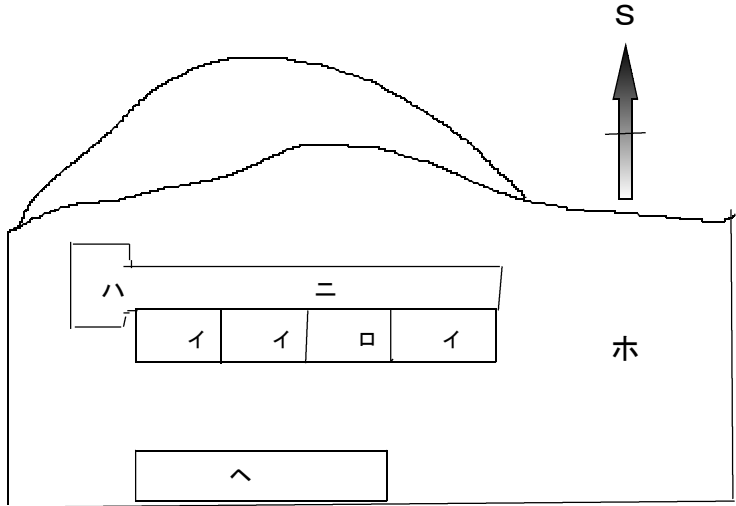
実習地面積 一三四坪



東本校校舎平面図

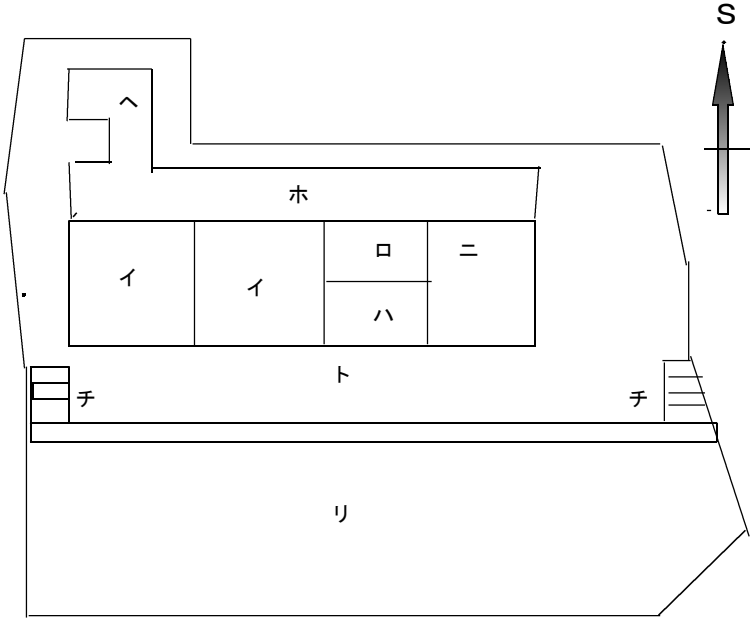
校地面積 五一四・五坪
 運動場 一八四坪
 敷地面積 一四五・五坪
 其の他 一三五坪
 イ 教室
 ヘ 入口
 チ 運動場
 リ 玄関
 二 廊下
 木 便所

殿原分教場校舎平面図



校地面積	二六七坪
裏地	八〇坪
運動場	一四三坪
その他	五三坪
イ	教室
ロ	職員室
ハ	廊下
ニ	便所
ホ	運動場
ヘ	孝校園

丹生川分教場校舎平面図



イ	教室
ロ	物置
ハ	児童文庫室
ニ	職員室
ホ	廊下
ヘ	便所
ト	花壇
チ	石階段
リ	運動場

過去十年間児童数一覧表

年度 各別		尋常科 修業中ノ者		高等科 修業中ノ者	
男	女	男	女	男	女
大正十年度	一二二	一四四	二六六	二二二	一三三
十一年度	一二三	一四五	二六八	二六	一〇
十二年度	一一六	一四四	二六〇	一八	一〇
十三年度	一二一	一四〇	二六一	一六	一一
十四年度	一三二	一五六	二五八	二四	一五
十五年度	一二八	一四〇	二六一	三〇	一二
昭和二年度	一二九	一三一	二六〇	二七	一三
三年度	一三七	一二四	二六一	二一	一三
四年度	一五〇	一二七	二七四	二二	一七
五年度	一五二	一三一	二八三	二五	一六

幸級及児童数一覧表

幸級 幸年		児童		教員	
男	女	計	資格	本校勤続年月	氏名
一	尋四 尋三	一六 一七	小正	二年二ヶ月	寒川 春一
二	高二 高一 尋二	一四 一三 一一	小正	十五年三ヶ月	杉谷 英潔
三	補助		准訓	五年七ヶ月	松本 コフジ
四	尋一	一二	小正	二年七ヶ月	五味 恵美子
五	尋六 尋五 尋四 尋三 尋二	一一 一五 一二 一八 一一	小正	六年七ヶ月	古久保 泉
六	尋六 尋五 尋一	三 五 一〇	小正	四年七ヶ月	原 栄造

昭和 六年度	昭和 五年度	昭和 四年度	昭和 三年度	昭和 二年度	大正 十五年度	大正 十四年度	大正 十三年度	大正 十二年度	大正 十一年度	年 度
高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	高 尋	別
二 四 八	二 四 三	二 四 六	二 四 六	二 四 五	二 五 三	二 五 一	二 四 七	二 四 二	二 四 二	授 業 日 数
三 八 ・ 九 三	二 六 ・ 七 六 ・ 三 七 ・ 六 九	二 五 ・ 九 ・ 〇 ・ 〇	二 五 ・ 〇 ・ 八 ・ 五 ・ 三 ・ 三 ・ 二 ・ 二	二 四 ・ 五 ・ 〇 ・ 〇	三 八 ・ 九 ・ 二	二 三 ・ 八 ・ 〇 ・ 九	二 三 ・ 九 ・ 七 ・ 五 ・ 二 ・ 六 ・ 三 ・ 二	二 三 ・ 九 ・ 七 ・ 〇 ・ 三 ・ 五 ・ 九 ・ 一	二 三 ・ 五 ・ 一 ・ 〇 ・ 五 ・ 六	日 々 出 席 児 童 数
二 ・ 一 ・ 六	一 ・ 六 ・ 九 ・ 七 ・ 五 ・ 六	一 ・ 五 ・ 八 ・ 六	一 ・ 二 ・ 八 ・ 三	一 ・ 七 ・ 五	一 ・ 六 ・ 九	二 ・ 〇 ・ 七 ・ 四 ・ 〇	一 ・ 四 ・ 九 ・ 〇	二 ・ 八 ・ 一 ・ 三 ・ 〇 ・ 七 ・ 三 ・ 〇	一 ・ 五 ・ 七 ・ 〇	日 々 欠 席 児 童 数
九 四 ・ 七 ・ 五	九 四 ・ 一 ・ 一 ・ 九 五 ・ 六 ・ 八	九 四 ・ 七 ・ 二	九 四 ・ 八 ・ 〇	九 五 ・ 三 ・ 五	九 三 ・ 三 ・ 八	九 四 ・ 九 ・ 四	九 五 ・ 二 ・ 三	九 三 ・ 四 ・ 一	九 六 ・ 二 ・ 〇	出 席 歩 合
五 ・ 二 ・ 五	五 ・ 八 ・ 九	四 ・ 三 ・ 二	五 ・ 二 ・ 〇	四 ・ 六 ・ 五	六 ・ 六 ・ 二	五 ・ 〇 ・ 六	四 ・ 三 ・ 四	六 ・ 五 ・ 九	三 ・ 七 ・ 八	欠 席 歩 合
										備 考

八			七			幸 級
尋 四	尋 三	尋 二	尋 六	尋 五	尋 一	幸 年
四	三	七	三	三	二	男
三	三	四	五	一 〇	五	女
二 一			二 八			計
代 教			尋 正			資格
二 年 八 ヶ 月			七 年 七 ヶ 月			本校勤続年月
久 保 コ マ			中 當 藏			氏 名
						員

教員に関する調査

旧教員一覧表 校長之部

氏名	奉職年月日	退職年月日	勤続期間
林 慶吉	明治十一年十二月十日	明治十二年一月十三日	一年一ヶ月
寒川 庄助	明治十二年一月十五日	明治十三年七月十三日	一年六ヶ月
武田 秀眞	明治十三年九月一日	明治十五年三月十日	一年六ヶ月
林 正夫	明治十五年三月十一日	明治二十一年五月二十一日	六年二ヶ月
千葉 英吉	明治二十一年五月三十一日	明治三十四年三月三十一日	十二年十ヶ月
田中 寅次郎	明治三十四年四月一日	明治三十四年十月十日	六ヶ月
庄司 良三郎	明治三十四年十月十日	明治三十四年三月三十一日	八年五ヶ月
高尾 英吉	明治三十四年三月三十一日	明治三十五年三月三十一日	二年
千葉 英吉	明治三十五年三月三十一日	明治三十五年三月三十一日	六年
山本 兼吉	明治三十五年三月三十一日	明治三十五年三月三十一日	八年
杉谷 英潔	明治三十五年三月三十一日	明治三十五年三月三十一日	現

教員之部

氏名	資格	奉職年月日	退職年月日	勤続期間
千葉 英吉	訓導	明治廿一年五月廿一日	明治四五年三月廿一日	廿三年十月
原 茂	准訓	明治廿四年四月一日	昭和四年八月廿一日	廿九年八月
松本 アヤメ	代用	明治廿五年六月十七日	明治四五年五月四日	九年十一月
榎本 円一	准訓	明治廿九年三月廿一日	不詳	
崎山 勇	准訓	明治四十年十一月廿五日	大正二年三月廿一日	六年四月
田岡 実里	代教	明治四十二年四月一日	明治四四年三月廿一日	二年
寺本 政照	尋正	明治四三年三月廿五日	大正八年三月廿一日	九年
龍田 吾一	代教	明治四三年四月一日	明治四五年三月廿一日	二年
田岡 耕一	准訓	明治四三年四月八日	明治四四年三月廿一日	一年
松本 フハナ	准訓	明治四三年十二月一日	明治四五年三月廿一日	一年二月
湯川 忠兵衛	准訓	明治四四年七月三日	明治四五年三月廿一日	一年八月
榎本 小波	准訓	明治四四年七月十四日	明治四四年八月廿一日	一年一月
田中 コシナ	准訓	明治四四年九月十五日	明治四四年三月廿一日	三年六月
山本 菊太郎	尋正	明治四五年三月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年
寺本 広	尋正	明治四五年五月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年
五味 マサヨ	代教	明治四五年五月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年
野尻 績	訓導	明治四五年五月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年
原 静	代教	明治四五年五月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年

氏名	資格	奉職年	月日	退職年	月日	勤続期間
崎山 キミ子	代教	大正二年	三月廿一日	大正三年十二月廿八日		一年九月
林 正信	訓導	三年	三月廿一日	六年三月廿一日		三年
五味 みづね	代教	三年	四月十五日	七年三月廿一日		四年
龍田 義三	〃	三年十二月廿二日		四年八月廿六日		二年
鈴木 美一	訓導	三年十二月廿三日		六年四月廿日		二年
百合 弥次郎	代教	四年十一月十九日		五年三月十一日		四年
清水 計永	〃	五年三月十一日		五年十一月廿八日		四年
龍田 英	〃	六年三月廿八日		六年十月廿五日		四年
田岡 竹夫	訓導	六年三月廿一日		十一年六月廿四日		五年
古久保 竹之丈	〃	七年三月廿一日		九年九月十四日		二年
杉谷 英潔	〃	六年五月廿一日		十五年三月廿一日		八年十月
黒川 エイ	代教	七年三月廿一日		八年三月廿一日		一年
古久保 アヤエ	〃	八年四月廿日		九年七月廿一日		一年
五味 卓	〃	十年四月廿日		十年九月廿日		五年
古久保 篠枝	訓導	十年三月廿一日		昭和五年三月廿一日		九年
岩崎 正一	〃	十年七月廿八日		大正十一年三月廿一日		十年
柏木 広一	尋正	十年十月十日		十一年三月廿一日		五年
山本 コイト	代教	九年八月廿一日		十五年三月廿一日		五年
松本 千枝乃	〃	八年四月廿一日		九年三月廿一日		一年
玉置 相之助	尋正	八年三月廿一日		九年三月廿一日		一年
湯川 光澤子	代教	八年四月七日		九年九月十四日		一年
溝上 瑞穂	訓導	九年五月廿一日		九年九月十四日		五年
小川 ユキ子	准訓	九年八月廿一日		九年三月廿一日		四年
安達 タカ子	代教	九年十月廿日		十年四月十日		五月
西川 裕	〃	十年三月廿一日		十一年五月十三日		一年
林 ミチ子	准訓	十一年三月廿一日		十四年三月廿一日		三年
四方 憲次郎	訓導	十一年六月廿一日		十三年三月廿一日		二年
赤松 柳三	〃	十一年三月廿一日		十四年三月廿一日		三年
千葉 修三	代教	十一年五月廿一日		十一年九月廿日		四年
前川 壽枝	〃	十一年七月廿八日		十二年三月廿一日		八月
登尾 保行	訓導	十一年九月廿日		十三年八月廿一日		二年
松本 ハマコ	代教	十一年三月廿一日		十三年十二月廿五日		九月
大前 新六	訓導	十三年三月廿一日		昭和五年三月廿一日		五年
湯川 松子	代教	十三年九月八日		昭和五年三月廿一日		五年

氏名	資格	奉職年月日	退職年月日	勤続期間
前田 一行	訓導	大正十三年十二月廿五日	昭和五年八月廿一日	五年八月
高井 繁治	尋正	" 十四年三月廿一日	" 三年三月廿一日	七月
大元 基一				
福西 義廉	訓導	大正十五年三月廿一日	昭和三年三月廿一日	

卒業生状況

尋常科卒業生 一一五四名 高等科卒業生 三四七名

中卒校卒業者

師範学校	中卒校	男		師範学校	女学校	女		合計
		一〇	二	計	二	六	八	
								二〇

専門卒校以上卒業者及在卒者

1 卒業者

東京帝国大卒校	武田 英仁
慈恵院大卒校	古久保富治
早稲田大卒校	松本 眞三郎
右 "	松本 雄吉
明治大卒校	的場 琢三
大阪高等工業卒校	千葉 修三
東洋大卒校	五味 英
奈良女高師臨時教員養成所	松本 ハマコ
京都医卒校	広岡 永助
上田蚕糸専門卒校	田岡 実
" "	崎山 正克
" "	田岡 藤楠
東京寫真専門卒校	五味 粹
大阪女子医卒校	寒川 イツエ

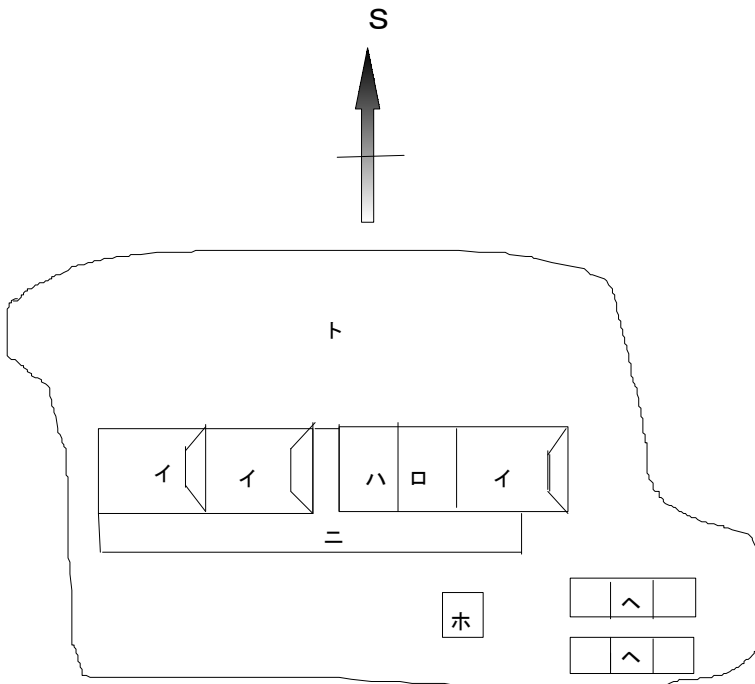
2 在卒者

△宮代小学校

沿革

明治十一年九月二十八日宮代村四一番地玉置虎藏の持家を假用して校舎となせしが始めなり。同十二年十月十四日寒川辨藏の持家を校舎に代用して之に移転す。同十三年九月廿九日宮代村三二七番地ノ一に新校舎を営みて移る。同廿年四月一日宮代簡易学校と称す。廿二年八月大水害のため休校せんとする所、寒川澄水氏の献身的努力により辛うじて継続せり。廿六年現位置に新設し、四十二年・四十五年両度増築せしに、大正四年十二月十四日火災に罹り全焼の不幸を見たり。翌年新校舎を建設し現在に及ぶ。

校舎平面図



イ 教室
ロ 裁縫室
ハ 職員室
ニ 廊下
ホ 物置
ヘ 便所
ト 運動場

敷地面積 四一・二・五坪
校舎 一〇七・五坪
運動場 二一四・五坪
其の他 九〇・五坪

過去拾々年間兒童數一覽表

	昭 和	" 十 五 年 度	" 十 四 年 度	" 十 三 年 度	" 十 二 年 度	大 正 十 一 年 度	年度 / 人員
六 年 度	二 年 度	三 年 度	四 年 度	五 年 度	六 年 度	七 年 度	男
六 九	五 〇	六 一	七 四	八 三	九 二	一 〇	
五 四	六 一	七 三	八 四	九 五	一 〇 六	一 一 五	女
一 二 三	一 一 五	一 二 〇	一 二 二	一 二 四	一 二 六	一 二 八	計

学級及児童数一覽表

三		二		一		孝級	
尋六	尋五	尋三	尋二	尋四	尋一	孝年	
一五	一二	一一	七	一三	六	男	児 童 数
一一	七	一二	二	五	九	女	
四五		四二		三三		計	
小正		尋正		小正		資格	教 員
五年一ヶ月		九年一ヶ月		二年一ヶ月		本校勤続年月	
千葉 龍		古久保 千代		古久保丈之丈		氏 名	

過去拾々年間兒童出席步合一覽表

年 度	授業日数	日々出席児童数	同上欠席児童数	出席歩合	欠席歩合
大正十一年度	二五五	一〇八・七五	一一・七八	八九・六六	一〇・三四
" 十二年度	二五二	九七・七〇	九・六〇	九一・〇三	八・九七
" 十三年度	二五八	一〇二・三〇	一〇・七〇	九〇・五三	九・四七
" 十四年度	二五六	一〇九・〇九	四・九一	九五・六九	四・三一
" 十五年度	二五七	一〇七・八七	五・一三	九五・四九	四・五四
昭和二年度	二四八	一一五・五一	七・四九	九三・九一	六・〇九
" 三年度	二三八	一一一・二一	九・七八	九一・〇八	八・九二

教員に関する調査
校長之部

年 度	授業日数	日々出席児童数	同上欠席児童数	出席歩合	欠席歩合
〃 四年度	二四二	一一五・〇二	五・九五	九四・二八	五・七二
〃 五年度	二三八	一一四・一〇	七・八〇	九三・二九	六・七一
〃 六年度	二四〇	一一七・四五	五・五五	九五・四八	四・五二

教員之部

氏 名	奉 職 年 月 日	退 職 年 月 日	勤続期間
土井 音楠	明治十一年九月廿八日	明治十八年九月十八日	七年
渡瀬 収	明治十八年十一月十日	明治十九年六月八日	七月
寒川 澄水	明治十九年九月廿二日	明治四十二年四月十日	廿二年七月
池端 太四郎	明治四十二年三月廿一日	明治四十四年三月廿一日	二年
栗原 次郎吉	明治四十四年四月十日	大正五年三月廿一日	五年
崎山 勇	大正五年三月廿一日	明治十一年三月廿一日	六年
古久保 繁市	明治十一年三月廿一日	昭和五年三月廿一日	八年
古久保 竹之丈	昭和五年三月廿一日		現

氏 名	資 格	奉 職 年 月 日	退 職 年 月 日	勤続期間
五味 小弥太	代教	明治廿五年六月十六日	明治廿六年十二月八日	一年六月
田岡 オテイ	尋正	明治四一年五月廿三日	明治四十二年十二月十三日	一年七月
五味 小弥太	代教	明治四二年五月十三日	明治四三年十二月廿三日	一年七月
玉置 穂積	〃	明治四三年十二月廿一日	明治四五年三月廿一日	一年三月
寒川 コマエ	〃	明治四二年十二月廿三日	大正四年四月一日	四年四月
木村 有隣	〃	明治四五年三月廿一日	明治元年十二月二日	四年九月
玉井 彦之丞	〃	大正元年十二月五日	明治三年三月廿一日	一年三月
藤田 栄次郎	〃	明治三年三月廿一日	明治三年八月廿四日	五月
保富 爲四郎	〃	明治三年八月廿四日	明治四年十月三日	一年二月
辻 弓左子	〃	明治四年四月十九日	明治五年二月廿九日	十月
岡田 スガヨ	訓導	明治五年二月廿九日	明治六年三月廿一日	一年一月
中岡 栄次	〃	明治六年三月廿一日	明治九年九月三日	
岡本 梅乃	〃	明治九年九月一三日	明治十年四月十一日	
古久保 貴一郎	代教	明治九年四月六日	明治十年七月八日	一年
清水 リツ	訓導	明治十年四月十九日	明治十一年三月廿一日	一年
黒田 重蔵	代教	明治十一年四月廿日	明治十二年四月六日	六月

氏名	資格	奉職年月日	退職年月日	勤続期間
小倉 辯之助	代教	大正十年七月八日	十一年一月廿日	二年二月
中 當藏	"	十一年一月廿日	十一年三月廿一日	二年
柏木 広一	尋正	十二年四月六日	"十五年三月廿一日	三年
小川 清一	"	十五年六月八日	昭和二年八月廿一日	一年二月

卒業生ノ状況 卒業児童数 五二五名
中等学校卒業者

男				女		
師範学校	中学校	実業学校	師範学校	女学校	其の他	
一	六	三	一	三	一	

中等学校在学者

男				女		
師範学校	中学校	実業学校	計	師範学校	女学校	計
二	二	二	六	〇	〇	〇
合 計				六		

専門学校以上卒業者及在学者

京都府立医学専門学校卒業 久保 俊次郎

私立昭和医学専門学校卒業 小川 道郎

京都府立医科大学豫科在学 久保 謙一

私立東京高等獣医学学校在学 五味 文三

私立国学院大学在学 小川 平三

第二節 ○○○○○○

一、青年訓練所

上山路村青年訓練所 本所を東本校に置き殿原・丹生川分校に支所を置く。

上山路村立宮代青年訓練所 宮代小学校内に併設

共到大正十五年七月一日創立にかかり年を逐って成績向上しつつあり。土地一般出稼ぎ者多き爲、両所共に季節制を執り旧盆・旧正の二季に訓練を実施し

つゝあり。

各年度就孝及出席歩合

年度	所名		東訓 就孝歩合	練所 出席歩合	宮代 就孝歩合	訓練所 出席歩合
	大正十五年度	昭和二十年度				
昭和二年度	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	八二・四七
昭和三年度	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	七八・五七
昭和四年度	一〇〇%	九三・一〇	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	八一・二五
昭和五年度	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	八〇・三五
昭和六年度	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	九二・三四
昭和七年度	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	九〇・一二

現在訓練所生徒数

所名	年次				計
	一年次	二年次	三年次	四年次	
東訓練所	七	五	七	一	三〇
宮代訓練所	三	三	四	二	一二

就孝出席に関する施設

- 1 各訓練所に就孝出席督勵委員を設く。
 - 2 軍人会・青年会・婦人会及一般有志と連絡を圖り銳意之が督勵をなす。
 - 3 家庭と連絡をとり奨励監督する。
 - 4 精勤者を表彰
 - 5 熱心親切にして適當なる教授をなすことに努む。
 - 6 誓約書提出
- 各訓練所指導員

東訓練所				宮代訓練所			
主事		杉谷 英潔		主事		古久保 繁市	
教練指導員		李科指導員		教練指導員		李科指導員	
寒川 明忠	〇	中 当藏	〇	岡野 利行	〇	千葉 龍	〇
古久保 数嘉	〇	古久保 泉	〇	古久保 柳助	〇		
〇久保 鶴男	〇	前田 一行	〇				
山本 右次	〇	原 栄道	〇				

備考
〇印は現在指導員

教練指導員	○庄司 音楠	○寒川 春一
○松本 俊次		

二、上山路村青年會

沿革

本村青年會の濫觴は上宮代ならん。從來は若連中會と稱へて、之を統率する者を年行司と稱へたりしが、時代の要求にそはず明治三十一年四月小川眞一郎・五味小弥太両氏發起して、宮代青年會を組織せり。此の時代小幸校を卒へたる者全部正會員となり、区内の有識元老を特別會員として毎月二回例會を開きたり。多くは言論を本旨として貯蓄主義をとらしむ。其の後漸時各字に會おこりしを以て、之が統一を圖る必要を認め、村当局の斡旋により上山路村青年會を組織し、各字に支會を置きたり。主として修養団体として辨論會・陸上競技・劍道・角力等を年二回（旧正月・旧盆）各支會を会場として順次行ひつつあり。尚各支會に於ても同様二回の例會を開き、青訓生等も一緒に幸科を受け運動を行ひ、相互の修養に努めつつあり。事務所を本村役場に置く。

歴代会長及副会長氏名

代	會長	副會長	代	會長	副會長
一	五味 小平次	古久保 文弥	六	西面 欽一郎	山本 兼吉
二	五味 小平次	五味 純	七	杉谷 盛一	杉谷 英潔
三	小川 周善	原 周助	八	杉谷 盛一	杉谷 若松
四	小川 周善	杉谷 盛一	九	杉谷 盛一	原 栄造
五	小川 周善	千葉 英吉			

歴代各支會長及會員数

支會名	支會長氏名	會員数	合計
東 支會	松本 俊次	六〇	二八八
西 支會	崎山 義信	一一	
宮代 支會	小川 龜代太	八一	
殿原 支會	庄司 義定	五九	
丹生川支會	深瀬 武夫	一七	

三、上山路婦人会

事務所 東尋常高等小幸校

本會幾多の変遷を経て大正八年一月、時の村長西面欽一郎氏・校長山本兼吉氏の尽力・斡旋により発會式を擧げ各大字に支會を置き、爾来講習會の開催・補習教育の助成・時間勵行・敬神崇祖・勤儉貯蓄獎勵・敬老会等修養事業を行ひつつあり。尚各支會に於て年二回（旧正・旧盆）總會を開き相互の

修養に努めつつあり。又時宜を見て本会総会を開催す。

役員

第一代会長	西面 欽一郎	第一代副会長	山本 兼吉
第二代会長	杉谷 盛一	第二代副会長	杉谷 英潔

現在各支会長氏名及會員数

支會名	支會長名	會員数	合計
東・西支會	杉谷 英潔	四六	二〇五
宮代支會	古久保竹之丈	七二	
丹生川支會	中 当藏	三六	
殿原支會	原 榮造	五一	

上山路青年會々則

第一条 本会ハ上山路青年會ト称シ、事務所ヲ上山路村役場ニ置ク

第二条 本會ハ左ノ支會ヲ設ケ、事務所ヲ支會会場ニ置ク
大字東支會 大字西支會 大字宮代下支會

第三条 本會ハ教育勅語・戊申詔書並ニ軍人勅諭ノ御主旨ヲ奉体シ、忠良ナル国民及ビ健全ナル公民タル素質ヲ養成スルヲ以テ本旨トス

第四条 本會ハ會員及特別會員ヲ以テ組織ス
1 正會員ハ本村居住者ニシテ滿十二歳以上滿二十歳以下ノ男子トス。但シ高等小學校以上ノ程度ノ学校ニ在学スルモノハ、會員ニ加ヘサルモノトス

2 特別會員ハ本村居住者ニシテ廿才以上廿五才以下ノ男子トス
第五条 本会ハ第三条ノ目的ヲ達成センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
1 勅語・勅諭奉読
儀式・會合等ノ場合ニ教育勅語・戊申詔書・軍人ヘノ勅諭ヲ奉読訓諭シテ聖旨ノ服膺二期ス

2 正會員ハ必ズ補習学校ニ入学シ智能ノ補習増進ヲ計ルコト
3 談話會 各支會ニ於テ適宜ニ日時ヲ定メ、會員相互ノ經驗談又ハ修養談ヲ交換シ、又人望家・老農家ノ談ヲ聞キ、會員ノ修養ニ資ス

4 講習・講話會 適宜ノ時期ヲ見計ヒ名士ヲ聘シ開會シ、聖旨ノ普及徹底ニ力メ自治精神ノ涵養ヲ函ル
5 圖書閱覽 新聞・雜誌ヲ購読シ常識ノ修養ヲ成ス

6 視察 イ支會相互又ハ他ノ優良ナル団体ノ実況ヲ視察シ、其ノ長ヲ採リ發展ニ資ス
ロ 青年訓練所 青年中該当年齡者ハ青年訓練所ニ入所スルコト。但シ該当年齡

(一部漢字に旧字・当用漢字
入り混っているが総て原本
の通りとした)
例 會・会 等)

7 二達セザルモノト雖モ入所スルコト得
風儀矯正 実践事項ノ協議ヲ爲シ聖旨ノ服膺実行ヲ期シ惡風ヲ打破シテ範ヲ社
會ニ示ス

8 身体鍛鍊 運動會・体操・角力・擊劍等ヲ爲シ体力ノ増進ヲ圖リ、剛健尚武ノ
氣風ヲ養ヒ、兼テ礼節及規律訓練ヲナス

9 産業上ノ智能習得 植林・開墾・養蚕・其ノ他地方適當ノ事業ヲ經營シ、産業
上實際ノ智能ヲ習得セシム

10 貯蓄 會員共同事業貯金

11 公共心養成 道路修繕・水難・火災・風害等ノ際ニ於ケル応急事務幫助等

12 慈善 軍人軍属其ノ他公共事業ニ尽力シタルモノノ遺族又ハ鰥寡・孤獨・貧窮
者ニ対スル全員又ハ勞力幫助

13 表彰 本會ノ爲テ二功勞アルモノ又ハ會員中品行方正・勤勉力行等、総テ衆ノ
模範トナリタルモノハ本會總會ニ於テ表彰ス

第六条

本會ニ左役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 各支會長 一名

幹事 本會二名・支會若干名 顧問 各支部三名

第七条

會長ハ村長ヲ推戴シ、副會長及支會長ハ會員中ヨリ互選シ、顧問ハ小學校職員及名望

第八条

會長ハ本會ヲ指導監督シ會議長トナル。副會長ハ會長ヲ助ケ会務ヲ処理シ、會長事故

アルトキハ之ガ代理ヲ爲ス

支會長ハ本會役員ト協心努力シ、支會ノ指導開發ニ從事ス。幹事ハ會長・副會長ノ指

導ヲ受ケ庶務・會計ニ従事ス。顧問ハ重要事項ノ諮問ニ応ジ又ハ建議シ会務ヲ指導処

第九条

役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二ヶ年トシ滿期後ト雖モ後任者就職迄其ノ事業ヲ行フ

第十条

名譽贊助員トス。名譽顧問・名譽贊助員ハ會長ノ諮問ニ応ジテ意見ヲ陳述シ、又ハ建

第十一条

議シ、其ノ需ニ応ジテ會合ニ際シテ出席スルモノトス

第十二条

本會ハ毎年一回總會ヲ開キ、會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時總會又ハ役員會ヲ

第十三条

開クコトアルベシ

第十四条

會ノ決議ハ會員ノ過半数ヲ以テ定ム。可否同数ナルトキハ會長ノ決スル処ニヨル

第十五条

會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月卅一日ニ終ル。毎年度經費收入・支出ハ役

員會ノ決議ニヨリ豫算ヲ以テ之ヲ定メ、収支決算ハ總會ニ於テ報告ス

收入支出ハ會計主任ニ於テ會長ノ決裁ヲ經、會長ノ名ヲ以テ執行スルモノトス。會計

主任ハ幹事中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第十六条 本会ハ會員心得ヲ制定シ會員各自之ヲ遵奉モノトス。會員心得ハ会長別ニ是ヲ定ム
第十七条 退會セントスル者ハ會長ノ許可ヲ受クベシ
第十八条 會員ニシテ不都合ノ行爲アルトキハ、總會ノ決議ヲ經テ懲戒スルコトアルベシ
第十九条 本会則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非レバ變更スルコト得ズ

第二十條 本会則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ実施ス

上山路婦人會會則

第一条 本會ハ上山路村婦人會ト称シ、事務所ヲ上山路村東尋常小學校内ニ置ク
第二条 本會ハ教育勸語ノ御趣旨ヲ奉体シ身体ノ健全ト品性ノ向上ヲ圖リ、實際生活ニ必要ナル智識技能ヲ研キ、和衷協同以テ良妻賢母トナルベク、貞淑温厚ナル夫人タル修養ヲ

第三条 本会ハ上山路村ヲ以テ組織区域トシ、便宜上丹生ノ川・殿原・東・西・宮代ニ支會ヲ設ク

第四条 本會ハ村ニ居住スル左ノ婦人ヲ以テ組織ス
1 正會員 尋常小學校卒業者、若シクハ十二才以上廿五才以下ノ未婚者

2 特別會員 廿才以下ノ婦人
3 贊助會員 其ノ他本會ノ趣旨ヲ贊同スル婦人

第五条 本會ハ左ノ役員ヲ置キ、各ソノ職能ヲ明カシ本會ノ發展ヲ圖ルモノトス
1 會長 一名 村長若シクハ小學校長ヲ推戴ス

2 副會長 一名 會長之ヲ囑托ス
3 支會長 一名 會長之ヲ囑托ス

4 顧問 若干名 會長之ヲ囑托ス
5 幹事 十名 會員ノ互選トス

第六条 役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ
1 會長ハ本會ヲ指揮統督シ會議ノ際ハ議長トナル

2 副會長ハ會長ヲ扶ケ會長事故アルトキハ之ニ代ル
3 支會長ハ會長ノ指示ヲ受ケテ支會ヲ処理ス

4 顧問ハ會長ノ諮問ニ答エルモノトス
5 幹事ハ會長・支會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ執掌ス

役員ハスベテ名譽職トシ任期ハ二ケ年トス

第七条 本會ハ第二条ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ。但シ正會員ハ必ズ第一条二項ヲ実行スル義務アルモノトス
1 補習教育ヲ受クルコト
2 講習會ヘ出席スルコト

裁縫・作法・衛生・育兒・看護・其ノ他家事ニ必要ナルモノ

- 3 講話會 名士ヲ聘シテ修養ニ関スル講話會ヲ開ク
 - 4 敬虔ノ念ヲ養ヒ敬神崇祖ノ実ヲ舉グルコト
 - 5 敬老慈善ノ觀念養成ニ努ムルコト
 - 6 新聞・雜誌及書籍ノ購読
 - 7 陋習ヲ矯正シ善良ナル風紀ヲ作同スルコト
 - 8 會員弔慰
 - 9 遠足運動會
 - 10 其ノ他總會又ハ役員會ニ於テ定メタル事項
- 本會ハ毎年二回以上總會ヲ開ク。但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ、臨時ニ總會又ハ役員會ヲ開ク
- 本會ノ經費ハ基本金ノ收益及ビ會員ノ勤勞ニ依ル收入、又ハ會費・寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十條
- 第十一條 會長ハ別ニ會員心得・規約等ヲ定ムルコトアルベシ
- 第十二條 特別會員・贊助會員ニシテ退會セントスルトキハ、其ノ理由ヲ具シ會長ニ届出スベシ
- 第十三條 會員ニシテ模範トナスルニ足ルモノハ、役員會ノ決議ヲ經テ表彰スルコトアルベシ
- 第十四條 會員ニシテ本會ノ体面ヲ汚ス行爲アルトキハ、總會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルベシ
- 第十五條 本會ニハ左ノ帳簿ヲ備フ
- 會員名簿・會計簿・記錄・其ノ他
- 第十六條 本會則變更ハ會員過半数ノ賛同ヲ要ス

第七章 産業

第一節 總説

自然篇に於て述べたような、地勢及地質を有する山間の一小部落なるを以て、素より多方面の産業興るべき道理なく、古来主として農業と労働（山稼）が最も多かりき。而し殊に注意すべきは、近來各種の産業に対して改良の歩を進め、各自己の職業に忠実熱心なる事なり。

第二節 各説

一、農業

前記（第二章戸口）の通り、農業は本村の最も重要な産業の一にして、其の戸数は全体の三割八分八厘強に当たり、各戸全く耕地を有せざる者殆んどなく、自家用として栽培しつつあれども、地勢上耕地豊富ならざる故に、未だ各地より農産物を購入し

つゝあるは、眞に遺憾とする所なり。然れ共近年昔の其れと異なり、各人目覺め農事
実行組合・養蚕組合等の設立をなし、斯業に対し各自研究的体度に進みつつあるは、
誠によるこばしき現象なり。

1 生業別戸数

自作農	小作兼自作	小作	農商	自主兼小作	地主
一五四	一六四	九二	五〇	二三	一二

2 主要農産物

種類	量	金高
米	二五九〇石	一九二五七円
麥	三四〇石	三四〇〇
大豆	六四石	一二八〇
小豆	一二石	二四〇
粟	五石	三五
蕎麥	四〇石	二八〇
甘藷	二三〇〇〇貫	一六八〇
馬鈴薯	三〇〇〇貫	二一〇

3 勞力

α 人力

本村は普通作物及び養蚕に殆んど之を行はざる家無く、労働は年中分配されてある爲、年中労働の余裕を生ずることなしと云いて可なり。故に大部分は自家労働に従事し、経営面積少なく臨時雇労働者となりて、生計を補う者、及び日雇労働により生計を立つる者少々あり。

b 畜力

役畜を使用するも飼料を得る爲、多大の労力を有する爲相当広く耕作しつつある家を除いて余り多く飼育されず。尚以前は農閑期を利用して、牛車挽きをせし者も相当あったが、トラック及びサイドカーの出現によりて、次第に圧せられたる状態なり。馬は駄馬として一頭あるのみ。畜力と云へば畜牛にして労力に使用されるもの次の如し。

年	牝	牡	計
昭和六年度	六〇	七二	一三二

4 蚕業

本村は昔より比較的盛に行われたれども、一定の集団ありて之を行ふにあた

らず、多くは原野・畑岸に散在せる桑葉を利用するに過ぎず。明治廿二年本村東に伝習所を設け普及に努めたる結果、大いに斯業勃興したりしが、同年八月末未曾有の大洪水の爲、桑園の過半を失ひ被害甚大なり。されど復旧容易に立ち難きもの、多くは桑樹を植え付けたるを以て、却て桑園の増加を見る。故に斯業の促進に大いに力を得たり。爾来年々普及し廿四・五年頃に至りては、收益莫大なるを知りて盛に桑樹を植え付けし爲、良田化して桑園となるもの多し。當時は蚕種の良否を問はず、従ふに掃立を行ひし爲却て失敗するもの多し。偶々廿六年蚕期天候不良と成績不良にして、放棄せざるべからざる不幸と長雨の爲、河水氾濫し桑園流亡するものあり。廿七年日露国交断絶して、繭價暴落、遂に収利を認め難きを知るや、桑園掘返さるるものあり。廿九年秋より絲價回復の爲、日高郡農會の獎勵指導により、確實なる副業の一となりたり。

桑園大字反別

大字 東	五町三反四畝廿五歩	大字 西	一町二反九畝 三歩
" 下宮代	四町三反二畝一四歩	" 上宮代	四町九反六畝一二歩
" 殿原	四町三反六畝廿四歩	" 丹生ノ川	一町一反二畝廿七歩
合計	廿一町四反二畝一五歩		

最近繭價表

桑品種 改良鼠返 和助十文字 甘樂桑 遠州高助 魯桑 市平

年度	種別	春			晩			秋		
		戸数	掃立枚数	收購高	金 蚕 高	戸数	掃立枚数	收購高	金 蚕 高	金 高
昭和二年		一七四	一五九	八五八 ^レ	五八八〇 ^円	二三五	二一〇	九五五 ^レ	三七二四 ^円	
三年		一七六	一九五	一四五四	八九三二	二五〇	二一一	一〇八四	六六三五	
四年		二〇三	二一〇	一五三八	一〇四二八	二三一	二四五	一二七五	七九六三	
五年		二〇八	二〇四	一三五五	五一九五	二一〇	一八〇	九四〇	一五一〇	
六年		二〇〇	一二〇	八一五	二三九九	二〇二	一七〇	一〇七七	三九一三	

5 畜産

地勢の關係と比較的利益のうすい牧畜を、本業とするものは皆無なり。小農は牛を飼育し農耕に使用、極一部分牛車に用ひらる。飼養頭数前表の通り。尚昨年来上宮代に畜産販売組合生まれ、牛乳販売を行へり。

宮代畜産組合の状況

組合長理事 五味 孝男 専務理事 五味 小弥太
理事 小川 自治 監事 小川 浩一 監事 五味 一郎

昭和六年度取扱高

月別	搾取頭数	需用戸数	売上掛量	代金
一月	三	六〇	二一四五	九五円三六
二月	〃	五六	一九二六	八五
三月	〃	九五	二七〇二	一二〇
四月	〃	八六	三八七九	一七二
五月	〃	九〇	二八一三	一二五
六月	〃	九二	二五三二	一一二
七月	〃	九一	五九九五	二六六
八月	〃	一〇二	四六八五	二〇八
九月	〃	五四	四七四一	二一〇
十月	〃	六一	四九七八	二二一
十一月	〃	四一	三四三八	一五二
十二月	〃	三九	三四一四	一五一
計	三	四三二五四	〇〇	一九二二

6 養鶏 養鶏も本業とする者はなく、自家用として飼育するに過ぎず。

昭和六年度飼育数

年 度	鳩 [?]	雌	ヒナ	計
昭和六年度	二五〇	三四〇	九五〇	一五四〇

地主と小作人

本村に於ては古から小作契約に当たり、当事者間に小作証書を作成した様なことは事はない。全部口約にして期間も確定しない。而し古より地主对小作人の関係は至って平和で、而も共村共栄の精神に則り誠に親睦なり。近來思想界の変調に伴ひ、平坦部等に於ては種々小作爭議など惹起しなれども、斯る風潮に染まらず地主对小作人は、家族同然なる事を誇とするに足る所なり。小作料一段歩に付再興寺石一斗、最低五斗前後なり。

二、林業

本村に於ける国有林に関しては、第四章村治・第五節に於て前述の通りなり。
 村の殆ど全部を占める山林の盛衰如何は、村の盛衰を左右する程本村に取りては、極めて大切な産業の一なり。山林の総面積の七割は杉・檜林にして、他は雑木林として薪炭及緑肥採取の原たり。植栽は主として伐採跡雑木林皆伐跡に行ふ。伐採主として樹齡四拾年内外を普通とする。

運材方法

α 日高川を流し御坊町に至るもの

β 日高川を流し中山路村に至り、紀南索道を利用して田辺文里港に運ぶものあり。

1 林業界の副業

製炭

未だ遅々たるものなるが、悔るべからざるものあり。昭和七年四月講師を聘して、無瓦斯黒炭製造講習會を本村上宮代で開きし以来、在来品に比して遙に優良なるものを産出せり。

椎茸

原種林乏しくして多量生産を得ず。されど品質優良なるものあり。近来八日栽培法・簡易乾燥法等本県林務課が力を注がれ、講習會等開催されたり。古来熱心に栽培せられ多く輸出せられたるが、近来著しく低下して不振なり。近時棕枴皮の加工品講習會を設け、棕枴蓑製造を奨励せり。尚新葉及皮等少々輸出せられつつあり。

棕枴

楮

昔より山路紙として名を知られたる原料の楮も、盛に栽培されつつありしも、爾来製紙業振はず昭和初年壹荷参拾円位なりしも、昭和六年に至りては貳円五拾銭内外なる状態なれば、殆んど廃滅の近き様なり。

林産物数量及び價格

種類	数量	價格
木材	三六二四〇円	
薪炭	三〇〇〇〇円	
椎茸	三〇〇〇〇円	
木炭	一二〇〇〇〇貫	二〇〇〇〇円
松煙	三〇〇〇貫	九〇〇円

第八章 金融

本村に於ける金融界を見るに、個人貸借・郵便貯金・銀行預金・信用組合等なり。其の他各種の保険・無盡・講會等に加し居る者も相当多し。

個人貸借 一般に比較的多く行はれつつあり、利子は年五分乃至一割五分位り。

郵便に於ける各種金銭受入及支払額は、第三章交通：（通信の条）に記述の通り。

保険・銀行・無盡・講會

各種の保険に加入掛金をなし、後年をたのしみつつある者多し。

銀行に於いては

田辺四十三銀行・日高銀行を利用し、村内有産者預金をなし、又近年各種の無盡会社侵入し加入者多し。

講會には 頼母子講・伊勢講等あるも、特別の性質を有するものなし。

有限責任東信用組合

大正二年定款を制定し、知事の認可を得て以来日々隆盛に赴きしが、近時時勢に伴ひ不景氣の結果、現在に於ては機関全く停滞の状態にて昔日の影なし。

會計狀態

種 目	方 (払)		種 目	方 (受)	
	金	額	金	額	
中央金庫出資	四〇〇円	〇〇	出資金	二〇六〇円	〇〇〇
縣信聯出資金	三〇〇	〇〇	支払込中央金庫出資金	二八	七二〇
貸付金	一三六三三	二九六	準備金	八六五二	五九六
預金	六	八一〇	組合員貯金	一五七三	一六四
貯金	八五	八六九	家族貯金	一八六四	六九三
負担金	一一	一三〇	団体貯金	二四〇	七三四
現金	六	九七五	貸付金利息	二四	二〇〇
合 計	一四四四四	〇八〇	合 計	一四四四四	〇八〇

第九章 民俗

第一節 風土人情

一、境 遇

本村は全土殆んど山岳を以て覆はれ、山清く・谷美しき風光に浴し得れども、古来天災比較的多く、斯かる環境に支配さるる人間の性情は自ら特殊なものあり。近世以前の民情についての資料を有せずと雖も、左に記すが如き民風と傾向とは之を窺ふを得べし。

由来本県は建国の昔に溯りて古き歴史を有し、政治的にも宗教的にも大なる推移あり。今この民情が如何に変遷し来りか。即ち本郡の沿道民は常に御聯^レを拝し得て、尊皇尽忠の誠を捧げたるべく、山路郷に於ける彼の大塔宮の御事蹟など特に著しきものあり。応仁の乱以降は世乱れ、庶民は日夜烽煙鼓響に恐迫され、少しも其の堵に安んずる能はず。故に不知不誠の間に人情は殺伐に傾き、村の豪族共何れも血氣にかられ、天狗との格闘・大蛇退治等勇ましき伝説の存する一方、慶長年間山路郷に於ける土民など、其の思想著しく悪化し居りたりし事是非なき次第なり。

二、近世の人情

徳川時代に入るや烽烟は静まり、蒼生は御代大平を謳歌せるが、幕府政治たるや民をしてよらしむべし、知らしむべからず主義なりしを以て、人民は大体に於て温順質朴なりしが、其の限界は極めて狭く智見は浅く、先祖伝来の家業に営々として、時勢の推移の如きは因より知らず、大平の空氣中に漂ひたり。

三、保守中の活氣

龍祖封を紀伊に受くるや此の国の民心險惡難治の称あるに鑑み、先ず地土を処分して獄舎を修理して威嚴を示す一面、側近に良祐を侍せしめて善政を布き、所謂恩威並び行わるる策に出でしが、之より先き民心既に乱に飽き平和に恋々たる折柄なれば、其の治に悦服して質実温順・保守の裡に活氣あり。武人上に剛強を極むる者あるも、新人起りて産業噸に發達して、下層社会の勃興氣運を招けり。斯くして徳川中世に入りてより泰平久しく、武士階級剛健の氣風を失ひ、利刀は中身の切れ味よりは外觀の飾り美を競ひ、祖先が先陣に於ける武功物語に耳遠くして傾けず、劒撃の音に活氣を振ひし者は、今や淨瑠璃・三味線の優雅なる道楽に遷りたり。上のなす所下これを習ふの譬の通り、庶民も又奢侈柔弱に流れ、実利をすてて趣味を追い、

勤勞を厭ふて逸樂に耽るに至る。本郡の如きも此の惡風の感染する所となりたるを以て、當路者は身分に随つて衣服の料を制限し、勸農の傍ら地士の武事を忽にすべからざる事を嚴達せり。されど少し身分に財力ある者は、その腐敗の度を高め情欲に奔り、賭事を喜び傲奢随弱に傾くを居て「身持宜しからず」の譴責を受ける者すらあり。

四、士氣の頹廢

如述の如き傾向は季世に及んで愈々増長し士氣は頹廢し、地士・山家同心の徒も多くは無爲無能に陥り、一般庶民も不知・不誠・腐敗の状を醸せり。諸役人に対する贈賄は公然行はれ、之を受ける者一種の役得と思へるが如き有様にて官規の紊乱等云ふべからず。斯かる状態なれば社会的に大なる刷新を加へて、革命の氣分を發揮する必要を認むるに至れり。

五、明治維新の民情

明治維新後は国家としても、驚くべき向上發展に勇往邁進したり。從來一郷の天地は日本の天地となり世界の舞台となりたり。故に進取的と保守的新思想と旧思想との衝突は絶へ間なかりしも、大体に於て新しきもの勝味をしめたり。明治十一年頃經濟界の大恐慌あり。農業界には旱害・虫害屢々起り、加ふるに物質文明の齊す生活難に襲はれ、之が匡救については識者は少なからず苦心したり。折しも明治廿一年暴風雨の被害は莫大にして、民心噸に因慼せんとしつつある処に、翌廿二年八月の大洪水は山路郷の大打撃となり、上下惶惑其のなす処を知らず。民力疲弊し人心萎靡したり。特に山路地方の惨害は殊に甚だしきを以て、人心は自暴自棄に陥りたる結果、來せる余映まだ全く癒えざるも少なからず。町村制の施行は此の大洪水に先ちて之を行なはれたり。之により地方は自治の初歩につきしが、新村の内部に於ける部落的不合和・諸般の統一整理難より来る紛糾など、至る所に暴露し自治制度の前途は甚だしく遠き感を呈したり。斯くして多数未解決なる問題を持越して、明治は逝き大正の時代を迎へたり。

学制頒布は遠く明治五年にありき。當時形ばかりの小学校は、隨所に創立を見たるも実績容易にあがらざりき。明治廿七・八年廿七・八年戰役後新人続出するありて、

第二節

一、衣

頑民何れも自覺の端緒を開きたり。未曾有の二大戦役に於て、出征者も後援者も全力を尽して国難に当り、尽忠報国の誠心は遺憾なく發揮せられたり。泰西の文化輸入に伴ひて、敬神崇祖の念は稍茫（あやふ）かんとしつつある折柄、明治四十一年神社合祀の法令下るや、村民何れも之を喜ばず。遠き昔より崇拜来りし神社の廢滅を悲しむ情切なるものあり。之を見ても祖先伝来の固有精心たる愛国敬神の念の、失せざる事明證なり。上山路及び其の附近の村々は其の昔、奈良県十津川郷と密接なる關係ありしが爲か、幾分十津川の氣風も交りて、同じ流を汲みつつある。御坊方面とは其の性格総て異なり、寧ろ隣郡田辺町の色彩を有せり。其の性格たるや山路の氣風とも云ふべく、当地方開發の先輩たる吉本伍助・寒川大海などは此のタイプたるを失はず。即ち質朴にして俠風あり、廉恥を重んずる心厚く、名譽心を尊び犠牲的精眞旺盛なり。

衣食住と職業

明治初年頃までは其の服裝概して簡素を極めたりき。故に神官・僧侶・医師の長袖連中を除く外は、村内有産階級にても至つて質素なりき。一家にありては老母糸を紡ぎ、主婦之を機にあげて織り之を縫いて用ふ。反物を外より求めず。被り物も折編笠又竹の手笠を用ひ、中には手拭にて頭を纏ふ者もあり。履物なども自家製の杉下駄に藁鼻緒をつけ、草履を履き訪問にも花見にも変らず。労働者は短かき襦袢をつけ股引をはき、結び草履に頬かむりの扮装甲斐々々しく、蓑と笠とは唯一の雨道具たり。明治中世日清・日露兩役以来、漸時民風華美に陥り、草履は麻裏・ゴム裏となり、杉下駄は柳下駄・桐下駄と化し、日傘は蝙蝠傘となり、編笠は鳥打ち・中折帽子と移り、綿服はいつか絹布・起毛織物となりたり。大正の末期から昭和現代へかけて、外出には折襟の洋服流行し、作業服も小倉服を用ひ、履物は地下足袋（労働者）専用となれり。斯く推移しゆけども中産以上のものにて、依然旧法を墨守するものあり。総じて華美に走るもの中産以下青年期者に多きを見る。紋付・袴は多くの場合礼服として使用さる。

二、食

食事に付ては甚だしく輕視せられて居たり。昔百姓が眞劍働いて作り上げたる米は、日用の主食物たらず、多くは麥を用ひ茶粥を炊く。晩秋の候に入れば甘藷を主食物とす。近來米食盛に行なはるれども、山路茶粥は主なる食物なり。此の名物山路茶粥の味の美なることも、沿岸地方に比較するに遙に優れり。畢竟・米質・茶質の佳良なるによる。本村は多く四食主義なり。而も粥たるや蚕豆あれば之を交へ、甘藷あれば之を交へて炊く。近來米飯の食盛に行なはるれども、朝夕は殆ど粥なり。肉食は古來宗教的迷信により余り多く用ひず。分けて正月松の内及び盆會の期には、絶對に用ひずの習慣なりしが、近時斯かる極端なる考を有する者無く、却つて盛に肉食を行ふ。而して昔の其れ比して、副食物の調理法は改善されたるも台所の設備全からず、多くは野菜の漬物が日常の副食物なり、魚類など多く用ひず。酒は古來濁酒を釀造して四季之を飲用したり。分けて正月・田植期・氏神祭礼などは、其の美燠に陶酔して樂むの習慣あり。されど近代に於て酒造取締規則・未成年者禁酒法発令後、漸時其の跡を絶つの傾あり。茶は粥用の外上茶を用ふれども、大抵來客の時に限る。

○餅は酒と併用せられ目出度き時・其の他祭礼用として一般に用ひらる。正月・祭礼・彼岸・普請・誕生・賀祝・初詣等に搗く。又山路郷の名物として野生の蓬を入れて搗く、香氣ありて格別美味なり。

○鮓は婚礼・年忌・供養・氏神祭例など盛に愛用せらる。通常の鮓・海苔巻・湯婆巻等。五月節句にはちまき餅及びおはぎの餅を製して祝す。

○煙草 古來盛に愛用せられ、婦女子まで之を用ふ。山路煙草は良品として名高く、世人に愛用せられ、自家用にも供したりしが、煙草専売法により歴史深き山路煙草も跡を絶つに至れり。山間部固有の柴巻煙草は、今も猶盛に用ひられつつあり。婦人の喫煙は漸時其の影をひそむ。椿の葉にて巻たるもの最も美味なり。西行法師が

熊野路はきせる無しとてすまの浦 青葉くはゑて口はあつもり

とは之を詠じたるものなり。近來外出用には多く巻煙草を用ふるようになりたり。

概して草葺きの家多かりしが、近年茅の採取意の如くにならず、故に杉皮葺多く、瓦葺き之に次ぐ。昔は堅牢なる建築を以て本旨とし、体裁よりは実質を尊び、丈夫なる材料を選びたるも、時代の進展は外観の美を要件とする傾向あり。古代の建築は通風・採光・換気など衛生的方面は全く無頓着なりき。蓋し故人は科孝的智識の乏しきによるならん。畳を敷きたる家少く、大抵筵を用ひたり。

四、灯火

灯火は昔、松油気多きものを細く割りたるものを、古き鍋などに灰を入れ、其の中に之を燃したり。之を俗に灯台と呼べり。次に灯油を行灯又はカンテラに点ずる事始まりたれども、之は中産階級以上の家庭たり。明治廿年頃ランプ輸入され石油を用ひて点火す。之も中産階級以上の灯火として用ひられたるが、漸時一般的の灯火として普く用ひらるゝに至れり。大正の末期に至りて、電灯の光を見るに至れり。最初は日高川水力電気株式會社の経営にして、順次京阪電鉄・三重合同各会社の有に歸せり。大正十二年四月六日大字東（川口を除く）・大字西（中垣内を除く）に送電さる。寄附金五円（壹灯、特別寄附四円・取付金料壹円）を以て完成せり。昭和三年六月字川口に送電。同年三月西（中垣内）・上下宮代・昭和五年三月殿原にそれぞれに送電開始す。

宮代	壹灯	金壹円貳拾錢	所用電柱全部	寄附す
殿原		金貳百円	所用電柱全部	

第三節 冠婚葬祭

冠婚葬祭の習慣は一時的の激変なきを特質とす。されど世の移り変るに従ひて、人生の大事として分外の費用を惜しまざりしが、近年漸く簡素の学ぶべきを知りて一般的に質素を旨とせり。

○出産

出産の家あれば近隣の人は、物品を持ちて出産祝いに行く。次で命日（一週間以内）も終ると七十五日、産婦は乳児を連れて氏神に参詣す（普通宮参といふ）。餅を搗き里親・親族・近所へ配る。節句が来れば男子は鯉幟り又は武者人形、女兒は雛人形をまつる（但し有産者）。

○婚礼

男女相当の年令に達すれば、媒介者を介して両者の婚約成立すれば樽入（結納）

の式を行ふ。俗に貰ひ切りといふ。興入披露・簀入等昔のままによつて行なはる。従来は之等に多額の費用を費し華美を競ひしも、近時著しく冗費を節するに至れり。

○送葬

死者ある時、近隣の人相會して埋葬の世話にあたる。会葬者に接待する風は近時村規により一切行はず。送葬ありし当夜は詠歌を唱えて死者の冥福を祈り、七日七日の弔に墓参す。四十九日には僧を聘して供養す。此の時一升の糯米を搗き餅をこしらへ、四十九個を送り御寺に供ふ。年忌は一年・三年・七年・十年・十七年・廿五年・卅三年・五十年・百年等あり。親族を招きて墓参供養をなす。

第四節 年中行事

近時太陽暦と太陰暦を併用されつつありて、行事も区々として同じからず。地方商店の取引上、旧節季ならでは取引つかず。出稼者も旧節季ならでは労銀を受取ること能はざるを以て止むを得ず、旧暦を墨守する習慣なり。今一つは陽暦正月頃は山間部に於ても雪なく、労働に差支へなきも旧正月頃となると最も多く、故に冬籠りがてら正月を迎へるも当然の事なり。

一月 元旦

若水迎へとして早朝松明を照して若水迎へをなす。俗に「明き方恵方」に向つて水を汲み桶に入れる。「新玉の年の始に杓とりてよろづの宝我ぞ汲みとる」と唱えて汲み販りて、神前に供へ家内一同雑煮を頂く。

七日

七草なづな汁を煮て、神前に供へ家内一同頂く。

十一日

帳綴りとて商家では大ひに祝ふ。

十五日

七五三の飾りを取り去り、小豆粥をを神前に供へ果樹に供ふる習慣あり。

十六日

大応寺に於て大般若會あり。

二月 節分

豆をいり追難の旧習慣あり。

初午

稲荷まつり

十五日

釈迦の涅槃日として寺参多し。

三月 三日

桃節句として旧家には雛人形をまつる。菱餅を神仏に供ふ。

廿一日

弘法大師をまつりて高野山及田辺に参詣する人多し。

四月 八日

釈迦降誕祭にて灌佛會あり。甘茶にて虫退治の歌を書き便所に貼る。

五月 五日

昔より卯月八日を吉日と 神下虫を成敗ぞする
端午の節句 武者人形を飾り、鯉幟を立て、祝ふ。

六月 丑の日

牛に行水をさせ綺麗に洗ふ。小麦にて団子をこね、栗の小枝を取りそれに
くるんで田畑をまつる。

七月 七日

七夕祭にて昔は盛に行はれたるも殆んど行なはれず。
魂迎へ新佛の家にて御假屋を飾り新靈を祀る。水棚をまつり無縁の仏をま

十三日

つる。

十四日

新仏及び仏詣り。夕祖先の靈をなぐさめる爲盆踊あり。

十五日

八月 一日

御假屋・水棚等川に送る、夕盆踊あり。

十五日

九月 九日

八朔として一般に休業す。
月見として御月様に里芋を供ふ。

十月 亥日

栗節句にて一般に休業。

十月 十四日

亥の子と称して餅または団子をつくり大黒天をまつる。

十五日

夜丹生神社の例祭の夜宮にて、神灯をかがけ神樂をあぐ。

十六日

氏神祭例にて、鮓をつくり大ひに祝ふ。
招魂祭を忠魂碑前に行なひ、戦病死者の靈を弔ふ。神式・仏式各年交互
に行なふ。入営兵送別會を社前に於て行なふ。

十二月 廿日

また此の月山の神祭り・フイゴ祭り・冬至の日医師は神農祭を行ふ。
果の廿日とて山稼ぎする者山行きを忌む。昔この日討首をしたるによるな
り。年とり餅は廿八・九日頃につき年越準備をなす。

第五節 俚 諺

あ 案ずるより生むが安い

阿保につける菓なし

挨拶は時の氏神

阿保の三杯汁

雨降つて地かたまる

甘栗日柿

朝虹は長雨のもと

朝飯前の仕事

上げたり下げたり

歩く犬も棒に当たる

姉嬢は可愛がつてくれる

周章てる蟹はよう穴へ這らぬ

い 悪事千里を走る

足許見ず

阿保女が男待つ

石の上にも三年

石橋も叩いて渡れ

石部金吉金かぶと

う

おえ

か

くき

こけ

さ

し

す

そせ

た

ち

井戸の蛙
一杯飯を食ふな
急がばまはれ
うどの大木柱にならぬ
瓜の蔓には茄子はならぬ
嘘と坊主の髪は結うたことない
膿んだものはつえる
椽の下の下持
追手に帆
鬼の目にも見残し
お多福の嫁入り
鬼も十八番茶も出花
枯れ木に花が咲く
壁に耳
陰辨慶
氣狂も一人狂はぬ
腐っても鯛
食はず嫌ひ
藝は身を助ける
乞食の昼寝
紺屋のあさつて
さわらぬ神に祟りなし
三文毛ぬき
死錢を使ふ
知らぬは亭主
虱の首つり
師走の寒細り
好いた虫は夢を食う
すき腹に飯
銭は阿弥陀ほど光る
損して得とれ
足袋は姉をはけ
立板に水
玉に疵
提灯に釣鐘
地獄の沙汰も金次第

命あつての物種
一夜添うとも妻は妻
一事が万事
牛は牛連れ
嘘も方便
売り言葉に買い言葉
えびす顔
大霜のあさつて
男心と秋の空
尾をふる犬はたたかれぬ
金は阿弥陀程光る
亀の甲より年の効
勘定合うて錢足らず
紀州の連れ小使
臭い物に蓋をする
口八丁手八丁
喧嘩両成敗
ころばぬ先の杖
こけ徳利出放題
三人寄れば文殊の知恵
猿にも小袖杭にも飾り
杓子定木
猪食た報い
自慢の垂れ糞犬でも食はぬ
好きこそ上手
背に腹はかえられぬ
そつぱに餅喰はすな
たらいが半切わらふ
高い所へ土持ち
塵も積れば山
血で血を洗ふ

いきなり三杯
犬一代に狸一匹
行きつきばったり
馬の耳に風
旨い物は宵に喰へ
内股こう薬
椽の下の舞
負ふた子に教へらる
岡目八目
思ふ念力岩をも通す
片輪な子程可愛い
枯れ木も山の賑ひ
稼ぐに追ひつく貧乏なし
義理と禅
薬九層倍
怪俄の功名
弘法も筆の誤り
猿も木から落ちる
四十後家はたたぬ
四十二の二ツ児
身代棒に振る
酢がきいている
千の倉より子は宝
狸の牽丸八畳敷
短気は損気
地震・雷・火事親爺
地獄で仏

つ て と な に ぬ ね の は ひ ふ へ ほ ま み め

蛇の道は蛇
鶴は千年亀は万年
つんぼの早耳
出る杭は打たれる
天道人を殺さず
問うに落ちず語るに落つ
灯台もとくらし
泣き面に蜂
泣く子と地頭には勝てぬ
長いものには巻かれよ
憎まれ子世にはびこる
盗人のひるね
盗人捉へて縄ない
猫に小判
寝耳に水
乗り出した舟
能ある鷹は爪をかくす
吐いた唾は呑めぬ
番茶も出花
腹八分に医者いらす
針の穴から天のぞく
人の噂も七十五日
人事云えばむしろをしけ
彼岸すぎの麦の肥
人には問うて見よ馬には乗ってみよ
袋の中のねずみ
平右衛門の禪
下手の横好き
佛の顔も三度
佛作って眼を入れず
真綿で首
待つ身になるな
身から出た錆
麦飯で鯛をつる
目の上の瘤
盲めつぼう

長者三代
面の皮千枚張り
月夜に釜
出物腫物所きらわす
豆腐にかすがい
なす時の閻魔顔
長持枕にならん
無くて七癖
二階から目薬
濡手に粟
寝ていて餅
のひと云へば槌
能者筆を選ばず
はき溜に鶴
八十の手習
ばつちに底なし
一人娘の春の夕暮れ
人の禪で角力
人の振みてわが振直せ
下手のこうしゃく
下手の鉄砲数打ちや中る
坊主憎けりや袈裟まで憎い
まかぬ種は生えぬ
満つれば缺くる
無理難題
飯の上の蠅
目で物をいう

長者の万灯
土でこの水遊び
手許くらがり
どんばいもととの中
習はぬお経は読めぬ
七転び八起き
似たもの夫婦
糠に釘
念には念を入れよ
喉元すぐれば熱さ忘れる
恥を云わねば理がたぬ
腹がすいては戦にならぬ
針程のことを棒程にいふ
人は武士
瓢になまず
人を呪えば穴二つ
平氣の平左
骨折り損のくたびれもうけ
負けるは勝
無理が通ば道理が引込む
盲蛇におじず

やも

餅は餅屋
病は氣から
柳に雪折れなし
安物買いの銭失ひ

物は云ふ中に聞け、人は通る中に見よ
藪から棒
焼け石に水
焼け跡の釘拾い
闇夜の鉄砲
やけは貧から

よゆ

油断大敵
夜の道に日暮れぬ
欲の熊鷹股から裂ける
来年の事云うと鬼笑ふ
両手に花
類をもつて集まる
老人の言葉

夢に餅
用心には縄をはれ

行きかけの駄賃
よいことした後わるい

りら

ろる

第六節 俗謡

1 子守唄

・何と言ふても東は都七つさがれば三味の音
・西の念仏、安井の口説き、東淨瑠璃面白や
・筏のりさん袂がぬれる、襷あげませうかけなされ
・子守憎いとて破れ傘ささせ、可愛我が子は雨ざらし
・ねんねしなされ御寝なされ、あすはとうから起きなされ
・ねんね寝る子に赤いべべ、着せて乳母にだかして宮詣り
・子守子守となしげにいふな、守も一役子守役
・人を笑えば末みて笑へ、末で我が子も笑はれようぞ
・西と云ふたら東と悟れ、北と云ふたら開けに來い
・ねんねころ市てんまの市、大根束ねて船に積む。船につんだら何処まで行かうよ。紀州日高の橋の下。
橋の下には鷗がござる。あれをとりたやよこどりに。

2 田植え歌

・今年のつばくらは何をたんと持て來た。黄金樹へとかきを添へて俵たんと持ってきた
・大田の真ん中で錆びた鎌を拾ふた。砥ぎやれ砥ぎやれ錆びた鎌も切れる
・此の田の田主どのものはいくら程ある。七反巻き上げた藤のちきり程ある
・子守らよ日を見やれ。山の端に入らう、かからばかかりやれ月も出そえて
・日のぐれの千鳥や奴が笠のへりをしわる、植とて回らいであがりとて廻る
・わが殿がすきかきしたならば、荒田であれど植えよい植えよいは、苗の取り様じゃよ

3 曰挽歌

・可愛ゆい殿御と曰挽すれば、曰は手車〇〇まわる

・わしは歌好き歌はにやならぬ。歌で御きりようが下がりやせぬ
・思ひ出しては写真をながめ、なぜに写真がもの言はぬ
・山家山家と町の人いへど、山家なければ町たたぬ
・お前百までわしや九十九まで、共に白髪が生えるまで
・幸校の先生と雪持つ竹は楽なようでも身はつらい
・今年豊年穂に穂が咲いて道の小草に米がなる
・私は三味線どうでもなるが、末のねじめをよくたのむ

4 盆踊り文句

鹿乃幸兵衛入相桜

頃は文政七年なるが紀州日高で浮名を流す。流すその名は幸兵衛・鹿乃。五年以前に西国致し、那智のお山で互に出逢ふて、申し殿さん御国はどこよ。私は日高じゃ野口に於て、野口酒屋の儀兵衛のせがれ名を幸兵衛と申する者よ。申しねえさんお国はどこよ、わしも日高じゃ野口に於て、野口酒屋の儀兵衛のせがれ名を幸兵衛と申する者よ。名をば鹿乃と申されます。いとし殿御を尋ねん爲に親にかけ、は山路の東米屋柳藏の娘でござる。名をば鹿乃と申されまます。いとし殿御を尋ねん爲に親にかけ、て西国いたし、巡り逢ふたは不思議の御縁、連れて下され幸兵衛さんよ、厭といわれぬ浮世のなされ、あいと返事は幸兵衛さんよ、手ひき袖ひき三十三所心ゆたかに札うち納め、下向するのは野口と東、内へ販りて日繰りをすれば、最早月日も五年になるが、幸兵衛さんには夜妻があると風の便りにほの聞く鹿乃、聞いて夜の目も寝られたものか。二尺八寸段平さしてつづら笠きてよせ杖突いて、出で立つ姿はさも活如来。安井・柳瀬も夜深に通るかか。所は津井谷頭、上りたつれば水船峠、がたりがたりとがためき石を、うぢもなさけも蝙蝠岩に、蝙蝠岩に腰うちかけて沖をはるかにすかして見れば、比井の御崎かありや瀬戸崎か思ふ殿御に淡路が島か、麓すぐれば早日もくれかかる。崎の原では一夜の泊まり、丹生や松原よそ目もふらず印南原をも否とも云はず、恋の糸まきはや鴨づくし越えて江川にそろりと下り、茲は名高い日高の川か、昔真砂の清姫さまが蛇にも化けたる天田の渡し、我も即ち女の身なら恋の一念思は一つ、夫を思ふて鐘巻様の門のきだはし六十二段、夫を踏上げ参詣いたし、いとし可愛い、幸兵衛さんに逢わせ給へと本尊様に、御手を合せる殊勝の鹿乃念の通りて願も叶ふた。連れて下んせ幸兵衛様よ、夫が嫌ならあなたの膝でもたれかりて自害をします。そこで幸兵衛思案をいたし、是非も泣く泣く顔ふり上げて、小判千両別れのしるし百や千には目はかけませぬ、心底ものよと世間の噂、書いて流さうこのせつを作り残すぞこのせつを

○ 其の他 鈴木主水白水糸口説 お糸左傳 吉川踊 文句あれども以下略す

第七節 方言・訛語

母 音

一、あ列の音がい・う・え・おの音に転ず

1 きささ
2 こまくい

風子
細い

3 たばこ
はそむ

煙草
挟む

長母音・重母音の転換

[illegible]

ふ ひ は の ね に な と て た た せ す じ
									た ん				

火
府・齒野值荷菜戸手田田背酢字
・日・
麤・葉根二名斗
樋・子砥
牌

[illegible]

[illegible]

~~~~~      ~~~~~      ~~~      ~~~      ~~~~~      ~~~~~~

こ   こ   に   こ   か   し      び   じ   く      び      わ      あ   い   す   い   い   こ   2   わ   ろ   よ   よ  
う   う   っ   う   っ   か   し   し   や   し      び   し      り      ん   こ   も   の   こ   も   り   |   |   |   |  
じ   ぶ   こ   こ   ぞ   づ   ん      や   こ   や      や      |      ど      ー      さ      さ  
ん   つ   う   く   く   め      こ      み      こ      ー      が      さ

荒鉦日広皇罐志  
 神物光告族詰願

□ 雑 噺  
 魚

□

悪い

行衣角往行蝙輪梟宵世  
 灯桁力のこう蝠・四・  
 うう傘 艘 夜

音

|                       |                       |                         |                  |                                           |                                      |             |                  |                  |                       |             |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------------|------------------|-----------------------|-------------|
| い<br>き<br>ん<br>ど      | う<br>ず<br>る<br>い<br>び | ゆ<br>い<br>たい<br>り<br>たい | し<br>ま<br>う<br>た | し<br>っ<br>か<br>く<br>ご<br>っ<br>つ<br>お<br>ー | あ<br>せ<br>ぼ<br>い<br>け<br>ぶ<br>た<br>い | ひ<br>で<br>ん | ま<br>で<br>て      | せ<br>い<br>ど<br>う | ど<br>ー                | ふ<br>つ<br>る |
| 喘<br>息<br>患<br>者      | 釣<br>る<br>な           | 云<br>い<br>たい<br>炉       | し<br>ま<br>っ<br>た | 御<br>馳<br>走                               | 煙<br>い                               | 皮<br>痒      | 風<br>ま<br>ぜ<br>て | 製<br>造           | 象                     |             |
| ろ<br>う<br>も<br>ん      | お<br>し<br>い           | ゆ<br>わ<br>た<br>り        |                  | よ<br>っ<br>ぼ<br>ど                          | せ<br>ば<br>い                          | で<br>ん<br>ご | な<br>あ<br>で      | ど<br>う<br>ど<br>う | ち<br>ょ<br>う<br>ど<br>う | 捨<br>る      |
| 老<br>塗<br>る<br>な<br>毫 | 欲<br>し<br>い           | 家<br>渡                  |                  | 余<br>程                                    | 狹<br>胃<br>い                          | 前<br>後      | 何<br>故           | 畦<br>卒           | 貯<br>蔵                |             |

# 第十章 衛生

本村は氣候風土概して良好なる爲、古来一般に健康状態は順調である。而し地勢の關係及經濟的方面によりて充分な栄養を取る事を得ざる爲、体格良好なる方ではなく、小學校児童中にも栄養不良児多く見る。伝染病に至つては極めて稀で、特筆すべき流行を見ず。明治三十三年三月卅日法律を以て伝染病を公布せられ、各大字毎に隔離病舎を設

|     |                                    |                           |        |        |       |     |     |    |
|-----|------------------------------------|---------------------------|--------|--------|-------|-----|-----|----|
| 二、  | しんぎく                               | 旬菊                        | わかいし   | 若い衆    | さんじつ  | 算術  | じばん | 襦袢 |
|     | 名詞又は代名詞の結末の音が、之をつくる                | 爾・遠・波・わ(は)」「あ(え)」「が」等と融合し |        |        |       |     |     |    |
| 三、  | あのはな―美しい                           | あの花美しい                    | そなた―ない | 鳥ようとする | 戸たたく  |     |     |    |
|     | さきや―分らん                            | 先は分らん                     | とりよ―とる |        |       |     |     |    |
| 四、  | そりあ―悪い                             | そりや悪い                     | ながけりや― | 長ければ   |       |     |     |    |
|     | さつあ―いけない                           | 札はいけない                    |        |        |       |     |     |    |
| 五、  | 「ては」「では」「れば」「けば」「せは」等が融合して長音に変わるもの | 見てはいけない                   | くや―    | 食へば    | 死ねば   |     |     |    |
|     | みちや―いけない                           | そ―ぢやない                    | みりや―   | 見れば    |       |     |     |    |
| 六、  | それまぢや―                             | それまでは                     | ほそけりや― | 細ければ   |       |     |     |    |
|     | いきや―                               | いけば                       | ながけりや― | 長ければ   |       |     |     |    |
| 七、  | おしや―                               | 押せば                       |        |        |       |     |     |    |
|     | 話合語にて音の融合変化を起すもの                   | 読んでおく                     | やもえん   | 元結     | やむを得ん |     |     |    |
| 八、  | つんどく                               | 積んでおく                     | もつとい   |        |       |     |     |    |
|     | 連続せる音節に於て音の転換するもの                  | 身体                        |        |        |       |     |     |    |
| 九、  | 音の増加するもの                           | めぐ                        | おくだ    | 奥      | ひらくたい | 平たい |     |    |
|     | はんこ                                | ぼくと                       | ひやる    | 千る     | いとそ   | 糸   |     |    |
| 十、  | うんこ                                | おやこい                      | けやす    | 消す     | えさ    | 餌   |     |    |
|     | めんた                                | きいもん                      | やけんど   | 火傷     |       |     |     |    |
| 十一、 | もえくさし                              | 着物                        |        |        |       |     |     |    |
|     | 音節を省略するもの                          | あかい                       | かたし    | 片足     | はらく   | 腹下し |     |    |
| 十二、 | はきの                                | 履物                        |        |        |       |     |     |    |
|     |                                    | かな                        |        |        |       |     |     |    |

けらる。  
施設

1 各大字毎に隔離病舎を設く

2 種痘 毎年春季一歳及び十才の子供に行ふ

3 清潔検査 毎年一回夏季之を行ふ

村内開業醫

医師 東・広岡 永助氏 西・崎山 可道氏 宮代・久保 俊次郎氏  
助産婦 西・堯名

## 第十一章 各種団体

### 1 農業実行組合

本村に於ける農事実行組合は、昭和四年三月十日創始された上宮代農事実行組合が鼻祖で、以来各字で組合が組織され、現今に於ては八組合に及べり。各組合は戮力協心の結果、其の事業に見るべきもの多く、本村農事進歩の爲多大の効頭をなしている。各組合には組合長・副組合長・顧問・相談役・事業係等を置く。各種実行要目に邁進しつつあり。

| 組合名        | 組長     | 副長     | 組員 | 実行項目                                                                                                                       |
|------------|--------|--------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上宮代 農業実行組合 | 五味 小弥太 |        | 八  | 合議制度<br>副業獎勵<br>稲作改良<br>稚蚕共同桑園<br>採種園設置<br>米穀増収<br>耕地に対する障害物の道德的排除<br>時間経済觀念養成<br>改良 肥料共同購入<br>共同桑園設置<br>稚蚕共同飼育<br>共同採取園設置 |
| 丹生川 農事実行組合 | 今井 熊市  | 西面 賢輔  | 五一 | 共同桑園経営<br>蚕種肥料共同購入<br>試植地設置<br>蚕種共同購入<br>繭共同販売                                                                             |
| 下宮代 農事実行組合 | 寒川 清七  | 古久保 佐吉 | 四〇 |                                                                                                                            |
| 上ノ碓 農事実行組合 | 田岡 耕一  | 田ノ岡亀次郎 | 一五 |                                                                                                                            |
| 川口 農事実行組合  | 古久保 庸  | 古久保 柗助 | 八  |                                                                                                                            |
| 小原 農事実行組合  | 寒川 善水  | 松本 仟   | 一五 |                                                                                                                            |



農事実行組合規約

|           |  |      |  |       |  |    |  |                        |  |  |  |
|-----------|--|------|--|-------|--|----|--|------------------------|--|--|--|
| 組合名       |  | 組長   |  | 副長    |  | 組員 |  | 実 行 項 目                |  |  |  |
| 西明農事実行組合  |  | 浦源四郎 |  | 寒川金助  |  | 一五 |  | 共同選浸種 肥料共同購入 採種園設置     |  |  |  |
| 西農事実行組合   |  | 寒川定一 |  | 古久保忠男 |  |    |  | 採種園設置 共同選種 共同害虫駆除      |  |  |  |
| 栃久保農事実行組合 |  | 田中惠  |  | 山地辰次郎 |  | 一〇 |  | 農事改良 農家経済改善 農事二関する研究調査 |  |  |  |
|           |  |      |  |       |  |    |  | 農村の改善                  |  |  |  |

第一条 本組合ハ宮代農業実行組合ト称ス  
 第二条 本組合ハ組合員一致シテ左記事業ノ達成ヲ期スルヲ以テ目的トス

1 農事ノ改良  
 2 農事経済ノ改善  
 3 農事ニ関スル研究調査

4 農村ノ改善施設  
 前条ノ目的ヲ達成スルタメ、本組合ハ施設スル事業並ニ組合員ノ実行スル事項ハ、毎年事業年度ノ始めニ於テ之ヲ協定ス

第三条 本組合員ハ上路村大字宮代上部区域内ニ居住シ、農事ニ従事シ斯業ノ改良発展ニ努力スル同志ヲ以テ組織ス

第四条 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク  
 組合長一名 副組合長一名 相談役一名 事業係一名

第五条 但シ当分ノ間組合長スベテ事業ヲ専行ス  
 正副組合長及ビ相談役ハ組合總會ニ於テ選舉シ、事業係ハ組合員又ハソノ家族中ヨリ組合長之ヲ委嘱ス

第六条 組合長ハ組合内諸般ノ事務ヲ処理シ、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アルトキハ其ノ代理者トナリ、相談役ハ組合事業ノ計画ニ参加シ、事業係ハ：：：欠落

第七条 役員ノ任期ハ二ヶ年トシ再選ヲ妨ゲズ。但補欠就任者ハ前任者ノ残任期間ヲ継承ス

第八条 本組合ノ事務所ハ上路村大字宮代三百四十一番地ニ置ク

第九条 本組合規約 組合員名簿 日誌 會計簿 事業計画簿 全上実行成績簿

第十条 備品台帳 其ノ他必要ナル補助簿

第十一条 組合會ハ毎月一回例会ヲ開キ、必要ニ応ジテ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十二条 本組合ハ各級農會ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

第十三条 本組合員ノ經費ハ組合員ノ負担トス

第十四条 本組合ノ事業計画並ニ經費豫算ハ、組合長之ヲ編制シ組合員半数以上ノ同意ヲ經ルモノトス

第十五条 本組合ノ事業及會計年度ハ、毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トシ、組合長は一月末日迄前年度事業成績並ニ會計ノ状況ヲ組合員ニ報告スルモノトス

第十六条 本組合ニ加入セントスルモノハ、組合員ノ同意ヲ得テ承認ス

第十七条 組合員ニシテ本組合ノ規約ヲ遵守セズ、共同ノ義務ニ背文スルモノアルトキハ、總會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルベシ

第十八条 本規約ヲ變更セントスルトキハ、組合員三分ノ二以上の同意アルコトヲ要ス

第十九条 本組合員ハ本規約ヲ遵守シ、其ノ實行ヲ誓約スルタメ左ニ署名捺印スルモノトス  
右 以下各組合規約殆ンド同ジナルヲ以テ省略ス  
理事組合長 松本 定一 理事 田ノ岡眞三郎 理事 田ノ岡 栄助  
理事 松本 仲助 理事 小川 富市  
監事 五味 純 監事 廣岡 永助

2 東信用組合

事務所 上山路村大字東 松本定市方

大正二年知事認可を得て設立。当時日々隆盛に趣き活動目覺しきものありしが、時勢の進運に随ひ山村の疲弊おびたぐしく、漸時活動力にぶり現在に於ては只機関あるのみにて、昔日の影なき状態なり。

3 上山路村農會

本村農會ハ明治 年 月 日設立されたるものにして、當時は主として農事實地指導機関たり。當時大字東杉谷靜一郎氏を會長として効績頗る顯著なるものあり、爲に大日本農會總裁より表彰されたる事あり。爾來幾多變遷中時勢の進運は各種蠶業振興の要素は農會の活動に俟つこと大なりとなし。昭和 年 月 日技手中尾忠三郎氏三山路・龍神・寒川受持技術員として本村に駐在、銳意斯會進歩の爲指導されつゝあり。毎年各品種改良栽培・病虫害驅除督勵・品評会等に努め遂年向上しつゝあり。

- |     |       |     |        |      |           |     |       |
|-----|-------|-----|--------|------|-----------|-----|-------|
| 會長  | 杉谷 盛一 | 副會長 | 浦 源四郎  | 評議員  | 田岡 耕一     | 評議員 | 寒川 爲助 |
| 評議員 | 杉谷 盛一 | 評議員 | 浦 源四郎  | 評議員  | 田岡 耕一     | 評議員 | 寒川 爲助 |
| 評議員 | 寒川 清七 | 評議員 | 小川 自治  | 評議員  | 古久保清五郎    | 評議員 | 今井 熊市 |
| 監事  | 林 太助  | 技手  | 中尾 忠三郎 | 農會總代 | 古久保多丸外十九名 |     |       |

経費

| 種別     | 年度     |        |
|--------|--------|--------|
|        | 昭和元年   | 昭和二年   |
| 郡農会負担金 | 二四〇円〇〇 | 二八四円〇〇 |
| 村農会収入金 | 七二九・六四 | 七一六・一〇 |
| 全支出高   | 七二九・六四 | 七〇四・四五 |
|        | 昭和三年   | 昭和四年   |
|        | 五六四・四七 | 七二〇・二二 |
|        | 昭和五年   | 昭和六年   |
|        | 五六四・二九 | 三七一・五五 |

4 帝国在郷軍人会 上山路村分會

事務所 上山路村役場内二置ク 会員数 百七拾四名  
事業 1 招魂祭施行（村合併）  
2 軍人総会（旧正・旧盆二回）  
3 壮丁豫習教育  
4 入営兵豫習教育  
5 青訓生監督指導  
6 其の他時宜を見て講演会・銃劔競技・活動写真会を行う

各戦役戦死者氏名

| 戦役 | 死亡年月日      | 死亡場所 | 死理    | 兵科官等  | 氏名     |
|----|------------|------|-------|-------|--------|
| 西南 | 明治十年       | 肥後   | 戦死    |       | 宮本 熊太郎 |
| "  | 明治五年三月七日   | 熊本鎮台 | 病死    |       | 滝本 藤三郎 |
| "  | 明治廿八年四月廿六日 | 營口   | "     | 輸手    | 森岡 円七  |
| 日清 | 明治廿八年一月三十日 | 柳家屯  | "     | 歩兵一等卒 | 玉置 岩助  |
| 日露 | 明治廿八年九月廿二日 | 鳳凰城  | "     | "     | 山本 平助  |
| "  | 明治廿八年九月廿二日 | 大阪   | 誤って戦死 | 歩兵軍曹  | 庄司 勝太郎 |
| "  | 明治廿八年九月十三日 | 大阪   | 病死    | 歩兵二等卒 | 寒川 義雄  |
| 兵事 | 明治廿八年九月十三日 | 台中   | "     | 歩兵一等卒 | 寒川 玉楠  |

歴代分會長名

| 就任年月日       | 退任年月日       | 官等       | 氏名     |
|-------------|-------------|----------|--------|
| 明治四十二年八月廿一日 | 明治四十四年十一月九日 | 勲七等上山路村長 | 五味 小平次 |
| " 四十四年十一月十日 | " 四十五年二月廿六日 | 歩兵軍曹     | 寒川 茂市  |
| " 四十五年二月廿七日 | 大正二年八月十七日   | 勲八等歩兵伍長  | 田中 惠   |
| 大正二年八月十八日   | " 十三年八月十五日  | "        | 久保 俊次郎 |
| " 十三年八月十六日  |             | 歩兵伍長     | 松本 淳吉  |
| 昭和三年九月一日    | 現在          | 正八位歩兵少尉  | 寒川 明忠  |

歴代副分会長

| 就任年月日      | 退任年月日      | 官等      | 氏名    |
|------------|------------|---------|-------|
| 明治四三年八月廿一日 | 明治四三年十一月九日 | 勲七等歩兵軍曹 | 寒川茂市  |
| 〃四三年十一月十日  | 〃四五年二月廿六日  | 勲八等歩兵伍長 | 田中恵   |
| 〃四五年二月廿七日  | 大正元年十一月十五日 | 補充兵東小幸長 | 高尾英吉  |
| 大正元年十一月十六日 | 〃三年十二月七日   | 補充兵     | 古久保多丸 |
| 〃三年十二月八日   | 〃四年四月十四日   | 小幸校訓導   | 崎山勇   |
| 〃四年四月十五日   | 〃九年八月廿八日   | 勲八等歩兵伍長 | 田中恵   |
| 〃九年八月廿九日   | 〃十一年九月廿日   | 歩兵上等兵   | 森敬五郎  |
| 〃十一年九月廿一日  | 〃          | 〃       | 古久保諦吾 |
| 〃十五年九月七日   | 現在         | 〃       | 中當藏   |

歴代評議員

松本岩松氏外十二名

忠魂碑建設

大正十年五月二日丹生神社境内に建設を終へて十五日に除幕式を挙行。碑面の揮毫は帝国在郷軍人會副會長陸軍中將田中義一閣下なり。除幕式当日村民一般休業神式・佛式にて舉行、投餅・宴會あり、村民一般の援助と建設委員たりし古久保多丸・田中恵両氏の献身的尽力大なるものあり工費七百元。その後昭和四年十一月現會長寒川明忠氏及會員の努力により、御大典記念事業として玉垣を完成せり。

日支事變の出征

昭和六年八月十九日支事變起るや、我が軍は満洲の利權擁護と、国境守備並に各地の在留邦人保護の爲軍を動かし、殫猛なる匪賊と戦ふこと連日連夜。之が爲本村大字丹生川予備陸軍歩兵一等兵深瀬実氏召集され、上海へ派遣され其の任を完して飯郷したるは、誠に我が村の誇りなり。尚又同字山本善行一等兵も歩兵第七十七聯隊にあり、国境守備の任務に付き戦友五名と共に、帽児山陸軍望楼附近警戒中、突如百五十名の匪賊に包圍せられたり。彈丸雨と飛び霞と散る、彼は我三十倍する多勢なり。然るに日本武士として血氣横溢忠勇無双なる五名の勇士は奮戦苦闘を続けたり。時は昭和七年七月十日午前四時戦は正に真最中なり。五勇士は身に微傷だも負わず、此れが爲我軍の作戰計画は頗る有利に展開され、武功拔群なること日支事變勃発以來未だ嘗て見ざる殊勲なりと賞讃せられたり。この報村内に伝はるや村民歓喜し、家族の慰問・本人激勵やらで村内活気に満されたり。眞に我郷土の誇りと云ふべし。

5 東本校教育後援會

事務所 東尋常高等小幸校内

大正十年七月廿三日日高郡役所より、教育後援會設立を奨勵方通牒に接する。時の東小幸校長山本兼

吉氏十一年五月設立着手し、熱誠なる指導なる許に同月成立し、一口貳銭とし加入戸数八十一戸・口数百七十八ありしも一ヶ年にして立消となりたり。その後現校長杉谷英潔氏の手により、本校創立五十周年記念事業の一として、復活を宣言し着々その域に達し現況を見るに至れり。

# 評議員及幹事

役員 顧問 杉谷 盛一 會長 古久保 多丸 副會長 松本 定一

| 組別   | 小字名     | 評議員    | 幹事     |
|------|---------|--------|--------|
| 第一組  | 東寺之原上地  | 崎山 盛長  | 田岡 正一  |
| 第二組  | 寺之原一部栃谷 | 廣岡 栄助  | 田岡 佐藏  |
| 第三組  | 上地久保    | 田中 恵   | 寒川 順吾  |
| 第四組  | 上 碓     | 田岡 耕一  | 土井 眞三郎 |
| 第五組  | 丹生平川口   | 五味 卓   | 古久保 庸  |
| 第六組  | 寺之原 下地  | 雜賀 弥太郎 | 小川 富市  |
| 第七組  | 西小瀬及下地  | 古久保勇三郎 | 古久保 忠男 |
| 第八組  | 上 部     | 寒川 定一  | 古久保 征司 |
| 事務委員 | 東       | 五味 純   |        |
| 校内   |         | 杉谷 英潔  |        |
|      |         | 古久保 泉  |        |
|      |         | 寒川 春一  |        |

特別會員 第一組一名 第六組二名 第九組一名

| 組別 | 児童数 | 父兄数 | 後援會員数 | 口数  | 金額    |
|----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 1  | 二一  | 一四  | 一一    | 二一  | 〇・四二円 |
| 2  | 二〇  | 一一  | 一四    | 四三  | 〇・八五  |
| 3  | 一六  | 八   | 一〇    | 三四  | 〇・六八  |
| 4  | 一五  | 一一  | 九     | 一〇  | 〇・二〇  |
| 5  | 二二  | 一六  | 一一    | 三三  | 〇・六六  |
| 6  | 二三  | 一三  | 一五    | 二一  | 〇・四二  |
| 7  | 二四  | 一四  | 一〇    | 五九  | 一・一八  |
| 8  | 二一  | 一一  | 一五    | 三五  | 〇・七〇  |
| 9  | 一七  | 一一  | 五     | 五   | 〇・一〇  |
| 10 | 一三  | 一三  |       |     |       |
| 計  | 一九二 | 一二二 | 一一〇   | 二六一 | 五・二二  |

會計狀態 (昭和七年二月末現在)

| 資 産      |              | 之 部 |          | 支 出      |     | 之 部 |     |
|----------|--------------|-----|----------|----------|-----|-----|-----|
| 現在高      | 一<br>一三<br>円 | 一八〇 | 販売部貸金    | 一五一<br>円 | 五二五 |     |     |
| 本年一月迄益金  | 七<br>七       | 九〇五 | 販売部現金    | 三<br>九   | 五六  |     |     |
| 前年度現金繰越金 | 八            | 八二〇 | 運動会諸品補助費 | 一<br>七   | 五四  |     |     |
| 本年度崔収会費  | 五<br>五       | 一〇〇 | 幸藝会補助費   | 一<br>四   | 二九  |     |     |
|          |              |     | 香料       | 二        | 五〇〇 |     |     |
|          |              |     | 家事手伝優秀賞費 | 三        | 〇〇〇 |     |     |
|          |              |     | 賞状印刷費    | 二        | 五〇〇 |     |     |
|          |              |     | 活動寫真補助   | 一<br>二   | 〇〇〇 |     |     |
|          |              |     | 体育獎勵費    | 一<br>〇   | 〇〇〇 |     |     |
|          |              |     | 貧窮児給与    |          | 七六〇 |     |     |
| 計        | 二五五          | 〇〇五 | 現金       | 一        | 三三〇 | 二五五 | 〇〇五 |

第十二章 旧跡及伝説

一、旧跡

鶴ヶ城

上山路村大字東・西 東小幸校より北拾町余 東西三十二間 南北十一間 周八十二間 標高五二六米  
玉置下野守直虎の本城たり

玉置氏

平中將資盛の子資平の後といふ。資盛嘗て罪を得て薦野に蟄居する間に二子を生む。其の一人は即ち薦野十郎資平なり。壽永の乱に遁れて熊野に入り玉置社（玉置山は熊野に接し、和州十津川にあり。十津川・北山川相近ずかんとする地にして頂に玉置山権現あり。中古熊野の奥の院と称せしことあり）の祀を司る。承久以後北條氏に属して奥牟婁八十五町の地頭となれり。是によつて枝葉繁殖し、遂に奥牟婁玉置氏・口牟婁玉置氏の称あり（或はいう玉置氏の祖を岩城判官と云ふ奥州岩城の人なりしが、勅勘を蒙りて奥熊野に流され十六代（或は三十代）居住す。何れの代か天より美玉降り来たりて、木の枝に懸り数年を経て地に落つ。此を口形石といふ。それより玉置を姓とし口形を家紋とす）。資平五世の孫に莊司盛高といふあり。鎌倉の為に南朝に背き、高野山より十津川に至るまで行く行く砦を築き、柵を樹て護良親皇の通路を防ぐ。延元の頃近衛右大臣家基の後に左衛門尉直光といふものあり、故ありて熊野に遁れ玉置氏に依る（蓋し盛高の妻は近衛家の出、直光この縁を以て至る）。盛高子なし直光即ち養嗣子となり玉置氏を冒す。次で姓を藤原と改め近衛小太郎直高と称す。三子あり一人は玉置山別当となり、二人は日高郡山路に來住す。時和佐に豪族川上氏あり其の主采女近郷を領して威望高し。玉置氏の

二子之を襲殺してその所領を奪取し、一人は（その名を詳にせず、或は玉置大宣といひし人ならんか）和佐手取城に居り、玉置下野守直亮は山路の鶴ヶ城に居る。尚左記一説あり。

「玉置莊司覺書」

和佐玉置氏と出所を同じうするもの、其の祖藤原二天（近衛家の出）延喜元年和州十津川十八郷を賜り玉置山に入る。十二代の裔玉置莊司大兵を率ひて護良親王に抗し奉らんせしが、令旨を拝して感激し遽に宮方に参じ有田郡に於て軍功を立つ。乃ち直の一字に「菊に口（すはま）」の紋章を賜ひ、惣領一代末代まで用ふる事を許さる。是に於て山地鶴ヶ城に居城し下野守直虎と称す。その後川上氏を討ちて其の領地を奪ひ、和佐に手取城を構ふ（直処（虎）族之に居る）。玉置和佐とも同家なれば緩急互ひに相助け、玉置絶家せば山地より、山地絶家せば和佐より繼承すること、し、十津川祭典渡御式に於ても弓は山地玉置氏先とし、太刀は十津川玉置氏捧持する例なりき云々。直虎の裔累代山地郷を領し「郡主旧記」、其の所領「今高千二・三百石」ばかりとあるも、全盛時には畠山氏に属して、河内国内に知行を所有し、有田郡戸野・藤並・牟婁郡三栖・伏菟野・長瀬・日高郡切目川奥・南部奥等を領せしことありと云ふ。

鶴ヶ城歴代城主左の如し

直虎……上野……加賀……こてい……向殿……新前……兵部大輔……玄蕃太夫

……弥太郎……小太郎……弥三太夫

本表に表はれざれども、文明十三年安井村河内神社造営の棟札、地頭玉置左衛門太夫の名見ゆ。蓋し六・七代の人となるべし。続風土記に「織田氏の南征に玉置氏山地郷に引籠る。山地地の四頭小川・松本・久保・古久保四氏、玉置兵部太輔の孫紋之輔盛重を奉じて主とす」とある。四頭は所謂鶴ヶ城の四天王にして一郷の豪族たり。天正年間豊臣氏の南征に逢ふや弥三太夫、宮代山の砦によりて之に抗す。此の時寄手伊藤甲斐守なるもの鳥の道坂に於て戦死せしも、その舍弟三之丞なるもの三番山を越えて、突如鶴ヶ城の背を衝きしかば城遂に支ふる能はず。弥三太夫纔に身を以て遁れ牟婁郡栗栖川村莊（兵）生村に匿る。後出でて杉若越後守に仕へしが、関ヶ原後浪々の身となり、更に浅野氏に召出れて藝州に至る。後又紀藩に仕ふといふ。子孫詳ならず。

或書に云ふ、山地落城の時嫡男竹松丸十七歳なり。松本之を伴ひて安藝国へ落ち、二男兵部七歳田辺に落つ。竹松丸は居ること三年にして歿す。松本其の遺骨を納めて皈る。兵部は跛なり、田辺江川に長らく長らへ後僧となりて皈郷し土居に居る。心情と称す、寺社を営みて奉仕す。旧臣の勧めにより南部高田城より女房を迎へ一男を擧ぐ、乃ち牛若と名づく。牛若長じて宇太夫と称し玉置家第拾二代の名跡を襲ぐ。爾後

宇太夫……四郎左衛門……外記之助……三見……三郎左衛門……右衛門太夫久松

……興右衛門

相継ぐといふ。然れども万治二年に死亡したる人にして、鶴ヶ城落城より此の年まで七拾有余年なるに、其の間八代を数ふるが如きは、余りに繼承繁雜に過ぎるを思ふ。（郡主旧記）にも興右衛門を十九代目とせるも信じがたし。

## 1 弘法井戸

本村宮代からうべんどう越えをして寒川村に行く途中、うべんどう坂をいまして頂上といふ所に、水の峪といふ休場あり。其処を弘法井戸と名付けて清水が湧き出ている。昔弘法大師が錫杖で穴を穿つと、そこから水が出でぞめしが此処なりと語り伝ふ。

## 2 口合滝

本村大字柿之原字宮ノ代にあり、三段に分かれた大滝なり。この滝の源に高王観世音を祈る、毎月十八日が祭なり。谷の奥なれども賽する者頗る多し。この滝の中の段に不動明王を祀る。四面断岩絶壁にて老樹鬱蒼として物凄く、盛夏の候にも冷気を覺ゆ。飛沫飛んで美観を呈す。旱天打続けば雨乞ひに祈禱の爲、滝壺に参り祈念せば好雨ありと伝えて、昔より打連れて参りしものなり。此の滝と川を隔て、向ひ合ひなる土地に、戸数七八軒なる小部落あり。此の部落民が時として驚くは、滝が一時に崩壊せしに非ずやと疑ふ程の大音響を聞く事あり、里人は天狗が遊びに来たりものと恐れ戦く。

## 3 清明淵

本村大字殿原に国有林笠塔山あり。その昔陰陽の士安部清明が此の地に來り、笠塔山に入り笠の下で祈禱をなせり。或日山を越えて大和国十津川に行かんとして殿原恩行寺に來り、宿を求めたり。人々清明の大金を所持しあるを認めて宿をかし與へたり。此の地に一若なる者あり、清明の大金を奪ひとらんとして同志と語らひ、清明の駕人夫となり翌早曉ここを出発せり。途中断崖あり下を見れば丹生川の深淵は水青くたたえて物凄し。此等にて一若等は俄に清明を捉へて下の深潭へ投げ込みたり。さずがの清明も身体微塵となりて居らんと、一若一味の者共は早く其の大金をまき上げんとあせりつゝ、川辺に下りて見るに、豈圖らん死せりと思はれし清明は、身に微傷もせず岩に腰を打ちかけ休み居たり。其の側に柿の葉散乱し居たり。金と見えしは此の葉なりしかと驚き呆れたり。清明淵の名は此の時名付けしと聞く。其の後清明は同字谷口といふ所にて命終りたりと聞く。

「紀州俗伝」に曰く

紀州上山路村殿原の谷口といふ小字の田中に清明社といふ小社あり。此処の田に棲む蛭、大ききも形も尋常の蛭と異らねど血を吸はず。医療の爲捕えるも益なし。社側に清明井とて清水あり。此の殿原の恩行寺といふ所と、隣宇丹生川との間に清明淵あり、其上の道側を清明転しと云ふ。懸崖あり淵の彼方丹生川側に清明の腰掛岩あり。清明熊野詣りの砌恩行寺で籠に乗り、丹生川に行く途中籠人夫その金を盗らんとて、此の崖より清明を転し落すに、死せず川を渡りて件の岩に腰をかけて憩う。大ひに驚入るに清明恐れる気色もなく望の物を与ふべしと金囊になふ。大ひに喜び持ち販り見るに木の葉ばかり入れてありし由。それより清明笠塔山に登る、此の山に鳥の馬場とて長さ五・六十間、幅五・六間の馬場の如き平坦なる道あり。今に人を修めざるも一切草木生ぜず、両側に大木生え並べたり。誰も乗らざる白馬屢々表はれ駆け行く。又小隅茶屋とて人偶々露宿すれば、夜中忽々小屋立ち人形芝居盛んに催され、日辰に至りて忽然として消へ失せる所あり。清明此処に來りて笠を木に掛け塔に凝し祈りてより、その後長く熄むといふ。(南方熊楠)昔上山路村大字殿原字谷口に庄司新九郎なる者の所へ安部清明が訪ね來たれり。新九郎は告ぐるに妖怪が出没して、通行人を憚すことありといふ。さらば護摩を焚いてそれを調伏すべしと清明は山に上りゆく。其の祈禱最中驟雨來たりたるを以



て、其の人清明に笠をかざしたり。これより笠塔山と云ふ。又護摩を焚きし壇は笠塔通いの壇と称へて、同山の頂上にその形跡あり。此の事ありて妖怪の出現やみたりといふ。祈禱が終つて後清明は谷口の里に帰り来れり。新九郎は更に此の里に猪・鹿出でて、作物を害し又田地蛭多くして里人困る由を告ぐ。清明の曰く毎年霜月の廿二日を拙者の忌日と定め白粉餅を以て祭りくれよ、されば害を除いてとらすべしと、云ふや否や其の姿は忽然として消え失せたり。爾後は谷口の蛭人に吸付かぬといふ。又曰く蛭が清明に吸ひつきしを怒りて口を捻じたるを以てなりと。いづれが事実なりや否や、暫くありて清明は恩行寺に姿を表はし一若と云ふ者の家に宿れり。一若は清明が大金を所持するを見て欲を起し、鷄の止り木に湯を通じて鳴かしめ、夜明け近づきたりと欺き連れ出し穂手の休場の上なる「まひまひ岨」に至り突如清明を突き落とし、さて小途を辿りて下りし見るに、清明は泰然自若として岩に腰かけ居たり。此処を清明転がしと云ひ、淵を清明淵・岩を清明の腰掛岩といふ。清明は徐ろに口を開き一若に打向ひ、汝愚にして悪心を起し大金欲しさに我を殺さんとせしものならん、左程ほしくば与ふべしとて財布を投げ与へたり。一若恐しくもあり、其の財布を拾つて家路を急いだ。不圖後を見るに清明は指を食ひ切り、滴る血漿もて岩に文字を書き付け居たり。一若は家に帰り財布を解き見れば金にあらず木の葉のみなりと。其の後一若の一族は癩病にかかり全滅しつくせり。其の後恩行寺の前の川中に、夜な夜な怪光を放ちて人を驚かすものあり。里人これを選んで祠を立て祀れば玉石なり。安部清明一若一家の祟りをなすものならめと、之を清明の神体と称し土地を選んで祠を立て祀れり。安部清明からしん大明神略して清明様といふ。今なほ賽する人あり。昔より道無し宮といひて詣道を修理せず。此の祠の下の田を清明田といふ（字谷口千二番地・田十七部）。古来下肥は勿論灰も用ひず。只草肥のみを施すが例なり。之も清明の祟りを恐れてなり。

#### 4 天狗岩

本村大字殿原諸島に天狗岩といふ嚴あり。昔天狗の棲家とせられ、湯川勢が鶴ヶ城に押しよせし時、茲より天狗が嚮導の役を勤めたりと語り伝ふ。

#### 5 朝寝の殿様

本村丹生川の水源近く溯ると川俣と称する一部落あり。分水嶺より見るも地理上より見るも、当然紀州領として本村大字丹生川川俣領なるが、如何なる事か奈良県吉野郡十津川村の領地として、同地の管轄となり居れり。斯かる不自然なる区域を作りし事に滑稽なる伝説あり。昔紀州藩の殿様と和州藩の殿様との間に国境問題につき紛糾起り、種々交渉の結果日を定めて双方が出張し山に上らんか、其の出逢ひし地点を国境とすべし。然るに当日の朝如何なる事にや、紀州公朝寝を遊ばし周章して山に上るうち、和州公は早くも引牛の嶮を越え川俣も通り過ぎし処にて、紀州公に出會ひしものなり。斯かる事情のもとに約束を違へる事もならず、遂に不自然なる境界を生ぜしものなりといふ。

#### 6 鶴ヶ城

玉置下野守直虎の居城として知られたる鶴ヶ城跡の何処かに、黄金千両埋めたり語り伝ふ。

「朝日さす夕日かがやく松の下　こばん千両後の世の為」の歌が残されて居る。

#### 7 本村大字殿原滝本駒右衛門は、十月の亥の子餅を一度に廿七個食ひたり。然も強力で五拾貫の荷物を平気でかつぎたるといふ。

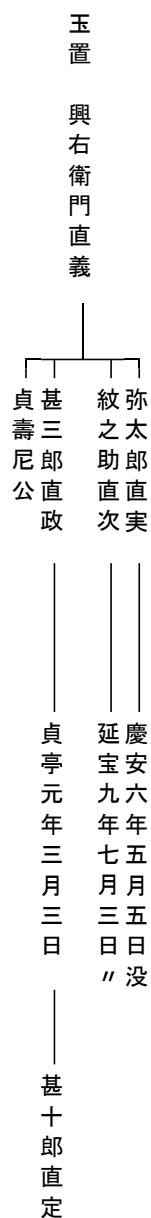
# 第十二章 旧家之人物

## 一、旧家

### 杉谷氏（上山路村大字東）

杉谷重嘉通称为左衛門。日高郡東村の人、遠祖は山路莊鶴ヶ岡城主玉置下野守直虎の後裔にして、代々東村字土地久保に住す。廿五代の孫杉谷爲左衛門直方の三男にして、寛政十一年四月十日生る。資性淳厚世々農業を（脱落）。文政三年里正の職に擧げられ奉職廿年。文政七年山家同心拝命、同年姓を杉谷と改む。明治三年まで在職四十七年。天保八年私塾を開く、四十年間子弟を順陶す。其の効顯著なるを以て明治十年九月廿一日和歌山県令より行賞せられ、妻ユミ女家庭の宗理宜しきを以て行賞せらる。重嘉明治十一年十月二日八十一歳の高令を以て歿す。門人相謀り東巨勢山に頌德碑を建つ。東青年会員工事を助け大正三年十一月廿五日竣工。

系図



（柳久保住）  
權太郎直繁

甚藏直政

爲左衛門直方

爲左右衛門重嘉

欽十郎重貞

靜一郎重信（寒川村林家より入籍）

重信に至り地方政治界・産業界に貢献する所頗る多し。氏嘉永三年二月廿二日本郡寒川村林柳藏の二男に生まれ、安楽寺住職に就いて孝を修め、文久三年藝州高木目齋につき漢学・医学を修め、慶応二年正月より八ヶ年、寒川村にて家塾を開き村童を教育す。明治六年十津川村に於て易教を幸ひ、拾壹月靜一郎と改名、七年五月五日杉谷家を繼承す。以来県會議員・郵便局長・村農会長・郡會議員・奉公会長等に重任す。

### 五味氏（上山路村大字宮代）

祖先は遠く藤原氏、山城国大内に住す。

五味藤九郎家隆……右平次家親……理太夫家盈……佐平次家春……澤右衛門萬岳……  
小平次基庵……右左衛門順当……虎之助元陳……小平次寛敬……小平次寛嘉……  
小平次寛永

同家は五味三郎太夫に始まる。その子藤九郎家隆慶長年間大阪御陣の節、藤堂大學頭様へ附添軍勢引具し、御用相勤め度々武功を立てたり。此の役終りて後痛風を患ひ龍神温泉へ湯浴に來たり。治療するも

## 二、人物

### 故杉谷健之助

全快せず、御用勤め難きにより止むを得ず、下山路村甲斐川にて百姓となれり。元和中下山路村・小家村・甲斐川村庄屋仰付られ勤続せり。天正三年出世、寛文五年正月九十二歳にて去る。二代目佐平次家親宮代村庄屋仰付けられ、享保元年九月九十一歳にて歿す。三代理太夫家盈元禄年中宮代村庄屋となり、十年九月宮代村御検地帳書替事務・享保八年名寄帳書替・宝永四年新田畑御検帳認替をなし、延享四年四月八十八歳にて歿す。家春宮代村庄屋となり、萬岳・上下宮代村・寒川村庄屋・山地組杖突役・新畑名寄帳書替・湯之又庄屋を勤む。基庵、下廣井原村庄屋・湯之又村庄屋・勸農取締方役・上宮代村庄屋・寒川村庄屋・丹生川村庄屋・済民倉取締方等を勤む。順当、下廣井原村庄屋・第六大区六小区副戸長・上下宮代村・安井村庄屋・山路組杖突。寛政、山路組杖突・上下宮代庄屋・第六大区六小区副戸長・宮代小學校世話係・安井、西、宮代戸長を勤む。寛嘉、第六大区六小区上下宮代副戸長・宮代村々會議員・宮代村御用係・上山路村會議員・同上事務委員・和歌山県尚武会上山路村委員・日本赤十字社和歌山支部日高郡分区委員、明治三十七・八年戦役の功により、勲七等青色桐葉章及び金五拾円を賜る。明治四拾二年三月八日上山路村長に再選、四十三年九月七日退職。

杉谷為左衛門の末子なり。弘化二年十一月九日大字東に生る。遠祖は藤原氏にて旧姓玉置、杉谷と改む。同氏の一生を通観するに、奮闘的生活に終始せらる。十歳の時庄屋の文章を文箱に収めてセンゴ越にて、龍神村広井原大庄屋小川団十郎方に往復す。當時は山路老樹鬱蒼尚暗く、狐狸の巢窟として凡人恐れて之を避けんとする程凄かりし場所なり。僅かの労金を得んが爲悪戦苦闘之を継続せし事は凡才兒にあらざる事明らかなり。勤儉の大精神は既に萌芽し、十一歳の時小間物商人となる。其の時両親赤稿の行商装束を与えし、以後調度品は全部自力にて支辨せしといふ。不撓不屈の精神はここにも表れたり。斯くの如く少年時代より修養に努めし結果、商才に長ぜしこと氏の右に出ずる者なく、終に一代多数拾万円の財産を造成せり。一方又行政法律方面にも精通せり。明治八年分家して一家を創設す、今の大多屋之なり。妻貞子女を明治九年五月十日龍神村戎屋よりむかふ。性格男子にまさる早寝早起を本旨とし、經濟觀念豊富にして、自ら実践窮行よく夫を助けて内助の効多し。以来氏は衆望を負ふて東村戸長となり（明治十五年八月）、東村外四ヶ村の戸長（東・西・上・下宮代）となる。明治廿二年町村制施行せらるゝや、村民に推されて初代村長となり明治四十四年退職す。此の間寢食を忘れて村民福のため貢献す。其の後村議の職にあること廿八ヶ年、而も謹言黙行・寡言よく実効を擧げしを以て、知事・郡長より表彰せらるる事数回、村民もその絶大なる功績に報ゆる爲感謝状及び銀盃を贈りたり。氏の地方政界に於ける手腕と徳望とを欽迎する村民は、山村部落の爲県政壇上に進出せしも、獨特の力を發揮せしめんと、明治四十年及び四十四年両度の県議選出場の爲懇請し、惜しくも落選地の利を得ざる爲なり。趣味方面に於ては義太夫・棋道等造詣深く、山路郷に於ける重鎮たり。大正八年病を得て起たず、山路郷の偉村として惜しむべし。

## 故玉置与右衛門

氏は鶴力城十九代の裔にして、本村東土地久保に住す。万治二年八月二日歿す。済民の志厚く大字東に薪炭材無く一般の窮乏をれみ、自己の所有山林を全區民に惠投せられたり。歿後二百七拾年余今に至るも其の遺徳を偲ぶあまり頌徳碑を建つ。杉谷重信氏發起・区長田岡多助氏奔走、村の補助を受け御大典記念事業も含めて、昭和三年八月二日故人の命日を期し、村内有志を招待除幕式を舉行す。

## 故桃源

上山路村大字西出身、禅僧名は長茂といひ不疑軒と号す。現在寒川爲助氏所有の字太夫屋敷に呱呱の声をあげしといふ。田辺町海蔵寺第五世の住職にして、晩年秋津川萬福寺に入り開基となる。宝永六年七月廿八日遷化。法界に尽すこと頗る大なり。清川村本誓寺・西郡三栖村知法寺・上秋津村千光寺・栗栖川村觀喜寺・福嚴寺・二川村西光寺・二川村善行寺・鮎川村成道寺・普大寺など開基・再興に付て力を注がれたり。

## 故玉置直次氏

東村玉置与右衛門直義の二男紋之助と称す。兄直実早逝せし爲家督相続す。旧臣松本（旧玉置家四天王にして、当主彦太郎大庄屋を勤め夙に役威を振ひ専横の振舞あり）の非礼を憤る所あり。延宝九年元旦彦太郎が年賀来訪の飯途、玄閑に迎へて斬らんとして果さず、却つて狂乱の名の下に土地久保に幽閉せらる。後宮代村小原に移さる。全く飲漿を絶つたる七月三日渴して死す。今鶴ヶ城跡の西北日高川の左岸に当り、二株の老杉を前に五輪塔一基あり高さ五尺。正面覺海淨智居士延宝九年辛酉七月三日、右側に施主玉置直定・小川直安・松本重次・久保吉房、左側に俗名玉置紋之助直次、裏面千時正徳四年甲午拾月初三日建之の文字あり。施主玉置直定は紋之助の弟、甚三郎直政の長子なり。祖先の名跡を興すべく邸を土地久保に移し甚三郎と称す。

## 古久保 実行氏（故）

歌人なり、善一郎と称し号は有恥、又杉涼園・不二之酒家等別号あり。弘化四年二月本村殿原に生る。父文衛門・母東村玉置栄太郎の女光、慶応年間森田節齋につき漢学を修め、次で明治初年歌を熊代繁里・瀬見善水に學び、後佐々木弘綱・久米幹文・鈴木重領等に歌稿の加朱を受く。明治六年四月廿八日川中村小釜本八幡神社の社掌となり、同時に愛川河内神社・阿田木村阿田木神社・弥谷村河内神社・姉子村姉子神社・三十井村白髭神社・初湯川村阿田木神社・串本村河内神社社掌を兼務す。翌七年三月十七日權訓導に兼補社掌解任。爾後しばしば仕官の勸を受けしも遂に出でず。遺稿に「福慈の家」・詠草数冊・「御夜麻之久知葉」・「福慈之家集」等一々枚舉に違あらず。氏は歌人のみにあらず、社会第一線に立ちて公共の爲尽力せり。

## 故千葉 英吉

本村丹生川千葉啓次郎氏の二男にして、明治十年十一月御坊町小幸校伝習所を卒業。以来寒川・福井・東各小幸校に勤務、四十余年間国民教育の爲全力を傾注さる。県及び郡より表彰を受くる事枚舉に違あらず。晩年文部省より選奨勲八等に敘せらる。大正・今上両陛下御即位式に賜饌の栄を受く。幼少の頃

田中光顯伯につき就孝、勤皇と祖先崇拜の志厚く、謹直にして意志鞏固・言行一致の人なり。家庭に於ては嚴格にし讀書を唯一の樂とせり。

## 杉谷 盛一氏

大字東杉谷靜一郎氏長男として、明治廿年三月拾五日生。明治卅年東小學校卒業、御坊高等科に幸び、四十年三月廿六日田辺中學校を優秀なる成績にて卒業。在孝中は孝科運動共に衆に拔ず。明治四十一年二月廿一日分家、杉谷健之助嗣子となり、四十年七月より四十一年三月まで東小學校に教鞭を執り、四十年四月一日上山路村役場書記となる。大正十年八月十九日上山路村役場助役となり、大正十四年一月廿一日村長に就任、同年同月南部町他七ヶ村道路組合議員となる。同年二月十六日赤十字社和歌山支部日高郡上山路村分区分長となり、同三月一日帝國在郷軍人会上山路村分会顧問に推さる。同三月廿四日日高郡產牛畜産組合上山路村區委員長に、同七月一日度量衡指導委員會を命ぜらる。大正十五年七月廿六日日本農會地方委員となり、昭和二年五月廿三日日本農會評議員、上山路村農會分會長となる。同七月廿六日土地賃賃價格調査委員となり、昭和二年五月廿三日高郡養蚕同業組合上山路村分區分會長となり、三年四月十日和歌山県自治會評議員、同年十月五日村誌編纂委員長、五年四月廿日家屋調査委員に、六年五月廿日臨時産業調査會委員となる。經歷中授賞違あらず。

## 故小川 周善

明治五年七月十三日本郡中山路村柳瀬に生る。壮年の頃本村宮代村小川定右衛門の嗣子となる。資質剛毅にして社交に富み、虚飾・虚礼を斥けて質実を尚ぶ。宮代區長に當選する事數回、上宮代信用購買組合長として、設立に努力斡旋し其の効大なり。明治四十四年二月十日村民の与望を負ふて村長となり、在職五年九ヶ月。其の間虎ヶ峯林道改修の難肩あり。丹生川道路改修の議起り、実現を企圖すべく漸進主義政策を樹てて計画を講ぜり。村治の主權を掌るやよく属僚を率ひ、周倒なる頭腦を以て之を處理せり。大正四年宮代小學校失火後、難局を斥けて再建を見ざる内に、逝去せしは洵に惜しむべし。

## 故西面 欽一郎氏

明治七年二月廿三日本村丹生川に生る。壮年にして西郡二川村兵生にて製材・製板の業を営む。嶄新の機械を裝置して林業界に活動す。大正四年三月丹生川區長に當選し、大正四年十月十日高郡會議員に當選、八年九月六日任期満了し、六年一月廿三日上山路村長に就任、八年九月六日退職。郡會議員副議長としてよくその任を果し、村長として在任中役場改築の大事業を成就されたる効頗る多し。却て郡會議員總選舉に出馬すべく、準備を整え運動を開始せしも、或事情の爲素志を翻せしは惜しむべし。村議として活躍中昭和三年二月一日歿す。

## 蘭 和四郎氏

元治元年十月廿三日大字宮代寒川辨藏氏三男に生る。明治四年、六年迄玉置行部なる人に寺子屋教育を受け、其の後東寒川清太郎氏に団体教育を受く。明治十二年十一月より明治十四年三月迄、殿原村小學校助教諭補助となり、明治十六年三月六日和歌山県師範小學校卒業以來、龍神村・二川村・清川村各小學校奉職後、御坊町蘭家相續。同十八年九月十八日御坊小學校訓導奉職、以來大正四年三月廿一日迄校長と

して初等教育に尽粹さる。以来御坊町名助役・町会議員・事務委員を歴任、花田仲之助氏と共に本郡報徳会普及に力を注がれたり。幼少の頃より頭脳明敏なる事、各事に表れたり。此の間表彰を受くる事枚舉に違あらず。

## 林 正夫氏

文久二年六月初日本村大字東に生る。明治十年十二月、廿一年五月迄東小幸校に奉職。当時尚寺子屋因習を脱せず苦心一方ならず。或期間は無報酬にて児童を薰陶せられ、終に東小幸校の基礎をかため、以来裁判所書記・上山路村長・日水建設部会計主任等の要職にあり。現在上山路村収入役として村政に貢献さる。

## 浦 源四郎氏

祖は五味氏と同一なり。明治三年十二月七日宮代に生る。後広井原村浦甚吉氏養嗣子となり、幼より奮闘的生活に終始し、勤儉力行の範たるを失はず。公共事業に奉仕する事多大なり。全力を農業に傾注する傍ら、事務委員として当選する事八回（現）・村議当選六回（現）・区長に数回。明治廿九年四月郡会議員となり、以来農業関係委員・勤儉獎勵委員等に任ぜらるる事十数回、表彰を受くること十数回に及べり。

## 古久保 富治氏

明治廿八年四月、日本村大字殿原古久保文弥氏の二男として生る。明治四十二年東尋常高等小幸校卒業、大正三年田辺中學校卒業、大正十二年三月東京慈惠會医科大學卒業。同年四月より昭和五年三月迄同大學医化学教室及び慶應大學医化学部医化学教室にて研究。昭和五年四月より東京警察病院内科に於て研究、昭和六年七月慶應大學医化学部教授會に於て、学位請求論文通過し、医学博士の称号を得、現在東京女子医化学専門幸校に於て診断幸の実習を担当し、傍ら斯道の研究を継続し居れり。温厚篤実を以て聞こえたる好博士なり。

## 寒川 洋治氏

本村大字東寒川新六長男。明治十七年十二月四日生。東小幸校卒業後御坊補習幸校修幸。第四団經理部經理官養成所終了。明治廿七年十二月、日騎兵第四聯隊に入隊、翌廿八年六月、日騎兵一等卒、同日上等兵。廿九年十一月、日騎兵伍長、四十年十一月三十日軍曹となる。四十一年五月十九日陸軍二等計手となり、同日第四師団經理部附被仰附。四十四年七月十九日大阪衛戍病院附となる。明治四十五年六月廿日陸軍一等計手となり、大正二年十二月一日由良要塞司令部附。大正四年十一月廿日現役満期となる。大正五年三月、大阪府南区赤井洋行に入り、築港税関出張所主任。大正六年五月、大阪西区栗本鐵工所に入所、庶務主任及び鍛工部主任。大正七年十二月、大阪府南区浪速ゴム製造所支配人となる。大正十一年一月より大阪府東成区に寒川ゴム製作所を起す。爾來昭和三年十一月迄職工六拾名・社員六名にて營業し來りも、事業界不振の爲中止せり。公職界に尽す所多し。昭和二年内閣より労働調査委員を任命され、大阪府會議員に当選、昭和四・五年文教調査委員、道路調査委員を勤務す。昭和四年、聖上陛下大阪府行幸あらせらるゝに当り、奉迎委員となる。昭和五年一月、大阪府方面委員・同年十一月、大阪府名譽職参事

会員に、大阪府土地収容審査委員に当選。昭和六年四月支那産業調査を囑託、上海・蘇州・杭州視察。昭和五年七月粉浜青年団長となり、七年九月一日退任、粉浜青年団顧問。同在郷軍人会顧問。大阪府教化委員の公職にありしが、七年九月一日何れも辞任したり。昭和六年七月一日海草郡淑村字地の島（浦の初島）面積廿九町七段七步、実測面積七拾町歩を同村会の決議を得て、向ふ三十ヶ年賃貸契約をなし、遊覧地として目下開発施設中なり。阪神に南海電鉄が権利の譲途乃至割込等の申込あるも、夫を斥けて獨立経営しつゝあり。その計画の大なるものは驚くべし。勲八等瑞宝章を有し、廿七・八年戦役の功により賜金五拾円を賜ふ。文官技倆証明書・善行証明書等を有し、日獨戦役従軍記章を得、目下陸軍恩給年額二九二円を所有す。大正四年御大典に際し十月十六日、第一日の賜饌に列し記念章を賜り、昭和五年特別大演習観艦式に際し、十月廿六日軍艦妙高に於て、拝観を許され賜饌の栄を受けしなど、光栄の歴史大なるものあり。

## 古田 禎秀氏

明治十四年十月廿日本村大字殿原に生る、源之助と称す。明治廿八年三月東小幸校を卒業す。明治廿五年四月京都市私立国民学校入学。廿六年四月漢李・数李・簿記科修業。廿六年九月廿八日和歌山県巡查拜命、四十一年六月一日和歌山県巡查練習生を命ぜられ、同十二月練習課程修了。明治四十二年八月巡查部長拜命、四十二年六月廿二日巡查精勤賞受領。大正二年五月一日警部・消防士考試試験に合格、同廿九日和歌山県警部補に任ぜらる。大正三年二月三日警察事務練習の爲上京、七月廿一日同上課程修了。大正六年五月五日田辺警察署周参見分署長を、大正七年十一月五日全串本分署長を命ぜらる。大正八年七月九日税関監視官を命じられ、同日大阪税関監視官を命ぜられ九監視所勤務。大正八年八月廿二日和歌山県警部に任ぜられ、同九年十一月廿二日東野上警察分署長を命ぜられる。大正十年七月十二日和歌山県警察部保安課長搜索係主任となる。大正十一年七月十五日湯浅警察署長を命ぜられる。大正十三年十二月十五日御坊警察署長を命ぜられる。大正十四年五月七日和歌山県属に任ぜられ、和歌山県工場監督官補を命ぜらる。同年六月廿二日警察部工場課長となり、大正十五年二月一日依願本官を免ぜられ、同十二月十七日改名許可禎秀とす。同二月三日和歌山無尽株式会社湯浅支店長となり現任中。明治廿五年七月廿日本郡南部川村大字西本庄古田タツ女と入夫婚姻をなす。和歌山無尽株式会社は、縣下無尽界の元祖にして、有田郡湯浅支店は同地海岸部地方金融界に対し、年々歳々其の成績を挙げ信望を深くしつゝあるは、畢竟支店長の人格の而らしむる所なり。二十有五年間警察界の実生活を営み、その世情を偲びて所感を読める歌に

人の世は佛も鬼もわれからに

善きもあしきも心なりけり

いかめしき警察官の心情として、この心を有せらるゝもの又、珍しき事と謂ふべし。

## 古久保 安治郎氏

本村大字宮代古久保松之助二男。明治二十一年三月廿一日生。家計豊ならず、地方の小幸校を了へたる後、各所に於て日稼労働に苦心惨憺、以て家の経済を援く。大正二年三月廿二日年廿六歳にして、田辺町に出で志を立て、大阪經由同月廿八日九州土呂々港に上陸せり。其の後宮崎県各地を巡回し、活動

したるも何等得る処なく、それより大分・福岡・熊本・鹿児島各地方を彷徨せし、前後は言語に絶したる艱難苦勞をなめたるも、元来不撓不屈の精神は固く成せざらんば、死するも此の地を去らずといふ覚悟を以て奮闘したり。大正四年鹿児島縣に事業開始、同五年製材所設置。その後事業の拡張と共に宮崎縣各所へ製材所を設置。之が製品の統一販売の必要上、現在の都市片原町に本店を開設し、支店を鹿児島縣岩川町及び贈嶮郡松山村に置き、出張所を大隅志布志港に置く。製品の販路は船積は台湾・朝鮮・大坂、汽車積は廣嶋・福岡・長崎各地方なり。木材商・製材業は大正十四年に廃業。支店及び出張所は從來の店員に譲り、現在は公務の傍ら植林事業に奮闘中。将来の計劃は醸造業なりといふ。大正十三年九月三等郵便局都城局長を拝命現職中。御大典記念事業として社会奉仕事業中。宮崎縣社・神社表へ大鳥居及参拝道路の石垣奉納につき金盃一個を、又消防事業施設に多大の経費を寄附したるにより表彰せられ、郵便局務優良の廉により褒賞せられたり。



## あとがき

本書原本は龍神村役場に藏せられている。昭和四二年夏期休暇の際、続日高郡誌編集委員山本賢氏が、龍神方面の文化財調査に赴き、借用したのを更に借用の上、写し取りたるものである。この時小谷緑草君も写本した。本書の写本は日本専売公社田辺出張所在勤中、業務の余暇に殆ど出張所に於て行った。猶上山路村誌はこの外に、杉谷盛一氏が主唱して成したる稿本一冊があるというが、これは未見である。写本の終了したるは、昭和四二年九月十四日であり、翌四三年四月八日製本した。

## 清水 長一郎誌

### 『上山路村誌』活字化を終わって

父長一郎が書き写した郷土誌の中で『日高郡由良村郷土誌』と並んで、ページ数が多く圧縮しないと、3.5インチのフロッピー一枚に退避出来なかった。活字化しながら日高郡でも、日高平野周辺や海岸筋のことは良く知っていても、奥日高のことは余り知らなかった事を痛感した。また昭和の合併で上中下の山路郷が龍神村に、更に平成の合併で龍神村が日高郡から離脱して、田辺市と合併するのは何か複雑な気持ちである。と言っても、龍神方面は明治以前から、田辺の行政や経済圏であつたらしい。

父の写本は、最初の上山路村歌と最後の古久保安治郎の項が脱落していたのか、多分小谷緑草先生と思う字で書き加えられていた。また隣の宮井家の当主宮井龍先生の生家、千葉家の事なども記録されていた。

平成十六（二〇〇四）年三月十二日

## 清水 章博

使用ワープロソフトジャストシステム『一太郎』Ver.12 for Windows Me & 98